

史跡江馬氏城館跡 下館跡地区 整備工事報告書

史跡江馬氏城館跡下館跡地区整備工事報告書

一〇一〇

飛
驒
市
教
育
委
員
會

2010

飛驒市教育委員会

し せき え ま し しろ やかた あと
史 跡 江 馬 氏 城 館 跡
しも やかた あと ち く
下 館 跡 地 區
整 備 工 事 報 告 書

2010

飛驒市教育委員会



下館跡全景（史跡整備事業開始前）（南西から、1999年9月）



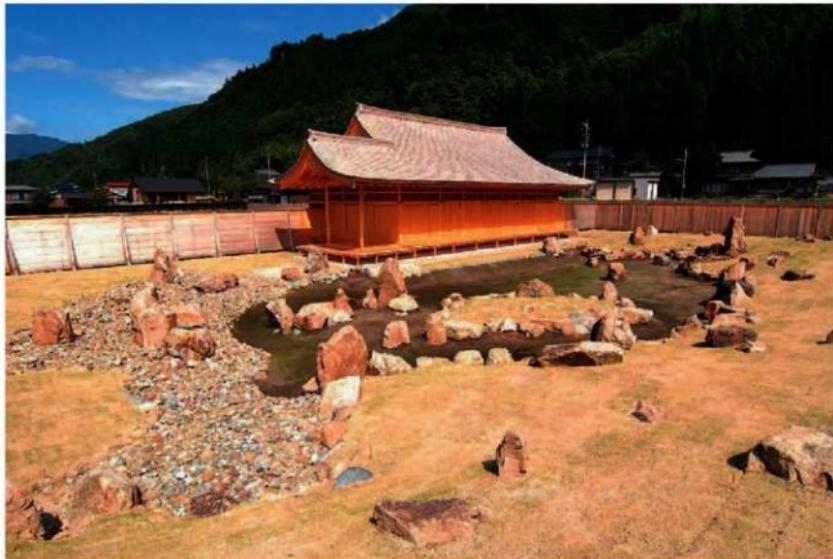
史跡江馬氏館跡公園全景（南西から、2009年11月）



堀内地区全景（南西から、2009年11月）



堀内地区全景（北西から、2009年11月）



庭園と会所建物（南西から、2007年10月）



会所建物（北東から、2009年）



主門（南西から、2004年4月）



庭園整備完了状況（西から、2009年11月）

序

飛驒市は、平成 16 年 2 月 1 日に、旧古川町、旧河合村、旧宮川村、旧神岡町の 2 町 2 村が合併して誕生しました。本市は、岐阜県の最北端に位置し、北は富山市、南東は高山市、西は白川村に接している人口 28,199 人、面積 792.31 km² でその約 92% を森林が占めており、周囲を 3,000 m を越える北アルプスや飛驒山脈などの山々に囲まれた地域です。

神岡町は飛驒市の東に位置し、古くから鉱山の町として栄えてきましたが、近年は採鉱跡の地底空間を活用した東京大学のスーパー・カミオカンデや東北大学のカムランドなどにより宇宙の神秘を探る最先端の実験観測が行われている町として世界に名が知られています。

町の中心を流れる高原川右岸の殿段丘の水田の中に江馬氏の館・庭園跡であるとされた「五ヶ石」が古くより顔を出していましたが、1976 年の土地改良工事をきっかけに行なった調査により、貴重な文化遺産として「江馬氏城館跡」が町民の前に姿を現しました。

1993 年からの発掘調査結果に基づいて、有識者による江馬氏城館跡調査整備委員会による詳細な検討を重ねていただきました。検証結果をもとに、2000 年から整備工事に着手し、2007 年 10 月に史跡江馬氏館跡公園としてオープンいたしました。

本事業では室町時代の武家屋敷における庭園や会所建物などを復元整備しております。整備により、景石が雄大な山並みを背景に凛として立つ力強さを感じさせる庭が見事によみがえりました。室町將軍邸と酷似した会所建物では、武家のものでなしの場をリアルに実感することができます。市民のみなさんはもとより、全国のみなさんに愛される歴史公園として行きたいと思っております。是非、多くの皆さんに足を運んでいただけたらと思います。

整備の詳細は本報告書に記しておりますが、本報告書が今後の文化遺産の整備の礎として、更には文化保護への関心を高める一助となれば幸いと考えます。

最後となりましたが、整備事業の推進に当たり、多大なご支援・ご協力をいただいた関係諸機関並びに関係者各位、殿地区の皆様に深く感謝申し上げます。

平成 22 年 3 月

飛驒市教育委員会

教育長 松 葉

正

例　　言

- 1 本書は、岐阜県飛騨市神岡町殿に所在する国史跡江馬氏城館跡下館跡（岐阜県遺跡番号 21217-00093）の整備工事報告書である。
- 2 本工事は、史跡江馬氏城館跡保存整備事業に伴うものであり、飛騨市教育委員会が実施した
- 3 本工事は、文化庁記念物課、岐阜県教育委員会社会教育文化課、江馬氏城館跡調査整備委員会の指導・助言のもとに、平成 12 年度から平成 21 年度に実施した。
- 4 本書の執筆は、大平愛子が行った。また、編集は大平が行った。
- 5 本工事の設計・監理と報告書執筆の一部は、株式会社空間文化開発機構に委託して行った。
- 6 本工事の造園工事は、富山興業株式会社、坂本土木株式会社が施工した。建築工事は、有限会社 鈴木工務店、株式会社中島工務店、株式会社奥野工務店が施工した。
- 7 地形模型の製作は株式会社羯摩に委託して行った。
- 8 工事完了状況の空中写真撮影は㈱イビソクに委託して行った。
- 9 工事及び報告書の作成に当たって、次の方々や諸機関から御指導・御協力をいただいた。記して感謝の意を表す次第である（敬称略、五十音順）
尼崎博正、川上貢、古賀信幸、小島道裕、杉本宏、高橋順之、龍居竹之介、中井均、野村四郎、吹田直子、増野晋次
江馬遺跡保存会、神岡町殿区、岐阜県の考古学を学ぶ会、グループ雪虫、こだまグループ、北陸中世考古学研究会、飛騨市立神岡小学校、藤橋会、文化財庭園保存技術者協議会、和歌会 旧地権者 15 名
なお、工事の各過程で、多くの方々にご指導・ご協力をいただいているが、本報告書における文責は編集者及び執筆者にある。
- 10 本文中の方位は、国土座標第Ⅷ系の座標北を示している。発掘調査との整合性を考慮し、日本測地系を使用した。ただし、地区割においては、(X=35878.577、Y=13064.049) を原点として任意の座標網を設定した。水準は T.P. である。
- 11 図面・写真等の工事記録は飛騨市教育委員会で保管している。

目 次

序

例言

第1章 史跡の概要.....	1
第1節 史跡江馬氏城館跡の概要.....	2
第2節 地理的環境.....	2
第3節 歴史的環境.....	4
第2章 史跡整備の経過.....	7
第1節 史跡指定及び整備事業にいたる経緯.....	7
第2節 整備事業の経過.....	8
第3節 整備工事中の利活用ソフト的事業.....	18
第4節 設置条例等.....	18
第3章 発掘調査の概要.....	19
第1節 遺構の概要.....	19
第2節 出土遺物の概要.....	23
第3節 江馬氏下館II B期の遺構	23
第4章 史跡整備事業の概要.....	31
第1節 「史跡江馬氏城館跡整備基本構想」概要	31
第2節 「史跡江馬氏城館跡下館跡地区整備基本計画」に基づいた整備計画	38
第3節 整備工事の概要.....	44
第4節 遺構の復元整備.....	48
第5節 歴史的建造物の復元建築.....	56
第6節 遺構整備工.....	84
第7節 利活用上必要な施設の整備.....	94
第8節 今後の維持管理の課題.....	109
第5章 まとめ.....	111
第1節 発掘調査結果からみた史跡の特徴.....	111
第2節 整備事業のまとめ.....	111
第3節 総括.....	111
引用・参考文献.....	114
写真図版.....	

挿図目次

第 1 図	江馬氏城館跡の位置	2
第 2 図	下館跡周辺の城跡位置図	3
第 3 図	発掘区位置図	12
第 4 図	下館跡土地公有化位置図	16
第 5 図	下館遺構分布状況図	22
第 6 図	江馬氏下館 I 期の遺構配置図	24
第 7 図	江馬氏下館 II A 期の遺構配置図	25
第 8 図	江馬氏下館 II B 期の遺構配置図	28
第 9 図	『洛中洛外図屏風』歴博甲本	30
第 10 図	堀内地区の建物の性格と空間の使われ方	31
第 11 図	構想の対象範囲	36
第 12 図	下館跡地区整備地区区分図	41
第 13 図	下館跡地区整備計画図	43
第 14 図	下館跡地区整備イメージ図	43
第 15 図	敷地外を含む動線計画図	46
第 16 図	雨水排水計画図	47
第 17 図	敷地断面図	47
第 18 図	植栽平面図	48
第 19 図	給水施設配置図	48
第 20 図	給電施設配置図	49
第 21 図	景石の検出状況と転倒状況	52
第 22 図	景石の据え直しの状況	53
第 23 図	景石整備完了状況立面図位置図	54
第 24 図	景石整備完了状況立面図	55
第 25 図	石材接合処理標準図	56
第 26 図	庭園池底版築処理施工図	56
第 27 図	北堀・西堀整備位置図	57
第 28 図	北堀平面図	57
第 29 図	北堀標準断面図	57
第 30 図	西堀平面図	58
第 31 図	西堀標準断面図	58
第 32 図	復元建物配置図	59
第 33 図	薬師堂平面図・立面図	63
第 34 図	薬師堂	63
第 35 図	主門跡周辺遺構図	66

第36図 教王護国寺灌頂院東門	66
第37図 主門復元平面図	67
第38図 主門復元基礎詳細図	67
第39図 主門復元正面図	68
第40図 主門復元側面図	68
第41図 主門復元矩形図	69
第42図 土壠跡遺構図	69
第43図 復元参考資料『一遍聖絵』	70
第44図 西側土壠・南側土壠屋根伏せ復元平面図	71
第45図 西側土壠・南側土壠復元詳細図	71
第46図 史料にみる会所（1）	73
第47図 史料にみる会所（2）	74
第48図 碇石建物跡 SB 46 遺構図	75
第49図 碇石建物 SB 46 三方庇案平面プラン検討図	75
第50図 碇石建物 SB 46 三方庇案立面プラン検討図	75
第51図 碇石建物 SB 46 平面プラン検討図	76
第52図 圓城寺光淨院客殿	76
第53図 碇石建物 SB 46（会所）復元平面図	78
第54図 碇石建物 SB 46（会所）復元立面図（1）	79
第55図 碇石建物 SB 46（会所）復元立面図（2）	80
第56図 碇石建物 SB 46（会所）復元矩形図	81
第57図 碇石建物 SB 46（会所）復元基礎詳細図	82
第58図 碇石建物 SB 46（会所）付書院復元詳細図	83
第59図 碇石建物 SB 46（会所）和室（1）復元詳細図	84
第60図 板塀跡 SA 47 遺構図	85
第61図 板塀 SA 47 復元詳細図	85
第62図 『信貴山縁起』長者の家	85
第63図 『一遍聖絵』駿河の三河神社前の民家のさま	85
第64図 南堀跡遺構図	87
第65図 南堀跡表示平面図	87
第66図 南堀跡表示標準断面図	87
第67図 木橋詳細図	88
第68図 碇石建物跡 SB 41 表示詳細図	88
第69図 碇石建物跡 SB 42 表示詳細図	89
第70図 碇石建物跡 SB 44 表示詳細図	89
第71図 土壠跡表示配置図	90
第72図 土壠跡表示詳細図	90
第73図 脇門跡表示詳細図	91

第 74 図	掘立柱建物跡表示断面詳細図	91
第 75 図	掘立柱建物跡（SB 02, SB 05, SB 11, SB 17）表示平面図	92
第 76 図	掘立柱建物跡（SB 23, SB 26）表示平面図	93
第 77 図	柵跡表示詳細図	94
第 78 図	柵跡（SA 01, SA 11, SA 12）表示平面図	94
第 79 図	竪穴建物跡表示詳細図	95
第 80 図	竪穴建物跡（SI 01, SI 11）表示平面図	95
第 81 図	渡廊下平面図	97
第 82 図	渡廊下断面詳細図	97
第 83 図	管理板塀平面図	98
第 84 図	管理板塀詳細図	98
第 85 図	便益施設詳細図	99
第 86 図	周辺地形模型詳細図	100
第 87 図	西堀（薬研堀）土層はぎ取り展示額表	100
第 88 図	案内版・解説板詳細図	101
第 89 図	指示標詳細図	102
第 90 図	バリアフリー園路配置図	103
第 91 図	バリアフリー園路舗装断面詳細図	103
第 92 図	バリアフリー園路スロープ手摺り詳細図	103
第 93 図	ロープ柵詳細図	104
第 94 図	東側板柵詳細図	104
第 95 図	安全管理施設詳細図	104
第 96 図	赤外線警備システム機器配置及び警備範囲図	105
第 97 図	礎石建物 SB 46（会所）火災感知器配置図	106
第 98 図	主門火災感知器配線図	106
第 99 図	礎石建物 SB 46（会所）電気設備平面図	108
第 100 図	礎石建物 SB 46（会所）換気設備平面図	109
第 101 図	礎石建物 SB 46（会所）排煙設備平面図	110

表目次

第 1 表	江馬氏城館跡の史跡指定	1
第 2 表	江馬氏関係年表	6
第 3 表	「史跡江馬氏城館跡」保存管理計画策定委員会	8
第 4 表	保存管理計画の概要	8
第 5 表	江馬氏城館跡整備計画	9

第 6 表 指導機関担当者	10
第 7 表 江馬氏城館跡調査整備委員会	10
第 8 表 事務局の体制	11
第 9 表 発掘調査の経過	13
第 10 表 保存整備事業の経過	14
第 11 表 保存整備事業費（支出、工事費実績）	15
第 12 表 保存整備事業費（収入）	16
第 13 表 遺構保存地区における土地公有化実績	16
第 14 表 設計及び監理業者	17
第 15 表 施工業者	17
第 16 表 整備期間中の利活用ソフトの事業	19
第 17 表 史跡江馬氏館跡公園設置にかかる関係条例等	20
第 18 表 遺構の変遷	23
第 19 表 碇石建物跡一覧（堀内地区、下館ⅡB期）	26
第 20 表 檻列跡一覧（堀内地区、下館ⅡB期）	26
第 21 表 建物跡の性格（堀内地区、下館ⅡB期）	26
第 22 表 抱点地区一覧	35
第 23 表 整備事業内容の見直し	39
第 24 表 地区別整備方針	40
第 25 表 整備遺構の概要	42
第 26 表 整備施設の概要	44
第 27 表 その他整備施設の概要	45
第 28 表 周辺地区整備施設の概要	45
第 29 表 復元建物一覧	59
第 30 表 復元建物等の基本設計検討経過	60
第 31 表 復元検討委員会検討経過（1）	61
第 32 表 復元検討委員会検討経過（2）	61
第 33 表 復元検討委員会検討経過（3）	62
第 34 表 復元検討委員会検討経過（4）	62
第 35 表 主門部材寸法一覧表	65
第 36 表 主門寸法根拠表	70
第 37 表 文献に見る会所	72
第 38 表 碇石建物 SB 46（会所）部材寸法決定表	77

写真図版目次

卷頭図版 1

卷頭図版 2

卷頭図版 3

卷頭図版 4

図版 1 全景

図版 2 庭園 (1)

図版 3 庭園 (2)

図版 4 庭園 (3)

図版 5 庭園 (4)

図版 6 庭園 (5)

図版 7 庭園 (6)

図版 8 西堀

図版 9 主門 (1)・土塀 (1)

図版 10 主門 (2)・土塀 (2)

図版 11 主門 (3)

図版 12 土塀 (3)

図版 13 土塀 (4)

図版 14 磁石建物 SB 46 (会所) (1)

図版 15 磁石建物 SB 46 (会所) (2)

図版 16 磁石建物 SB 46 (会所) (3)

図版 17 板塀 SA 47・遺構表示 (1)

図版 18 遺構表示 (2)

図版 19 遺構表示 (3)

図版 20 遺構表示 (4)

図版 21 便益施設・学習施設工 (1)

図版 22 学習施設工 (2)・安全施設工

第1章 史跡の概要

第1節 史跡江馬氏城館跡の概要

史跡江馬氏城館跡は、中世北飛騨において吉城郡高原郷を本拠とした江馬氏の居館跡（下館跡）及びその背後の山に築かれた本城の高原諏訪城跡、並びにこれら周辺に点在する山城跡からなっている。史跡地は、町内を南北に流れる高原川及びその支流山田川に沿うように走る国道471号、41号を眼下に臨む地にある。これら国道は信濃、南飛騨、越中方面へ通じる中世以降の古道を引き継ぐものであり、両国道の結節点を中心にして神岡町の市街地が形成されている。江馬氏下館跡は市街地の南方約1km地点に所在する。下館跡から4km圏内に高原諏訪城跡、洞城跡、石神城跡、寺林城跡、西方約6km地点に政元城跡、さらに下館跡から北方約9km程の地点に土城跡が所在する。

第2節 地理的環境

1. 飛騨市の地勢

飛騨市は岐阜県最北部に位置する。2004年2月に、古川町・河合村・宮川村・神岡町が合併し誕生した。人口は約28,000人、面積は792.3km²である。市域のほとんどは山地・森林であり、起伏が激しく標高差が700mもある複雑な地勢である。

江馬氏城館跡は飛騨市神岡町に位置する。神岡町内の集落は山々の間を流れる谷や川に沿って立地しており、河川の浸食により幾階層かに分かれた河岸段丘上に成立している。市街地中心部の標高は約400mを測る。神岡町は旧飛騨国吉城郡高原郷に属し、1950年に舟津町・阿曾布村・袖川村が合併し、神岡町として町制を施行したものである。江馬氏下館跡の所在する殿地区は町制施行前は阿曾布村に属していた。

第1表 江馬氏城館跡の史跡指定

所 在 地	下 館 跡	飛騨市神岡町殿字山越、字ツカモ、字中通り、字馬場西
	高 原 諏 訪 城 跡	飛騨市神岡町殿字保木戸平、大字和佐保字大塙トヤ、字西平
	土 城 跡	飛騨市神岡町牧字牛首城山
	寺 林 城 跡	飛騨市神岡町堀之内字つく田、寺林字六路、字西平、字六路平
	政 元 城 跡	飛騨市神岡町西字正本
	洞 城 跡	飛騨市神岡町麻生野字城山、字穂ケ洞
	石 神 城 跡	飛騨市神岡町石神字石神前平、字奥二越、字奥二越ノ内左古ノ洞
指 定 理 由	基 準	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡2（城跡）による
	説 明	中世北飛騨吉城郡を本拠とした江馬氏の城館跡である。下館がその本拠で発掘調査により庭園遺構、建物跡、土壘跡等が検出されている。この背後の山腹に高原諏訪城があり、土壘、曲輪、堀等が設けられている。これらを中心に、北方に土城、西方に寺林城、政元城、南方に洞城、石神城を配置して高原郷の備えとしていた。群として機能していた中世城館の形態をよく示す貴重な遺跡である。
	指 定 日	昭和55年3月21日（官報告示第40号）
指 定 面 積		
1,024,766.13m ²		



第1図 江馬氏城館跡の位置

2. 遺跡立地

江馬氏下館跡は高原川中流域右岸にある段丘中央部、標高約455mに立地する。この段丘は北アルプス連峰に源を発する高原川（神通川水系右支）と、神岡町東北端に位置する北アルプスの支脈二十五山（標高1,327m）及び天蓋山（標高1,527m）付近に源を発する和佐保谷の浸食により形成された河岸段丘である。

遺跡東側は二十五山から南に向かって伸びる支脈が屏風のように段丘をさえぎり、尾根の南端頂および棱線延長には高原諏訪城がある。現在は二十五山に発電所の導水管が通ったためその水量は減ってしまったが、かつては高原諏訪城の山麓裾部には豊富な湧水や谷水があり、殿地区への水源となっていた。

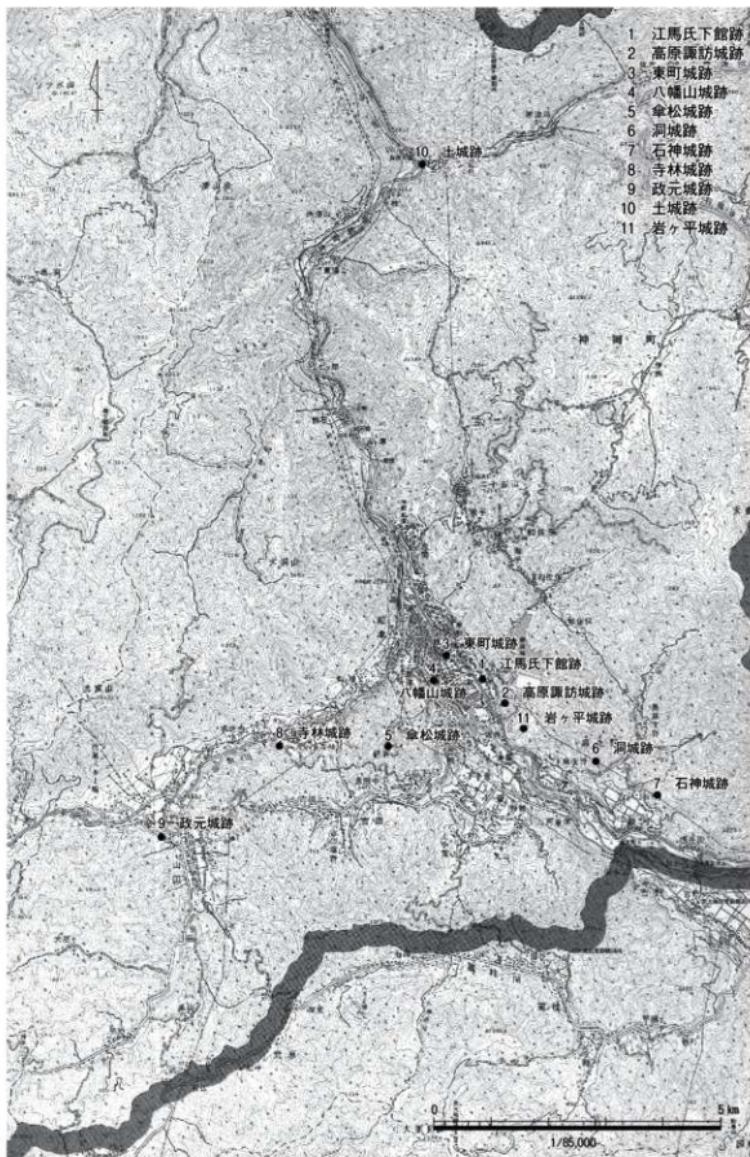
遺跡西側は西堀跡から約55m西の付近において、高原川が形成した標高差約7mの段丘斜面が自然の要害をなしている。その対岸の段丘を向野と呼び、旧神岡鉱業社宅街であり、現在は一般住宅地となっている。

遺跡南側は、和佐保谷が二十五山から伸びる支脈を浸食・切断して形成した低位段丘が南約1kmの付近まで広がっている。この地区はかつては耕地であったが、現在は工業団地や運動公園となっている。

遺跡北側は南側と同様に低位段丘が広がる。その段丘端部には東町城跡が位置している。東町城は『飛騨志』に「江馬之御館」と記されるものである（岡村利平編 1909）。現在は高原郷土館となっており、神岡城模擬天守閣が建てられている。

この遺跡北側は段丘上で最大の広がりをもち、農耕地として利用されていたが、第2次大戦後、神岡鉱業の社宅拡張や都市計画による住宅地化、学校建設等によって市街地化した。東町城跡から眺望できる最下位段丘上は江戸時代、舟津町村として周辺農村の商業地として発展し、現在も市街地が広がっている。

下館跡以外にも、飛騨市神岡町・高山市上宝町には、江馬氏に関連すると伝えられる城館跡が多く残る。下館跡の東側背後にある高原諏訪城跡や前述の東町城跡の他、洞城跡・石神城跡・寺林城跡・



第2図 江馬氏下館跡と周辺の城跡位置図 縮尺 1/85,000

政元城跡・土城跡・韋松城跡・尻高城跡・生生茂城跡・天元城跡などがある。これらの山城の立地についても、河岸段丘上に成立した集落の背後に立地しているものが多い。なお、梨打城跡（高山市国府町）、中地山城（富山市大山町）なども江馬氏との関係が伝えられている。

第3節 歴史的環境

1. 高原郷の歴史

高原川水系の河岸段丘上には古くから人々の営みがあったようである。麻生野・石神・殿・坂巻・朝浦・釜崎・東雲・小壹・割石など高原川により形成された河岸段丘上、吉田など吉田川によって形成された河岸段丘上、柏原・山田・梨ヶ根など山田川沿いの河岸段丘上では、縄文時代の土器・石器が出土している。麻生野地区からは縄文時代草創期の有舌尖頭器が出土し、坂巻地区からは縄文時代早期の押型文土器が出土している。割石地区や東雲地区、吉田地区では縄文時代中期の北陸系土器が出土し、石神地区では後～晚期の縄文土器が出土している。縄文時代を通してこれらの河川沿いに人々が暮らしていたようである。

一方、高原郷における弥生式土器の出土は、麻生野地区、梨ヶ根地区で破片を確認しているのみである。

飛驒における古墳の確認例は、国府・古川を中心とする古川盆地と、高山盆地の宮川水系に集中している。本遺跡が立地する高原川水系の高原郷では、山田川沿いの柏原古墳が唯一の確認例である。ただし、古墳時代の土師器は吉田地区、東雲地区で出土している。

奈良・平安時代の遺跡・遺物は確認されていない。

鎌倉時代は、吉田地区に所在する韋松城跡（岐阜県史跡）、小壹地区に所在する薬師堂（国重要文化財・建造物）が確認できる。薬師堂は、鎌倉時代建立の前身堂の部材を一部利用して、室町時代初期に再建されたことが解体調査により分かっている。

室町時代には、江馬氏下館跡において13世紀以後の遺構・遺物が確認できる。江馬氏に関連する山城も多く確認できる。また史料からも江馬氏が高原郷を支配していた様子がうかがえる。

天正10年（1582）、江馬氏は姉小路（三木）氏に敗れ、滅亡する。天正13年（1585）、金森長近は姉小路（三木）氏を滅ぼし、以後金森氏が飛驒国を治めることとなった。金森氏は、江馬氏の血をひく分家の左京家を高原郷に配置した。釜崎地区に金森左京邸跡が残っている。また、金森長近は鉱山資源に着目し、金森宗貞を金山奉行として鉱山開発に当たらせた。その屋敷跡が金森宗貞邸跡（岐阜県史跡）として東茂住地区に所在する。

元禄6年（1693）、金森氏の移封により、高原郷を含む飛驒国は天領となった。

2. 史料に見る中世の江馬氏

江馬氏が支配したとされる飛驒市神岡町・高山市上宝町では、中世の館跡や山城跡の遺跡が確認でき、史料からは、このころの高原郷を江馬氏が治めていたことがわかる。江馬氏関連の史料については、葛谷鮎彦氏・小島道裕氏による論考に詳しい。

葛谷氏によると、高原郷の江馬氏は、伊豆国田方郡江馬庄（現伊豆長岡町付近）を領有していた鎌倉幕府執權北条氏の一族か、北条氏の被官である伊豆の江馬（江間）氏の一族と考えられる。13世

紀中頃に江馬氏は飛驒に所領を得て高原郷に入ったようである（葛谷 1970）。その後、南北朝の内乱を経て在地領主として成長したと推定できる。

小島氏は、古文書の記述から 14～15世紀の江馬氏について詳細に検討している。高原郷の江馬氏が史料上に表われるのは 14世紀中葉の南北朝期のことである。初見史料は『天龍寺造営記』暦応 5=康永元年（1342）の記録である。天龍寺造営の儀礼において「江馬左近将監忠繼」が小侍所の武士として佐々木佐渡判官入道（京極高氏（導譽））の進めた馬を引いたとの記録から、江馬氏が幕府直属の武士であったことが確認できる（小島 1996・1998・2003）。

14世紀後半以降の飛驒における江馬氏について、小島は史料から明らかにしている（小島 1996・1998・2003）。

『山科家文書』応安 5 年（1372）から嘉慶 2 年（1388）までの記録では、「江馬能登三郎」、「江馬民部少輔」の名前が確認できる。この 3 人の出自や系譜は明らかでないが、高原郷で伝えられる江馬氏と同族と考えられる。「江馬但馬四郎」は広瀬氏を通じ管領細川賴之から室町幕府の公務執行命令を受けており、また伊勢貞長を通じ、管領斯波義将から室町幕府の公務執行命令を受けている。「江馬能登三郎」は山科家領飛驒国江名子・松橋を押領した。「江馬民部少輔」は室町幕府の公務執行命令を受けている。これらのことから、14世紀末には高原郷にいた江馬氏の一族が室町幕府から地域を代表する武士と認識されてその公務を執行したり、逆に反抗する力をもっていたことがわかる。

『山科家礼記』文明 3 年（1471）・同 4 年（1472）の記録では、「江馬左馬助」が室町幕府より公務執行命令を受けたり、管領細川勝元から山科家への忠誠を誓う指示を受けたことが記されている。このことからは 15世紀後半には幕府の有力者と強い繋がりを持ち、また認められるだけの力を持つ武士であったことがわかる。

『烏丸家文書』文明 18 年（1484）の記録では、「江馬三郎左衛門元経」が小八賀郷の代官に任命されたことが分かり、「北野社家日記」延徳 3 年（1491）・同 4 年（1492）の記録からは、「江間殿」が室町幕府奉行人松田長秀・飯尾為規から北野社領飛驒国荒木郷の回復を命じられ、以後、江馬氏が北野社領の飛驒国荒木郷の所領經營を委任されたことが分かる。このことからは、江馬氏が高原川流域に留まらず古川盆地にまでその勢力を拡大し、15世紀末まで在地域の有力な武士として室町幕府との関係を保っていたことが判る。

戦国時代になると動乱の中の江馬氏の活動が記されている。飛驒は甲斐の武田氏と越後の上杉氏という二大勢力の間でその双方から圧力を受けていた。永禄 8 年（1565）江馬氏は武田氏に従って越中攻略に参加し、中地山城（富山市大山町）の城主になるなど、越中に進出する。また、天正 4 年（1576）には上杉氏の飛驒侵攻により、江馬輝盛は上杉氏に降伏している。（葛谷 1970）。

天正 10 年（1582）、本能寺の変によって織田信長が没すると、上杉方の江馬輝盛と織田方で飛驒南部を支配していた姉小路（三木）自綱とが飛驒全域の支配権をめぐって戦うに至った。決戦は両氏の領地である荒城郷八日町（現高山市国府町）において行われ（八日町合戦）、江馬輝盛が敗れて討死にし、本城である高原諏訪城も落城した。このことは飛驒市古川町太江にある寿楽寺の大般若經裏書によく伝えられている（葛谷 1970）。このようにして、中世の飛驒北部に雄飛した江馬氏は、近世への転換期に領主としての姿を失うこととなった。

第2表 江馬氏関係年表

年 代	江 馬 氏 の 動 向	文 献	日本史 上 の 動 き
13世紀	北条氏の一門または伊豆の江馬氏の一族、高原郷に入る。	鎌倉時代	
1300			
1342	「江馬左近将監忠繼」 天龍寺造営の儀礼の際に小侍所の武士として佐々木佐渡判官入道（京極高氏（尊誉））の馬を引いた。	(1)	1321 後醍醐天皇 建武新政 1336 足利尊氏 京都に入る。 南北朝の分裂。
1372	「江馬但馬四郎」 広瀬氏を通じ、管領細川頼之から、山科家領を横領した守護代を排除するよう命令を受ける。	(2)	南北朝時代
1381	「江馬但馬四郎」 伊勢貞長を通じ、管領斯波義持から山科家領を横領した守護代を排除するよう命令を受ける。	(2)	
1383	「江馬能登三郎」 山科家領飛驒国江名子・松橋を押領する。	(2)	
1388	「江馬民部少輔」 室町幕府奉公人より山科家領段銭催促を停止するよう命令を受ける。	(2)	1392 南北朝の統一。
1400		室町時代	
1471	「江馬左馬助」 室町幕府奉公人より山科家領を現地で治めるよう命令を受ける。	(3)	1467 応仁の乱始まる。
1472	「江馬左馬助」 管領細川勝元から山科家に忠節を尽くすよう指示を受ける。	(3)	
1484	「江馬三郎左衛門元経」 小八賀郷の代官に任命される。	(4)	
1489	万里集九、高原郷・荒城郷を訪ね「江馬氏」の要応を受ける。	(5)	
1491	「江間殿」 室町幕府奉行人から北野社領飛驒国荒本郷の回復を命じられる。 以後、「江馬氏」北野社領の飛驒国荒本郷の所領經營を委任される。	(6)	
1492	「和尔平太」江馬氏の使いとして、北野社に年貢を南院門に納める旨の返答を行う。	(6)	戦国
1500	甲斐武田氏、越後上杉氏の両勢力から圧力を受ける。この頃の江馬氏の当主は「左馬介時盛」であるが、息子「常陸介輝盛」と対立する。 この頃、越中まで勢力を伸ばす。	時代	1551 第1回川中島の合戦。
1565			
1572	輝盛、父時盛を殺害。高原譲訪城支配。		1572 武田信玄没。
1576	上杉氏の軍勢、飛驒侵攻、輝盛降伏。		
	輝盛、織田信長を後盾とした南飛驒の姉小路（三木）自綱と対立。		1578 上杉謙信没。
1582	輝盛、吉城郡荒城郷で姉小路（三木）自綱軍に敗れ、討死。高原譲訪城落城。		1582 本能寺の変、織田信長没。
1600			1600 関ヶ原の合戦。

※江馬氏に関する記述がみられる古文献

(1)『天龍寺造営記』、(2)『山科家文書』、(3)『山科家札記』、(4)『烏丸家文書』、(5)『梅花無尽藏』、(6)『北野社家日記』

※16世紀中葉以降の記事は岐阜県1968及び岐阜県1969による。

第2章 史跡整備の経過

第1節 史跡指定及び整備事業に至る経緯

1. 史跡指定に至る経緯

飛騨市神岡町般地区は、古文書・古絵図等に「江馬氏之下館」と記されており、地元では古くから、字中通りの水田の中に残る5つの大きな石を「五ヶ石（御花石）」と呼び、中世高原郷を中心に活躍した地方有力武士である江馬氏の館と庭園の跡であると言い伝えられてきた。

1970年（昭和45）以降、字中通り一帯において土地改良工事を行うこととなり、神岡町（現飛騨市、以下同じ）では、上記「五ヶ石」の伝承のある一区画を買収し（1972年（昭和47）10月10日～12月10日）、史跡公園造成を計画した。

神岡町教育委員会では町文化財審議会の答申により、1983年度（昭和49）以降、公有化した公園造成工事及び周辺民有地の土地改良工事に先立つ試掘確認調査を断続的に実施、1976、77年度（昭和51、52）にかけて、庭園跡、南・西の堀跡や建物跡の一部を確認した。特に庭園跡は、森羅・庭園文化研究所所長（故人）により、室町時代の庭園として貴重なものであるという評価を受け、1977年度（昭和52）には「江馬館庭園」として岐阜県史跡の指定を受けた。

1978年度（昭和53）には国史跡指定を前提とした国の埋蔵文化財緊急発掘調査補助事業として、館跡規模の確認を目的として本格的な発掘調査を実施した。この調査によって、下館跡は中世武家居館跡として全国的に見て非常に遺存状態のよいことが明らかとなった。また町内に所在する江馬氏との関係が伝わる山城跡の実地踏査の結果、「群として機能していた中世地方武士の城館跡の遺構として遺存状態がよく、歴史的に非常に価値が高いもの」との評価を受けた。

1980年（昭和55）3月21日、下館跡は江馬氏との関連が伝わる6つの山城跡とあわせて「江馬氏城館跡」として国の史跡指定を受けた。

2. 整備事業に至る経緯（保存管理計画策定）

国史跡指定を受け、神岡町教育委員会では、1981年（昭和56）3月、『江馬氏城館跡 保存管理計画策定報告書』を刊行した（以下『保存管理計画』といいう）。『保存管理計画』では、「史跡指定地のみならず、指定地周辺を適切に保存、管理するための施策を明らかにし、単に現状の保存にはとどめず、文献資料の収集や未調査地区の発掘調査との歴史的、学術的側面を充明しつつ、有益で文化的な余暇対策の一環として、地域住民をはじめ一般市民や見学者に活用される史跡として整備復元すること」を目的とした保存管理計画を策定した（神岡町教育委員会 1981）。

計画策定は、「史跡江馬氏城館跡」保存管理計画策定委員会の指導、検討により行い、指定地及び指定地周辺の保存管理に関する基本方針、基本構想、調査継続の必要性、整備計画について保存管理計画を策定した（第3表、第4表）。

第2節 整備事業の経過

1. 整備事業に至る経過

1980年（昭和55）3月の国史跡指定後、公有化した庭園跡は砂により遺構を埋め戻し現状保存、周辺の民有地は遺構保存のため盛土を行った後、計画通り土地改良工事を実施し、再び耕地として利用した。

第3表 「史跡江馬氏城館跡」保存管理計画策定委員会（1980年（昭和55）6月～1981年（昭和56）3月）

委員長	尾内 広行	神岡町長（昭和55年6月～昭和55年10月）
	田口 喜一	神岡町長（昭和55年10月～昭和56年3月）
専門委員	安原 啓示	奈良国立文化財研究所理文化財センター保存工学室長
	村岡 正	庭園文化研究所次長
	中村 一	京都大学農学部教授
	藤原 武二	福井県教育庁朝倉氏遺跡調査研究所所長
	田中 哲雄	国立奈良文化財研究所平城城跡発掘調査部計測修景室長
	松山 宏	奈良大学文学部史学科教授
委員	沖野 寛	地元代表
	清水 清寿	江馬跡保存会会長
	梶山 真平	神岡町教育委員会教育委員長
	葛谷 峰三	神岡町史編纂室主任
	郡竹 清隆	神岡町文化財審議会委員
	方井 一男	神岡町教育委員会教育長
事務局	松原 一郎	神岡町教育委員会事務局教育課長
	田近 英夫	神岡町教育委員会事務局社会教育係長
	杉崎 真恵	神岡町教育委員会事務局社会教育主事
指導機関	文化庁文化財保護部記念課	
	岐阜県教育委員会事務局指導部文化課	

第4表 保存管理計画の概要

1 基本方針	(1) 遺構検出区域の早期公有化	
	(2) 公有化区域における、史実に基づきかつ一般に理解・活用されやすい形態の整備の実施	
	(3) 発掘調査・文献使用調査等の継続	
	(4) 周辺環境の保全	
	(5) 史跡の調査、保存、管理に必要な人員の配置	
2 基本構想	(1) 地区区分	指定地を三地区（遺構保存地区、集落地区、景観保存地区）に区分し、それぞれにおいて整備、保護、保全についての取り扱いを規定。
	(2) 現状変更について	別途「史跡江馬氏城館跡の指定に伴う土地及び構築物についての運用について」を定め、これを基準とする。
	(3) 土地の公有化計画	(1)で定めた三地区ごとに、段階的な公有化計画を定める。
3 調査継続の必要性	下鶴跡の発掘調査の継続、山城跡の多角的な調査の必要性を提言。	
4 整備計画	(1) 下鶴跡及び山城跡	遺構保存地区的土地公有化、遺構の整備方針を提示。
	(2) 案内板等の作成	案内書の作成および案内板の作成を行う。

第5表 江馬氏城館跡整備計画（神岡町・神岡町教育委員会作成）

整備計画	①史跡として活用でき、歴史学習が身近にできる環境づくり
	②親しみやすく休息できる散策空間の整備
	③文化遺産を保護・保全していくための整備
事業内容	①船跡は史跡として活用できるので、調査結果に基づいて整備復元する。
	②江馬氏城館跡全体を関連づけた施設を整備する。
	③出土遺物を整理し展示するための施設を整備する。
	④歴史学習に親しみやすくするために、散策休憩の場としての空間を整備する。

1993年度（平成5）、事業主体である神岡町・神岡町教育委員会では、江馬氏城館跡は国民共有の文化遺産であるという認識のもとに、その歴史的意義をさらに追及することを目的として発掘調査を計画した。同時に史跡の公有化及び保護・保存を目的として整備事業を計画した。整備事業では、調査研究結果に基づいた歴史公園としての整備復元を目指した（第5表）。

1994年度（平成6）、文化庁・岐阜県教育委員会からの指導・助言を受けながら、各分野の学識経験者で構成した江馬氏城館跡調査整備委員会を組織し、発掘調査の指導や助言、整備方法の提言を受けることとなった（第6表、第7表）。同年度より、史跡整備工事に先立つ発掘調査を実施した（第3図、第11表）。

1995～1998年度（平成7～10）、2003年度（平成15）に史跡の公有化事業を実施し、住宅4軒の移転と約21,000m²の土地の公有化を行った（第4図、第13表）。

1998年度（平成10）、江馬氏城館跡調査整備委員会の提言を受け、「史跡江馬氏城館跡整備基本構想」（以下「基本構想」とする）を策定し、整備事業の基本理念と整備テーマを設定した。「基本構想」では、「下館跡地区を他の史跡整備のパイロット地区と位置づけ、1999年（平成11）から2008年（平成20）までの10年間を史跡江馬氏城館跡整備の当面事業計画期間として、主に下館跡地区公有地部分の整備を行うもの」とした。また2009年度以降、概ね20ヶ年をかけて、状況に応じて適宜事業計画を見直しつつ、山城跡等の整備事業を進めるものとしている（神岡町・神岡町教育委員会1999）。

1999年度（平成11）には「基本構想」に基づき、下館跡地区の整備事業を具体化するため、「史跡江馬氏城館跡下館跡地区整備基本計画」（以下、「基本計画」とする）を策定した（神岡町・神岡町教育委員会2000）。「基本計画」は事業期間中に5回の見直しを行っている。

「基本構想」策定以後、基本計画、基本設計、実施設計、現場施工に際してより実務的・詳細な現場検討・議論・指導が必要となると想定されたことから、1998年度（平成10）から調査整備委員のうち各専門分野の委員による「下館跡整備検討部会」を年2～3回程度開催した。検討部会で現場指導及び各種計画・設計等の細部検討・議論を行い、その上で調査整備委員会での計画承認を受け、整備事業を進めた。整備工事実施の各段階において必要に応じて各専門委員の現場指導を受けた。

2003年度（平成15）、神岡町は隣接する古川町・河合村・宮川村と合併して飛驒市となり（2004年（平成16）2月1日）、当事業は飛驒市・飛驒市教育委員会により継続実施することになった。

整備工事実施期間中の事務局体制は第8表のとおりである。

第6表 指導機関担当者

年度	指導機関	
	文化庁	岐阜県教育委員会
	記念物課	文化課（1994～1999、2003～2005年度） 社会教育文化課（2000～2002、2006～2009年度）
1994（平成6）	○坂井秀弥（埋蔵部門調査官）	
1995（平成7）	○坂井秀弥（埋蔵部門調査官） 増田 篤（埋蔵部門調査官）	大熊厚志（文化財係）
1996（平成8）	○小池伸彦（埋蔵部門調査官）	
1996（平成9）	○田中哲雄（整備部門主任調査官）	川部 誠（埋蔵文化財担当） 松野晶信（史跡担当）
1998（平成10）	○坂井秀弥（埋蔵部門調査官）	川部 誠（埋蔵文化財担当） 松野晶信（埋蔵文化財担当） 小林宏行（史跡担当）
1999（平成11）	○本中 眞（整備部門主任調査官） 坂井秀弥（埋蔵部門調査官）	川部 誠（記念物保護担当統括） 小林宏行（史跡担当）
2000（平成12）		川部 誠（記念物保護担当統括） 大野博史（史跡担当）
2001（平成13）	○本中 真（整備部門主任調査官）	大月龍郎（記念物保護担当統括） 大野博史（史跡担当）
2002（平成14）	加藤允彦（名勝部門主任調査官）（故人）	大月龍郎（記念物保護担当統括） 佐藤英樹（史跡担当）
2002（平成15）		
2004（平成16）	○本中 真（名勝部門主任調査官） 平澤 誠（名勝・整備部門調査官） 井上典子（建設部門調査官）	上嶋善治（記念物保護担当統括） 成瀬正勝（史跡担当）
2005（平成17）	○本中 真（名勝部門主任調査官） 平澤 誠（名勝・整備部門調査官）	
2006（平成18）	○小野健吉（整備部門主任調査官） 本中 真（名勝部門主任調査官） 平澤 誠（名勝・整備部門調査官）	上嶋善治（記念物保護担当統括） 松野晶信（史跡担当）
2007（平成19）	○小野健吉（整備部門主任調査官） 本中 真（名勝部門主任調査官）	松野晶信（記念物保護担当統括） 柏木賢一（史跡担当）
2008（平成20）		松野晶信（記念物保護担当統括） 近藤大典（史跡担当）
2009（平成21）	○内田伸和（整備部門主任調査官）	

※○印は担当調査官であることを示す。

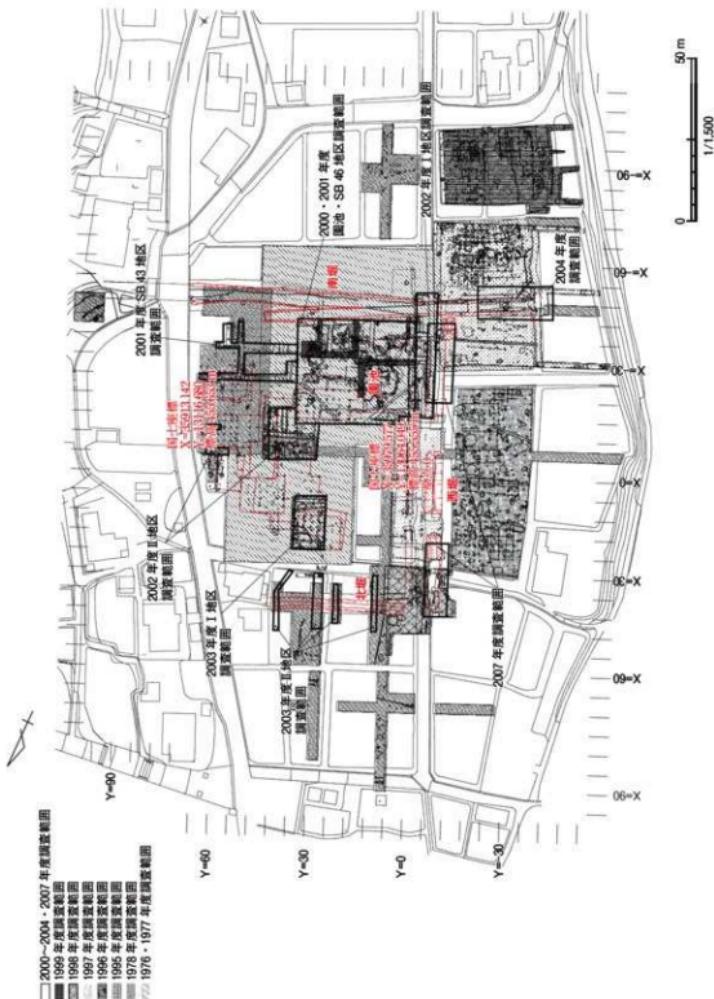
第7表 江馬氏城館跡調査整備委員会

年度	委員長	委員 建築	委員 考古学	委員 造園	委員 首長	委員 江馬通勝保存会長
1994（平成6）			前川 要		田家幸夫	
1995（平成7）			宇野隆夫		洞口英夫	
1996（平成8）			前川 要	加藤允彦 (故人)	川上 伍 (故人) (神岡町長)	
1997（平成9）					沖野好夫	
1998（平成10）					山本 登	
1999（平成11）					家越一三	
2000（平成12）	牛川喜幸 (故人)	吉岡泰英*			井口和美	
2001（平成13）					川上定義	
2002（平成14）		吉岡泰英*		宇野隆夫*	船坂勝美 (神岡町長)	吉中公男
2003（平成15）						沖野好夫
2004（平成16）						渡邊哲男
2005（平成17）						宮垣秀雄
2006（平成18）						結城泰宏
2007（平成19）						田中幸一
2008（平成20）						中家信二
2009（平成21）	吉岡泰英 (建築、兼任)					山越守孝

※印は、1999（平成11）年度より江馬氏城館跡整備検討部会委員を兼任

第8表 事務局の体制

年度	事業主体	事務局	
2000 (平成12)	神岡町教育委員会事務局	教育長 課長 社会教育係長 担当	堀本昌義 荒木英昭 洞垣満雄 大平愛子（学芸員）、三好清超（嘱託）
2001 (平成13)	神岡町教育委員会事務局	教育長 課長 社会教育係長 担当	堀本昌義 荒木英昭 古川勝利 大平愛子（学芸員）、三好清超（学芸員）
2002 (平成14)	神岡町教育委員会事務局	教育長 課長 社会教育係長 担当	堀本昌義（4～6月）、松葉正（7～3月） 森 文雄 古川勝利（4～5月）、福永聰（6～3月） 大平愛子（学芸員）、三好清超（学芸員）
2003 (平成15)	神岡町教育委員会事務局 (4月～1月)	教育長 課長 社会教育係長 担当	松葉 正 森 文雄 福永 聰 大平愛子（学芸員）、三好清超（学芸員）
	飛驒市教育委員会事務局 (2～3月)	教育長 事務局長 生涯学習課長 文化財係長 担当	松葉 正 幅 雅久 森 文雄 大庭久幸 大平愛子（学芸員）、三好清超（学芸員）
2004 (平成16)	飛驒市教育委員会事務局	教育長 事務局長 生涯学習課長 文化財係長 担当	松葉 正 幅 雅久 森 文雄（4～9月）、中矢正志（10～3月） 大庭久幸 大平愛子（学芸員）、三好清超（学芸員）
2005 (平成17)	飛驒市教育委員会事務局	教育長 事務局長 生涯学習課長 文化財係長 担当	中齋英雄 水田博生（4～9月）、洞垣満雄（10～3月） 松井良一 齋藤和彦 大平愛子（学芸員）、三好清超（学芸員）
2006 (平成18)	飛驒市教育委員会事務局	教育長 事務局長 生涯学習課長 文化財係長 担当	果之内健二 洞垣満雄 住田清美 齋藤和彦 大平愛子（学芸員）、三好清超（学芸員）
2007 (平成19)	飛驒市教育委員会事務局	教育長 事務局長 文化課長兼文化財係長 担当	果之内健二（4～3月）、松葉 正（3月） 中村国則 永尾正博 大平愛子（学芸員）、三好清超（学芸員）
2008 (平成20)	飛驒市教育委員会事務局	教育長 事務局長 文化課長兼文化財係長 担当	松葉 正 水谷兼太郎 谷口 功 大平愛子（学芸員）、三好清超（学芸員）
2009 (平成21)	飛驒市教育委員会事務局	教育長 事務局長 文化振興室長 文化財係長 担当	松葉 正 岩塙泰男 前田重信（4月）、岩塙泰男（4・5月、兼務）、 平澤千人（5～3月） 澤村塙一郎 大平愛子（学芸員、4～12月）、三好清超（学芸員）



第3図 奈郷区位置図

第9表 発掘調査の経過

年度	調査地区	調査面積 (m ²)	事業費 (千円)	備考
殿地区的土地改良工事に先立つ試掘調査（1976～1979年）				
1976（昭和51）	庭園周辺	2,940	-	
1977（昭和52）	堀内地区[北東部建物群 南堀・西堀周辺周辺 南堀外側地区]	2,610	-	・岐阜県史跡「江馬氏庭園」指定
1978（昭和53）	遺跡範囲確認調査	3,060	10,000	・奈良国立文化財研究所・福井県教育局朝倉氏 遺跡発掘調査研究所より指導を受ける〔国〕
1979（昭和54）		-	-	・国史跡「江馬氏城館跡」の指定 〔1980（昭和55）年3月21日〕
史跡整備に先立つ事前発掘調査（1994～1998年）				
1994～1996：富山大学人文学部考古学研究室に委託				
1994（平成6）	堀跡地区	1,630	22,446	〔国〕
1995（平成7）	門前地区	1,210	24,310	〔国〕
1996（平成8）	圓池地区 工房（南堀）地区	140 890	17,348	〔県〕
以後、神岡町単独の調査体制に移行				
1997（平成9）	南堀延長部周辺地区	1,429	18,620	〔県〕
1998（平成10）	堀内地区[北西隅部]	288	7,691	〔県〕
史跡整備工事に伴う発掘調査（1999年～2009年）				
1999～2000年度：史跡等保存整備事業（一般）				
1999（平成11）	堀内地区西堀（主門・脇門）	500	7,182	・西側土壌位置の発掘調査〔国〕
2000（平成12）	堀内地区庭園	900	14,498	・園池埋土および景石転倒状況確認調査〔国〕
2001年度：史跡等活用特別事業				
2001（平成13）	堀内地区庭園及びその周辺 (SB 46・SB 43周辺確認トレンチ)	1,214	15,057	・景石転倒状況確認。礎石建物 SB43・SB46 再確認調査〔国〕
2002～2006年度：史跡等総合整備活用推進事業				
2002（平成14）	堀内地区南西隅部	300	11,711	・西側土壌（主門～南端部）柱穴及び礎石建物 SB44・49 再確認調査〔国〕
2003（平成15）	堀内地区SB 44・49 再確認 堀内地区SB 41 再確認 北堀周辺再確認	220 200 110	7,398	・礎石建物 SB 41 及び北側土壌位置の再確認調査〔国〕
2004年2月、町村合併により飛騨市となる				
2004（平成16）	南堀延長部再調査 西堀（兼研堀、主門～脇門）再検出	160	5,597	・南堀延長部及び西堀埋土掘削調査〔国〕
2005（平成17）	工事に伴う確認調査	-	5,092	・造構面深度確認トレンチ調査〔国〕
2006（平成18）	工事に伴う確認調査	-	9,329	・造構面深度確認トレンチ調査〔国〕
2007～2009年度：史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業				
2007（平成19）	西堀（兼研堀、箱堀）再検出	394	5,740	・西堀埋土掘削調査〔国〕
2008（平成20）	工事に伴う立会調査	-	2,240	・工事施工掘削時の立会調査〔国〕
2009（平成21）	工事に伴う立会調査	-	10,533	・工事施工掘削時の立会調査〔国〕
合 計		18,195	194,792	

※備考の〔国〕は国庫補助事業であること、〔県〕は県費補助事業であることを示す。

※調査面積の統計は各調査面積の合計であり、調査地区は重複があるため史跡の面積と一致しない。

※事業費は、補助対象外経費も含む。

第10表 保存整備事業の経過

年度	補助事業名	発掘調査	整備工事		設計監理等
			復元・表示工事	その他の工事	
2000 (平成12)	史跡等保存整備(一般)事業	・軒内地区庭園跡	・庭園整備工		実施設計 工事監理
2001 (平成13)	史跡等保存整備(一般)事業	・堀内地区庭園跡 ・堀内地区礎石建物跡 SB 46・SB 43 周辺確認	・庭園整備工	・切盛土整地工 ・町道西側擁壁緑化工	基本設計 実施設計 工事監理
2002 (平成14)	史跡等活用活用特別事業 (ふるさと歴史の広場)	・堀内地区南西隅部 ・堀内地区礎石建物跡 SB 44・49周辺 再確認	・庭園整備工 ・礎石建物 SB 41 整備工 ・礎石建物 SB 42 整備工 ・礎石建物 SB 44 整備工	・切盛土整地工 ・周辺地形縮小模型設置工 ・雨水排水・給水設備工 ・町道西側擁壁緑化工	実施設計 工事監理
2003 (平成15)	史跡等総合整備活用 推進事業	・堀内地区礎石建物跡 SB 41 再確認 ・北堀跡周辺再確認	・礎石建物 SB 41 整備工 ・北堀整備工 ・西側土塁整備工 ・北側土塁表示工 ・主門整備工	・切盛土整地工 ・周辺地形縮小模型設置工 ・雨水排水・給水設備工 ・町道西側擁壁緑化工	実施設計 工事監理
2004 (平成16)	史跡等総合整備活用 推進事業	・南堀跡延長部再調査	・礎石建物 SB 46 整備工 ・南堀整備工 ・西堀整備工 ・西側土塁整備工 ・南側土塁整備工	・切盛土整地工 ・植栽工 ・雨水排水・給水設備工	実施設計 工事監理
2005 (平成17)	史跡等総合整備活用 推進事業	・工事立会調査	・庭園整備工 ・礎石建物 SB 46 整備工 ・西側土塁整備工 ・南側土塁整備工	・切盛土整地工 ・安全管理施設工 ・植栽工 ・雨水排水・給水設備工	実施設計 工事監理
2006 (平成18)	史跡等総合整備活用 推進事業	・工事立会調査	・庭園整備工 ・礎石建物 SB 46 整備工 ・櫛 SA 47 整備工 ・西側土塁表示工 ・西側土塁整備工 ・南側土塁整備工 ・南側土塁表示工 ・脇門整備工	・南側土塁表示部門扉工 ・櫛庭園東側整備工 ・便益施設工 ・学習体験施設工 ・安全管理施設工 ・植栽工	実施設計 工事監理
2007 (平成19)	史跡等・登録記念物 保存修理事業	・工事立会調査 ・西堀跡再調査	・庭園整備工 ・礎石建物 SB 46 整備工 ・西堀整備工 ・門前エアリー道路整備工	・切盛土整地工 ・庭園整備工 ・雨水排水・給水設備工 ・パリアフリーアー園路工	実施設計 工事監理
2008 (平成20)	史跡等・登録記念物・ 歴史の道保存整備事業	・工事立会調査	・渡り廊下整備工 ・南堀整備工 ・地盤造構整備工	・切盛土整地工 ・案内板、解説板等設置工 ・便益施設工 ・植栽工 ・雨水排水・給水設備工 ・パリアフリーアー園路工 ・外構給電工	工事監理
2009 (平成21)	史跡等・登録記念物・ 歴史の道保存整備事業	・工事立会調査	・掘立柱建物 SB 02 整備工 ・掘立柱建物 SB 05 整備工 ・掘立柱建物 SB 11 整備工 ・掘立柱建物 SB 17 整備工 ・掘立柱建物 SB 23 整備工 ・掘立柱建物 SB 26 整備工 ・櫛 SA 01 整備工 ・櫛 SA 11 整備工 ・櫛 SA 12 整備工 ・堅穴住居 SI 01 整備工 ・堅穴住居 SI 11 整備工	・切盛土整地工 ・案内板、解説板等設置工 ・安全管理施設工 ・雨水排水・給水設備工	工事監理

第11表 保存整備事業費（支出）

(単位：千円)

区分	項目	細目	1994 (平成6)	1995 (平成7)	1996 (平成8)	1997 (平成9)	1998 (平成10)	1999 (平成11)	2000 (平成12)	2001 (平成13)	2002 (平成14)
	調査費	発掘調査費	6,886	6,051	15,894	17,206	6,020	4,902	12,307	10,294	8,995
		工事請負費							19,257	28,293	62,295
	工事費	設計監理料							3,400	9,725	8,240
		委託料									16,034
補助対象経費	事務費							87	169	162	207
		報償費							89	89	
		用地購入費	84,515	188,599	49,103	48,174					
公有財産購入費	補償金		32,047	34,172	4,181				402		
		委託料			315						
		借入金		▲222,700							
	補助対象経費計(a)		6,886	122,612	15,964	70,803	54,194	4,988	35,623	48,561	95,769
	補助対象外経費(b)		17,002	19,701	1,454	7,268	13,236	37,651	34,255	36,561	33,786
	総事業費(c)=(a)+(b)		23,888	142,313	17,418	78,071	67,430	42,639	69,878	85,121	129,554

区分	項目	細目	2003 (平成15)	2004 (平成16)	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	合計
	調査費	発掘調査費	5,511	3,212	2,570	4,405	1,254	793	607	106,900
		工事請負費	77,326	97,872	106,067	90,477	41,527	41,452	15,577	580,138
	工事費	設計監理料	15,242	3,017	4,688	6,227	2,074	2,415	1,733	56,757
		委託料								16,034
補助対象経費	事務費		340	238	180	153	150	102	1,952	3,736
		報償費								178
		用地購入費	20,874							391,263
公有財産購入費	補償金		40,010							110,810
		委託料	420							735
		借入金								▲222,700
	補助対象経費計(a)		159,721	104,338	113,504	101,260	45,004	44,761	19,868	1,043,850
	補助対象外経費(b)		32,071	31,976	31,447	35,601	4,337	346	4,368	341,053
	総事業費(c)=(a)+(b)		191,792	136,314	144,951	136,861	49,340	45,106	24,235	1,384,902

※平成21年度は決算見込額を記載(平成20年度以前は決算金額)

第12表 保存整備事業費（収入）

(単位：千円)

区分	1994 (平成6)	1995 (平成7)	1996 (平成8)	1997 (平成9)	1998 (平成10)	1999 (平成11)	2000 (平成12)	2001 (平成13)	2002 (平成14)
国庫補助金	3,100	96,328		47,559	43,171	29,094	43,678	48,849	72,820
県費補助金	414	10,000	7,926	14,444	8,378	3,811	6,772	7,064	11,037
過疎債							8,800	13,900	34,900
一般財源	20,374	35,985	9,492	16,068	15,881	9,734	10,628	15,308	10,797
合計	23,888	142,313	17,418	78,071	67,430	42,639	69,878	85,121	129,554

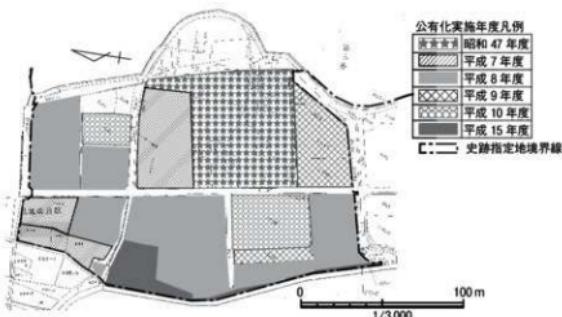
区分	2003 (平成15)	2004 (平成16)	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	合計
国庫補助金	122,679	76,030	80,033	73,332	22,500	21,880	9,929	790,982
県費補助金	10,817	10,035	7,120	11,589	2,250	2,188	794	114,649
過疎債	38,500	42,400	48,300	43,500	19,700	19,000	8,900	277,000
一般財源	19,796	7,849	9,488	8,440	4,890	2,038	5,512	202,271
合計	191,792	136,314	144,951	136,861	49,340	45,106	24,235	1,384,902
								100%

※ 2009年度(平成21)は決算見込額を記載(2008年度(平成20)以前は決算金額)

第13表 遺構保存地区における土地公有化実績

事業年度	面積(m ²)	事業費(千円)	備考
1978(昭和53)以前	4,197		
1996(平成7)	3,575	116,562	家屋移転補償1件含む〔直〕
1996(平成8)	8,176	222,770	家屋移転補償1件含む〔先〕 先行取得償還により、事業実施 償還期間：平成9～18年度
1997(平成9)	2,178	53,598	付属構築物移転補償1件含む〔直〕
1998(平成10)	2,170	48,174	〔直〕
2003(平成15)	1,106	61,304	家屋移転補償1件、丈量測量1件含む〔直〕
公有化済面積	21,402	502,808	
未公有化済面積 下館跡遺構保存地区面積	3,580 24,982		

※備考欄の〔直〕=直接買上げ、〔先〕=先行取得を示す



第4図 下館跡土地公有化位置図

第14表 設計及び監理業者

年 度	業 務 種 别	受 託 業 者	担 当 者
2000～2009 (平成12～21)	実 施 設 計 工 事 監 理	(株)空間文化開発機構	管理技術者 真鍋 建男 現場技術者 高瀬 和寛

第15表 施工業者

年 度	工事種別	請負業者	担当者
2000～2008 (平成12～20)	庭園整備工、切盛土整地工、町道西側擁壁緑化工、雨水排水・給水設備工、町道西側擁壁緑化工、周辺地形縮小模型設置工、植栽工、南側土塀表示部門解説工、門前エリア道路整備工、パリアフリーゲート工、案内板・解説板等設置工、北堀整備工、南堀整備工、西堀整備工、地鎮追拂整備工	富山興葉㈱	現場代理人 福澤仁、野原謙 現場担当 野原謙 石工頭領 徳村盛市(植清) 石材保存処理 鶴巣・エトス
2002 (平成14)	礎石建物SB41,42,44整備工	(有)鈴木工務店	現場代理人 七社廣史
	周辺地形縮小模型設置工	㈱鶴磨	現場代理人 小林清
2004～2006 (平成16～18)	礎石建物SB41,46整備工、主門整備工、脇門整備工、櫻SA47整備工、横庭園東側整備工、西側土塀整備工、西側土塀表示工、南側土塀表示工、北側土塀表示工、便益施設工、学習体験施設工、安全管理施設工	(株)中島工務店	現場代理人 成瀬恵 現場担当 二村和仁 大工棟梁 八野明(㈲八野大工) 左官頭領 扱上秀平(職人社・秀平組) 屋根葺頭領 近藤清(近藤屋) 建具工事 倉山進木工所 金物工事 衛権山金属工房
2008 (平成20)	渡り廊下整備工、便益施設工	㈱奥野工務店	現場代理人 仲嶋正明、小林茂一 大工棟梁 池田勇
2009 (平成21)	掘立柱建物SB02,05,11,17,23,26整備工、櫻SA01,11,12整備工、堅穴住居SI01,11整備工、切盛土整地工、案内板・解説板等設置工、安全管理施設工、雨水排水・給水設備工	坂本土木㈱	現場代理人 中洞博司 現場担当 坂本忠、山口幸浩

2. 整備事業の経過概要

『基本計画』に基づき、旧神岡町・神岡町教育委員会では、2000（平成12）年度より史跡の整備事業（環境整備事業）に着手した。整備事業では、整備に伴う発掘調査も並行して実施し、その成果も踏まえながら基本設計、実施設計を検討・作成し事業を進めた。

事業は、2000,2001年度（平成12,13）は文化庁の「記念物保存修理事業（環境整備）」、2002年度（平成14）は文化庁の「史跡等活用特別事業（ふるさと歴史の広場）」、2003～2006年度（平成15～18）は文化庁の「史跡等総合整備活用推進事業」、2007年度（平成19）は「史跡等・登録記念物保存修理事業」、2008,2009年度（平成20,21）は「史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業」の採択を受けて実施した。

2007（平成19）年10月28日、庭園、会所（礎石建物SB46）、主門、西側・南側土塀などの復元建築物等の整備完了範囲において「史跡江馬氏館跡公園」として一部供用を開始した。堀周辺部における整備工事は2009年度（平成21）まで継続実施し、2010年（平成22）4月、全面供用開始の予定である。

各年度の事業費は第11表・第12表、事業実施内容は第10表のとおりである。

当事業の「基本構想」、「基本計画」、「基本設計」の策定、各年度の実施設計及び工事監理は随意契約により委託した（第14表）。また、工事は各年度毎に競争入札による落札業者が施工した（第15表）。

第3節 整備工事中の利活用ソフト的事業

史跡の復元整備事業は、復元工事そのものが当時の作業の復元（再現）である。江馬氏館が復元される過程を広く市民に公開し、我が国古来の伝統的な建築技法等を周知することも整備事業の重要な目的の一つであると考えている。江馬氏館では、整備工事の様子を市民に知らせることで、史跡への愛着や関心を高め、整備後の利活用につなげたいと考えた。「みんなでつくろう！江馬館」をキヤッヂフレーズに、一部工事については市民の参加を得た。また、工事現場を積極的に公開した（第16表）。

また、学校授業における見学、各種市民団体（地域公民館研修等）による見学についても可能な限り対応した。

第4節 設置条例等

2008年（平成19）10月28日、史跡江馬氏城館跡下館跡地区は復元建物等が完成し見学者の動線の安全を確保できるようになった段階で、「史跡江馬氏館跡公園」として整備完了範囲に限り、一部供用を開始した。

公園の設置及び供用開始にあたって、関係条例・規則等の改正整備を行った（第17表）。各条例の



下館跡会所建物上棟式（2005年12月11日）



下館跡会所建物内覧会（2007年6月24日）



オープニングイベント（2007年10月27日）



オープニングイベント（2007年10月27日）

第16表 整備期間中の利活用ソフトの事業

年 度	年 月 日	行事名（参加人数） 内容
2000 (平成 12)	11月 25日（土）	2000 年度発掘調査現地説明会（110名） 庭園発掘調査
2001 (平成 13)	11月 4日（土）	2001 年度発掘調査現地説明会（172名） 庭園発掘調査（墓古土師器皿出土）、庭園整備工事（景石搬入作業途中）
2002 (平成 14)	11月 10日（日）	2002 年度発掘調査現地説明会（30名） 庭園整備工事（景石搬入完了状況）
2003 (平成 15)	9月 7日（日）	藤崎会親月会（200名） 薩摩建物跡 SB44（立体表示整備）を舞台として、謡曲の発表会を夜間開催 ※藤崎会：神岡町内の謡曲爱好者有志の会
2004 (平成 16)	5月 16日（日）	現地説明会（30名） 復元主門の公開
	7月 4日（日）	2004 年度調査現地説明会（20名） 南堀延長部の調査
	9月 23日（木）	下館跡復元主門完成記念、ウェイウェイ・ワー（二胡演奏者）コンサート（400名） 実行委員会により運営 コンサート前に加茂若宮神社（地元）の浦安の舞及び奏楽の奉納
	8月 10日（水）・12日（金）	復元土塹干しレンガづくり体験教室（1回1～2時間程度）（170名） 飛驒市わくわく探検隊
	9月 3日（土）	一般市民参加
	9月 22日（木）	神岡小学校6年生体験授業
		乗つったレンガは、すべて土塙復元工事に使用
2005 (平成 17)	12月 11日（日）	下館跡会所建物上棟式（330名） 古式にのっとった上棟式の公開 見学者の子ども参加による「引き綱の儀」の実施 江馬遺跡保存会による野戰鍋（豚汁）のふるまい（地元参加のイベント実施）
2006 (平成 18)	7月 23日（日）	下館跡会所建物復元工事現場公開（351名） 工事足場の上から、板葺き屋根を間近に見学
2007 (平成 19)	6月 24日（日）	下館跡会所建物内覧会（470名） 完成した会所・庭園の市民向け内覧会
	10月 28日（日）	史跡江馬氏館跡会所建物完成記念式典、オープニングイベント（2,500名） 実行委員会により運営 地元住民団体によるイベント (巫女舞、獅子舞、踊り、野点、紙芝居、謡、能衣装着付け、団子まき等)
2008 (平成 20)	9月 13日（土）～15日（月）	江馬氏館お月見会（450名） 会所・庭園の夜間無料公開 地元住民団体による催し物開催（紙芝居、謡い、奏楽奉納）
2009 (平成 21)	9月 5日（土）・6日（日）	江馬氏館お月見会（287名） 会所・庭園の夜間無料公開 地元住民団体による催し物開催（謡い、紙芝居、尺八と舞）



江馬氏館お月見会（2008年9月14日）



江馬氏館お月見会（2008年9月15日）

詳細については、飛騨市例規集を確認されたい（飛騨市公式webサイトにて閲覧可能。URL:<http://www.city.hida.gifu.jp>）。史跡江馬氏館跡公園は、これらの条例・規則に基づいて運用している。

第17表 史跡江馬氏館跡公園設置にかかる関係条例等

条例名 〔規定事項〕	改正公布日	改正施行日
飛騨市文化施設の設置及び管理に関する条例 〔文化施設としての施設の設置〕	2007（平成19）年3月20日 条例第25号	2007（平成19）年10月1日 (平成19年規則第34号による)
飛騨市文化施設の設置及び管理に関する条例 施行規則 〔開館時間・休館日〕	2007（平成19）年9月5日 教育委員会規則第7号	2007（平成19）年10月1日
飛騨市使用料徴収条例 〔有料公園施設（会所・庭園）の使用料金〕	2009（平成21）年3月10日 教育委員会規則第3号	2009（平成21）年4月1日 (開館時間の変更に伴う改正)
飛騨市都市公園条例 〔特殊公園としての都市公園の設置・ 有料公園施設・都市公園の使用料規定〕	2007（平成19）年3月20日 条例第24号	2007（平成19）年10月1日 (平成19年規則第33号による)
飛騨市都市公園条例 〔特殊公園としての都市公園の設置・ 有料公園施設・都市公園の使用料規定〕	2007（平成19）年6月29日 条例第41号	2007（平成19）年10月1日
飛騨市都市公園条例施行規則 ※史跡江馬氏館跡公園設置に伴う改正はなし	2005（平成17）年3月8日 規則第2号	公布の日から施行し、 2004（平成16年）12月17日から適用

第3章 発掘調査の概要

下館跡では、1973年度（昭和48）に土地改良工事及び公園造成計画に先立つ試掘調査を行っている。以後、1978年度（昭和53）まで行った史跡指定にかかる発掘調査、1994年度（平成6）以降の史跡整備に必要な知見を得るための発掘調査を行っている。

第1節 遺構の概要

江馬氏下館は、江馬氏下館Ⅰ～Ⅲ期の大きく3時期に整理できる。Ⅱ期は館が成立した時期であり、建物の建て替えにより、さらに2時期（ⅡA期、ⅡB期）に細分できる（第5図、第18表）。

1. 下館Ⅰ期（13世紀後半～14世紀代）

この地の利用が始まる時期である。柱式掘立柱建物跡が散在し、堀跡はまだ掘られていない段階である。

掘立柱建物跡SB48（堀内地区）、SB01、SB06、SB07（門前地区）、SB21、SB14（工房地区）を確認している。各建物跡の主軸は一致しない（第6図）。

2. 下館ⅡA期（14世紀末～15世紀後半）

館が成立する時期である。館跡の三方向を開む堀跡・土塙跡等を確認している。堀内地区では規模の大きな礎石建物跡・園池跡、堀外地区では方形の区画を設けて館に必要な諸施設跡を確認している。これらの遺構は計画的に配置されている。なお、堀内地区では、次時期の上層遺構を保存しており、ⅡA期の遺構面まで掘削していないため、当時期の遺構配置は明らかになっていない。

館跡の規模は、東西約114m、南北約97mを計る。建物跡と薬研場跡、門跡の配置から、西側が正面と考えられる。

南堀跡は、旧堀跡と新堀跡を確認している。主軸から、ⅡA期には旧堀が機能していたと考えられる。

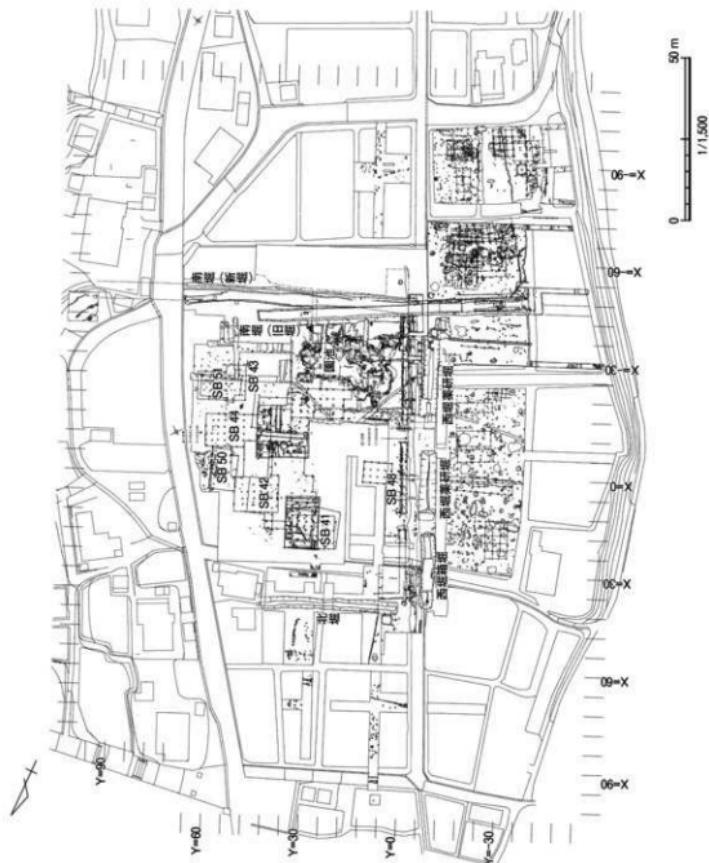
北堀跡及び西堀跡は、主軸が次時期の建物跡群と同じである。造り替え等の痕跡は確認できないが、ⅡA期から設けていたものと考えられる。

西堀跡の土橋跡2（主門）の南側には、薬研場の機能時には埋められたと想定される、幅約3mの箱堀跡を長さ約4.5m分ほど確認している。西堀跡薬研場跡は、この時期に掘られたと考えられる。

北堀跡に伴う土塙跡及び土塙の北側基底部石列跡SV02は、ⅡA期に計画的に設け、建物等の造り替えに際して改修を加えながら、ⅡB期末まで使用していたものと考えられる。

堀内地区では礎石建物跡6棟を確認したが、いずれも部分的な確認である。平面規模は明確ではない。

園池跡では、改修・造り替え等の痕跡は確認できない。園池跡のみから築造開始年代を断定することは難しい。ただし、堀内地区の各時期の建物跡は軸線方向を変えるものの、ほぼ重複した位置で作り替えられている。このことから、建物の建て替えに際しても建物配置は継承していると想定できる。



第5図 下籠遺構分布状況

第18表 遺構の変遷

時 期	概 要	堀内地区の遺構		堀外地区の遺構		
		SB	その他	SB	SI	その他
下館Ⅰ期 (13世紀後半～14世紀代)	この地の利用が始まった時期	SB 48		SB 01・06・07・14・21		
下館ⅡA期 (14世紀末～15世紀前半)	館として整備した時期	SB 49・53・60・61・62・64	SV 02、南堀旧堀、西堀新堀、園池	SB 03・13・15・28	SI 02	SA 02・13・26・27・32・55
下館ⅡB期 (15世紀末～16世紀前葉)	館が建て替えられた時期	SB 41・42・43・44・46・61	SA 43・45・47・55・56、SV 01、南堀新堀、西堀、北堀、主門、園池	SB 02・05・11・17・22・26	SI 01・11	SA 01・11・12
下館Ⅲ期 (16世紀中頃～末)	館を利用しなくなった時期	SX 01、SI 21、SD 22				

* SB = 堀石建物跡・掘立柱建物跡、SA = 構跡、SI = 窓穴住居跡、SX = 不明遺構、SD = 溝跡、SV = 石積跡

のことから、庭園についても館成立当初から計画的に配置していたと考えられる。

堀外地区については、南堀跡延長部を境として、西堀前の門前区画と南堀延長部南側の工房区画に敷地が分けられる。各区内においても、道路跡や掘立柱建物跡・構列跡等によってさらに方形に敷地を区切り、館に必要な施設を計画的に配置していることが分かる。

門前区画は、西堀跡に平行に南北方向に延びる幅約6mの道路跡を確認している。道路跡に直交し、東西方向を桁行き（長辻）とする建物跡や構列跡も確認している。道路跡、建物跡、構列跡などにより、門前地区は、西堀南端部の屈曲部前、主門前、脇門前の3つの区画に分けられる。主門前区画と脇門前区画は、構列跡 SA 02（馬屋跡と考えられる掘立柱建物跡SB04が先行する）を境とし、主門前では宿直屋と考えられる掘立柱建物跡 SB 03 を確認している。西堀屈曲部前と脇門前は広場であり、犬追物や的射などの武術の訓練、儀式等の際に武術を披露する空間であったと考えられる。

工房区画は、構列跡と道路跡によって3区画に分けられる。各区画は土間を伴う掘立柱建物跡・堅穴建物跡・広場跡の組み合わせである。工房及び作業場であったと考えられる。

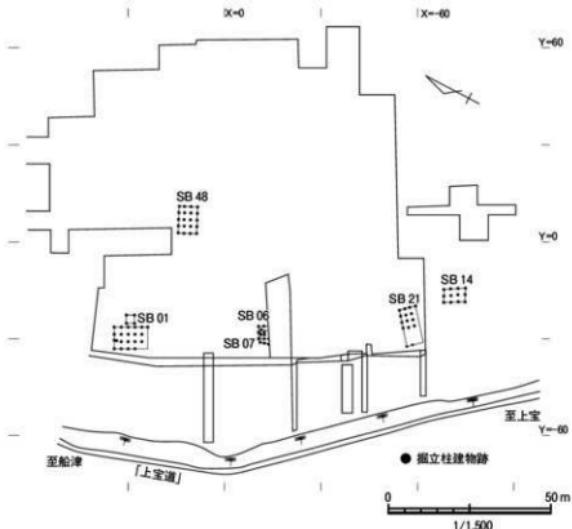
堀外地区的遺構群は作り替えが想定できる。しかし、堀内地区では、遺構から作り替えの痕跡は確認できない。しかし、Ⅱ A期は15世紀代全般、約100年間に比定される。建物の耐用年数から、建物等の作り替えがあったと考えられる。

3. 下館ⅡB期（15世紀末～16世紀前葉）

館全体において建物の作り替えを行う時期である。発掘調査により館全体における遺構配置を確認できる。堀内・堀外地区とも各群の遺構は重複しており、建物等の作り替えに際して、主軸方位は変えるものの、建物配置などはⅡ A期のものを継承していたと考えられる。

南堀跡は、この時期に新堀に作り替えたと考えられる。西堀跡・園池跡は、この時期にある程度埋められ、傾斜が緩やかになったと考えられる。

土堀跡は、Ⅱ A期の土堀基底部石列跡 SV 02 を利用しながら、作り替え（改修）を行い、引き続



第6図 江馬氏下館I期の遺構配置図（13世紀後半～14世紀代）

き使用されたと考えられる。

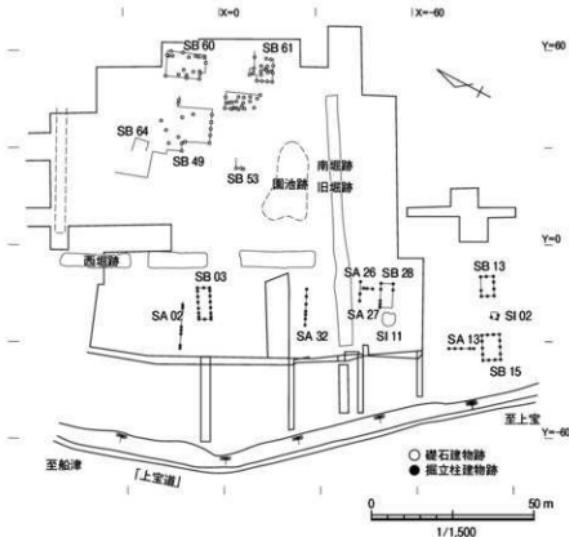
堀内地区の礎石建物跡は、配置・規模等がほぼ明らかになっている。その配置からSB 41は台所、SB 42は台所に付属する対屋、SB 43は常御殿に付属する建物、SB 44は常御殿、園池に面するSB 46は会所と考えられる。

堀内地区の南西隅部に位置する園池は、この時期に建物等とともに完成したと考えられる。園池跡は東西約27m、南北約14mの東西に長い不整梢円形を呈する。池底に水を溜めるための造作は確認できず、水を常時溜めてはいなかったと考えられる。長径1m以上の大型の庭石を大量に配置している。

館の5ヶ所で地鎮遺構を確認している。建物の作り替えの完成に際して、墨書きわらけを埋納したと考えられる。

堀外地区の門前区画は、横列跡をSA 02からSA 01に作り替え、脇門前と主門前を区画するII A期には広場であった主門正面には、宿直屋跡と考えられる掘立柱建物跡SB 02、馬屋跡と考えられる掘立柱建物跡SB 05が確認でき、建物配置に変化がみられる。工房区画は、建物配置等に若干の変更はあるものの、各区画における施設の組み合わせに変化はない。引き続き工房が配置されている。

なお、下館が所在する般地区の近世村落の調査を行っている。その結果、近世には殿段丘の南端部に諏訪社と天神社が、北東端部に加茂社が、北端部に白山社があったことがわかった。これらの宗教施設は、下館が存在した室町時代に勅請されたものと考えられる。のことから、殿段丘全体に下館に武家屋敷等の施設が広がるものと推定される。



第7図 江馬氏下館II A期の遺構配置図（14世紀末～15世紀後半）

4. 下館III期（16世紀中頃～16世紀末）

館を他所に移した後の時期である。II B期までと比較して、館が存在しないことから出土遺物量は激減する。江馬氏は、この時期に本拠を高原源氏城東町に移したと考えられている。そして天正10年（1582）、姉小路（三木）氏に敗れ、江馬氏は高原郷の領主としての姿を失うのである。

館の移転に際し、西堀跡は人為的に埋められており、北堀跡、南堀跡は自然に埋まりつつある状態であったと考えられる。しかし、堀外地区では遺構が確認されており、作業場等としての活動があったものと考えられる。

第2節 出土遺物の概要

江馬氏館跡では、これまでの調査で約7,600点の中世遺物が出土している。中世の土器・陶磁器類は、土師器皿、瓦器、珠洲焼、八尾焼、常滑焼、白瓷系陶器、瀬戸美濃焼などである。また、中国製陶磁器（青磁、白磁、青白磁、青花、天目茶碗など）も出土しており、他に鉄製品（鉄釘、刀子、小札など）、銅製品（銅錢、飯食器など）、石製品（硯、茶臼、石臼など）が出土している。土器・陶磁器類は、13世紀後半から16世紀中葉まで認められ、このうち15世紀代の遺物が数量的に最も多い。また、出土地点としては、堀内・堀外地区の広範囲における出土が確認できる。なかでも堀内地区における出土量が多い。また、堀外地区の出土遺物についても、その出土状況から元々堀内地区で使われた遺物が堀外地区で出土したと考えられる事例が多い。このことから、土器・陶磁器類の使用の中

第19表 磁石建物跡一覧（堀内地区、下館II B期）

建物跡	建物形式	方 向	長さ		間数 (間)	柱間(尺)	性格
			(m)	(尺)			
SB 41	礎石建物跡	桁行 東西	13.18	43.5	6	東から 6.5 尺 × 2 間、8 尺 × 2 間、6.5 尺	台所
		梁行 南北	9.70	32.00	4	北から 6.5 尺、10 尺、9 尺、6.5 尺	
SB 42	礎石建物跡	桁行 東西	13.33	44.00	6	東から 9 尺、5 尺、7 尺 × 3 間、9 尺	対屋
		梁行 南北	11.82	39.00	5	北から 7 尺 × 5 間、南辺の西から 1 間分に 1 間幅 4 尺 の縁	
SB 43 (規模推定)	礎石建物跡	桁行 東西	(14.39)	(47.50)	(7)	東から 6.5 尺 × 2 間、8 尺 × 2 間、6.5 尺、8 尺、4 尺	常御殿付属的施設または女房衆の建物
		梁行 南北	(11.21)	(37.00)	(4)	北から 9 尺、7 尺 × 3 間、南辺の西から 3 間分に幅 1 間 7 尺 の縁	
SB 44	礎石建物跡	桁行 東西	19.65	65	10	6.5 尺 × 10 間	常御殿
		梁行 南北	7.88	26	4	6.5 尺 × 4 間、北辺の東から 6 間分に幅 1 間 6.5 尺 の縁	
SB 46	礎石建物跡	桁行 東西	15.91	52.5	7	東から 10 尺、6.5 尺 × 5 間、10 尺、西辺の南から 1 間分に長さ 1 間 8 尺 の縁（月見台）	会所
		梁行 南北	8.94	29.5	4	北から 6.5 尺 × 3 間、10 尺、南西隅に桁行東西 2.42 m (8 尺) × 梁行南北 3.03 m (10 尺) の張り出し部（月見台）	

第20表 桁列跡一覧（堀内地区、下館II B期）

板塀跡	形式	方向	長さ		間数 (間)	柱間(尺)	柱間(尺)
			(m)	(尺)			
SA 43 (規模推定)	礎石板塀跡	南北	(20.00)	(66.00)	—	※ SB 42-SB 44 間をつなぐ板塀。	
SA 45	礎石板塀跡	東西	6.36	21.00	2	SB 44 桁行北辺柱列延長線上に西に伸びる礎石抜取穴から復元。東から 7 尺、14 尺。	
	掘立柱板塀跡	南北	8.04	26.53	3	SA 45 の東西方向礎石板塀跡の西端約 0.6 m 西の 02-SP8・SP 29・SP 34 を結ぶ掘立柱板塀跡。	
SA 47	礎石板塀跡	東西	18.03	59.50	9	東から 7 尺 × 7 間、3.5 尺 (くぐり戸)、7 尺	

第21表 建物跡の性格（堀内地区、下館II B期）

建物跡 通番号	建物形式	性 格	根 摂 知 見	※印は備考
SB 41	礎石建物	台 所	・広場と脇門との位置関係など	
SB 42	礎石建物	対 屋	・建物規模が SB 41 とはほぼ同じ 広場に面した位置関係など	
SB 43 (規模は推定値)	礎石建物	常御殿の付属的施設または女房衆のための建物	・付近に火の施設を持つ ・奥まった位置にある ・一部、柱・礎石抜き取り穴が柱通りをそろえて残るが、遺存状況が悪く平面規模等については推定。 ※北に接する SB 44 との間に炉路と考えられる石組みあり（1978 年度概報による）。	
SB 44	礎石建物	常御殿	・付近に火の施設を持つ	
SB 46	礎石建物	会 所	・庭に面している ※足利義政の頃より会所の建物が儀式的な場としての性格を持ち始めたことが想定され ⁴¹ 、他に主殿となる建物がないことから、この建物内に主殿的性格を持つた部屋があったと推定される。 ※遠寺と考えられる建物がないことから、SB 46 に広場に面する「控えの間」が遠侍の機能を有していたと推定される。	

心は堀内地区であり、堀外地区では、木製の食前具など土器・陶磁器類以外の食膳具を使用していたものと考えられる。江馬氏館では、土器・陶磁器類を場の性格や階層を区分するために明確に使い分けていると考えられる（神岡町教育委員会・富山大学人文学部考古学研究室 1996）。なお、数量的には少ないものの縄文土器や近世・近現代陶磁器なども出土している。

第3節 江馬氏下館II B期の遺構

整備対象時期としたのは、下館を最も特徴づける遺構である庭園跡の時期であり、庭園跡と同時期の建物跡群の配置が確認できた江馬氏下館II B期（第19表）である。以下に整備対象遺構のうち、復元整備および復元的整備の対象となった遺構の概略を記す。なお、発掘調査結果において柱間等を検討した結果、江馬氏下館における基準寸法は1尺 = 30.3 cmとする。

1. 堀内地区

(1) 堀跡

館の北・西・南に堀跡を確認している。各堀跡は地山に掘り込まれている。空堀跡でわずかに水が溜まる程度であったと考えられる。

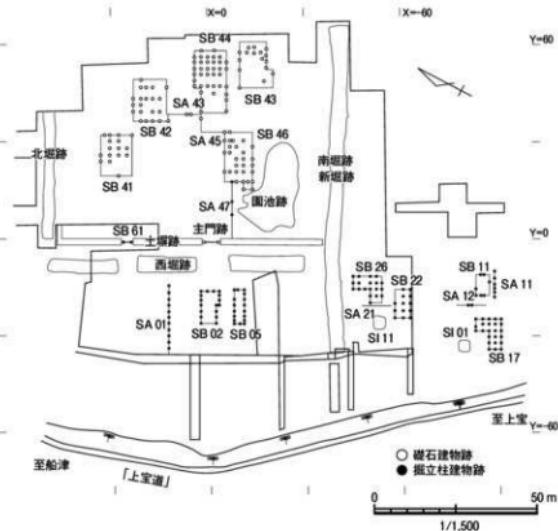
北堀跡 館の北側を区画する堀跡であり、江馬氏下館II A期に設けたと考えている。幅約4m、深さ約1mの箱堀跡であり、長さは約56mを計る。

南堀跡（旧堀） 館の南側を区画する堀跡であり、新旧2本の堀跡が確認できた。南堀跡（旧堀）は、江馬氏下館II A期の館の整備時に設けられた箱堀である。規模は、幅約4m、深さ約1.1m、長さ約83mである。堀跡は西堀跡の南端延長ラインを越えてさらに約30m西に延び、段丘面の段差部で西端が開いて終わっている。南堀跡（旧堀）では江馬氏下館II B期の館の建物等の作り替えに際し、堀の一部が人为的に埋め戻され、南堀（新堀）を新たに掘り直している状況が確認できるが、一部は旧堀をそのまま利用している。

南堀跡（新堀） 旧堀の埋土に館内側からの流れ込み層があり、南堀跡（新堀）は土壘等を伴っていたと考えられる箱堀跡である。規模は、幅約5m、深さ約0.7mである。館の移動（江馬氏下館III期）後、北堀跡・南堀跡新堀は、自然堆積によって半ば埋まっていたが、近世初めの耕地化に際して、人为的に完全に埋め立てたものと考えられる。

西堀に伴う土橋跡 西堀跡は館の正面であり、館への導入部となる二つの土橋がある。北側の土橋跡1は幅約3m、南側の土橋跡2は幅約7mであり、その規模、館内の建物配置から、南側の土橋跡2が主門、北側の土橋跡1が脇門と考えられる。

西堀跡（薬研堀・箱堀） 西堀跡は土橋跡1（脇門）の北側では箱堀跡である。幅約4.4m、底幅約1.8m、深さ約1.4mである。南側（土橋跡2 = 主門の両側）では薬研堀である。規模は幅約4.5m、底幅約0.2m、深さ約3mである。西堀跡は地山を掘り込んでいる。薬研堀跡は比較的早い段階で、その堀壁と同質の土で埋まっている。この地山は風雨の影響で自然崩壊しやすい土質である。堀跡埋土（地山）の堆積が堀内地区側に偏っていること、雨水等による自然堆積土と考えられる埋土がほとんどないことが埋土の観察から確認できる。江馬館II A期には、常時崩れた堀壁の形状を整え、急峻な薬研堀の形状を維持していたと考えられる。江馬氏下館II B期には、やや埋まった状態の薬研



第8図 江馬氏下館II B期の遺構配置図（15世紀末～16世紀前葉）

堀であったと考えられる。西堀跡は、館の移動時（江馬氏下館Ⅲ期）に館側にある土塀を崩して埋め戻したと考えられる。西堀跡（薬研堀）は館側から、西堀跡（箱堀）は周囲から一度に埋め戻している。

(2) 土塀跡

北側土塀跡（基底部石列跡 SV01・02） 1998年度（平成10）の下館跡北西隅部の調査において、北堀跡の堀内地区側に土塀基底部石列跡を確認した。北側土塀跡は館成立時（江馬氏下館II A期）につくられ、江馬氏下館跡II B期の建て替えの際にも、そのまま利用しつつ改修を行ったものと考えられる。SV 01を伴う江馬氏下館II B期の北側土塀跡の基底部幅は、石列の内幅約15m（5尺）と考えられる。

土塀跡北西隅部 土塀跡の北西隅部では、西辺周辺にも近世以降の耕地化等の際に石列を破壊した第19表、第20表、第21表と考えられる長径1m程度の礫が散乱していた。西側土塀の東辺柱穴列SA 56の北への延長ラインがSV 01西端部と、西側土塀西辺柱穴列SA 55の北への延長ラインがSV 02西端部と交わることから、堀内地区北西隅部は基底部石列跡を伴う土塀跡によって閉じていたと考えられる。北西隅部では、堀内地区と堀外地区的レベル差を解消するための段差（堀内地区側が約0.5m高い）があり、この地形段差部の土留めも兼ねて土塀跡基底部石列を設けていたものと考えられる。

西側土塀跡（柱穴列 SA 55・56） 1999年度（平成11）の調査では、西堀跡の堀内地区側において、西堀跡に平行に並ぶ2列の柱穴列西辺柱穴列SA 55、東辺柱穴列SA 56を、2002年度（平成14）調

査ではこの柱穴列の南への延長である2本の布掘りと布掘り内の柱穴（SA 55c, SA 56c）、土塙跡盛土の一部を確認した。SA 55及びSA 56はほぼ平行に延びるが、それぞれの柱穴は東西で対応しない。また、各柱穴列における柱間が一定ではない。このことから土塙を作る際の作業用の柱列と考えられる。西堀跡にも土塙跡が伴う時期があることが明らかになった。柱穴列は西堀の2つの土橋の前ではとぎれ、この空間地に門があったと考えられる。西側土塙南端部と考えられる柱穴は、南堀跡（新堀）北側肩部から約1.6m（南堀跡（旧堀）北側肩部から約0.5m）北側で確認した（02-SP 51, SP 94, 02-SP 2, SP 59）。

江馬氏下館ⅡB期の建て替えの際、堀内地区の盛土造成と同時に西側土塙跡も改修していると考えられる。少なくとも1時期分はこれに先行する土塙の存在が想定できる。

柱穴列SA 55・56の間隔は、柱穴中心間で約1.9m（6.3尺）を測る。土塙跡盛土東壁面とSA 56布掘り西側肩部がほぼ一致するが、土塙跡盛土西壁面については、平面的には把握しきれなかった。また、庭園とのレベル差から、土塙跡基底部には石列は存在しなかったと考えられる。柱穴内側の幅は約1.5mであることから、土塙跡基底部幅は約1.5m（約5尺）であったものと推定する。

南側土塙跡と土塙跡南西隅部 南側土塙跡に関わる遺構は確認できなかったが、南側土塙跡は庭園背後となることから、南堀にも土塙が伴い、堀内地区南西隅部も土塙によって閉じていたと考えられる。

（3）門跡

脇門跡（SB61） 北側の脇門跡SB 61は主柱の柱穴を確認し（99-SP 144, SP 190）、間口約2.7m（9尺）の掘立柱建ての門跡であることがわかった。棟門であったと推定する。

主門跡 土橋跡2に面する箇所では西側土塙跡柱穴列SA 55b, SA 55c, SA 56b, SA 56cが途切れしており、主門があったものと推定できが、その主柱穴と考えられる柱穴は確認できなかった。しかし、主門推定地周辺では遺構面構築土層が削平によって失われている。また、主門推定地前の下館時期以降の溝跡であるSD 22埋土内に堀内地区建物跡の礎石と考えられる川原石円礎が多く入る。このことから、主門跡は礎石建ちであったと考えられる。土塙が途切れる空間地の南北幅（間口）は約4.2m（14尺）である。脇門跡の間口（9尺）と土塙跡の大きさ（基底部幅5尺）から推定する主門主柱の太さを考慮すると、主門跡の間口は約3.6m（12尺）内外、形式は主門という性格から、棟門と推定できる脇門より格が高い四脚門であったと推定した。

（4）堀内地区的江馬氏下館ⅡB期の建物跡・板塙跡・渡り廊下跡

堀内地区的江馬氏下館ⅡB期の建物跡は礎石建物跡5棟、礎石建板塙跡1列、掘立柱板塙跡2列（柱間2間以上のもののみ）を確認した（第20、第21表）。

なお、隣接する建物跡は、それぞれ渡り廊下でつないでいたものと考えられるが、渡り廊下跡の位置を断定できる明確な遺構は確認できなかった。

（5）庭園跡

庭園跡は、堀内地区的南西隅に位置し、南・西側は土塙跡を挟んでそれぞれ南堀跡・西堀跡と接している。北東側には会所と考えられる礎石建物跡SB 46が位置し、SB 46から西側土塙跡までは東西

に伸びる板塀跡 SA 47 があり、庭園は会所内からでなければ見えない。発掘調査で確認できた庭園の状態は、江戸時代末期の耕地化の際に壊された庭園の姿であった。大半の景石が打ち割られて原形を保っておらず、また、原位置を保つていなかった。

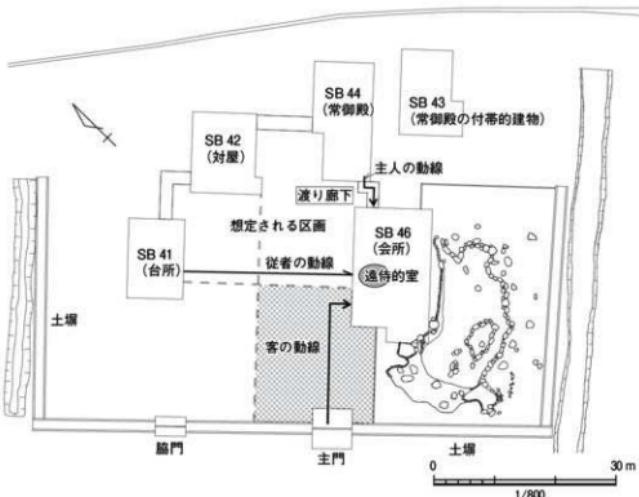
園池跡は最大部で東西約 27 m、南北約 12 m を測り、東西に長い不整楕円形をしている。園池中央より西寄りに、中島の基底部と考えられる地山を掘り残した高まりを確認した。最大部で東西 12 m、南北 6 m をはかり、園池跡と同様の東西に長い不正楕円形を呈する。その北西側には原位置を保つ大きな景石があり、2つの岩島があつたと考えられる。

池底には水を貯めるための造作が確認できず、また、導水路・排水路も確認できていない。このことから常時水を貯めた池ではなかったと考えられる。景石に使用している石材は船津花崗岩という長径 0.6 m ~ 2 m 近くの大型のものが多く、要所にはこぶし大から長径 0.3 m 程度の青色のフォルンフェルスも使用している。いずれも地元で入手可能な石材である。

景石庭園の南汀部で墨書き土師器皿を埋納した地鎮遺構を検出した。地鎮遺構は、庭石の周囲を埋めながら斜面を造成する土層に掘り込まれていた。地鎮遺構の掘り込まれた土層から庭石の据え付けは地鎮遺構よりも古いことがわかるが、地鎮の祭祀は、庭園完成時に行ったと考えられるため地鎮遺構と庭園の年代差はほとんどないと考えられる。墨書き土師器皿の年代は 16 世紀初めであることから、庭園は、16 世紀初め頃に完成したと考えられる。



第9図 「洛中洛外図屏風」歴博甲本（国立歴史民俗博物館蔵）



第10図 堀内地区の建物の性格と空間の使われ方

(6) 堀内地区の建物配置

武家館の建物配置については、15世紀半ば頃までにはほぼ共通しており定形化していた。当時は西と南がハレの方角であったと考えられる（川上賀 1998）。

江馬氏下館においても西側に土橋や深い堀と門が2ヶ所あり、さらに南西隅に庭園を配置しており、西を正面としていたことがわかる。

建物の性格と空間の細分 「洛中洛外図屏風」（第9図）などで確認できる将軍邸、細川管領邸など同時代の館の構成、配置にならうと、脇門を入ってすぐが台所、続いて主殿あるいは対面所のような建物を配置している。これらの資料との関係から江馬氏下館跡で確認した建物跡の性格は（第21表）のように整理できると考えられる。当時の手法として、門内の空間をその機能の差違により分離するため、目隠し等の目的で塀や柵を用いて区画し、動線の分離を図っていたと考えられる。江馬氏下館でも、遺構としては確認できなかったが、建物の性格付けとともに、塀や柵列によりその空間をさらに細分していたものと考えられる。

動線について 敷地内において想定できる人々の動線は、庭園に近い主門は主人、重要な客の出入りのみに使用し、通常は脇門を使用したと考えられる（第10図）。主人は渡り廊下を介して礎石建物SB 44（常御殿）から礎石建物SB 46（会所）建物内の儀礼的な室（主殿に相当する室＝書院＝主人の居間）、庭に面した座敷（接客の間（南主座敷））へ向かうと考えられる。礎石建物SB 41台所、礎石建物SB 42対屋に居る主人の従者が礎石建物SB 46（会所）へ行く場合、広場を横切り、礎石建物SB 46（会所）北側の広縁や納戸（武者隠し）、の控えの間（遠侍の室）な部屋へ出入りしたもの

と想定される。渡り廊下を通って、建物伝いに移動する動線も想定できよう。客人は、主門から館内に入り、会所北側の入り口から、会所内に入ったものと想定する。

第4章 史跡整備事業の概要

第1節 「史跡江馬氏城館跡整備基本構想」概要

整備の基本となる『史跡江馬氏城館跡整備基本構想』（以下、「基本構想」という）は、1998年度（平成10）に策定した（神岡町・神岡町教育委員会1999）。史跡江馬氏城館跡は、一つの館跡と6つの山城跡の総称である。「基本構想」においては、山城も含む史跡全体における今後の整備のあり方の方向性を示した。各山城跡（国史跡指定）と各山城跡との関連が考えられる町内の城跡（国史跡指定外）を拠点地区と位置づけた（第22表）。そして、その中でも用地の公有化が進み、整備のために発掘調査を行っている下館跡地区を整備の中核・パイロット地区と位置づけ、他の拠点に先駆けて整備を行うものとした。史跡は散在しており、広大な面積を有するため、整備事業にも長期間を要すると予測された。1999～2008年度（平成11～20）の10年間を当面事業（下館跡地区の整備）期間とし、2009年度（平成21）以降、おおむね20年間を中期事業、長期事業期間として、山城等の整備を進め、状況に応じ適宜見直しを行うものとしている。

以下に「基本構想」の骨格部分を、策定当時の記述のまま抜粋転記する。

1. 「基本構想」概要

(1) 基本理念

江馬氏城館跡は、中世、飛驒国高原郷を中心に活躍した地方有力武家である江馬氏の城館跡である。江馬氏は、14～15世紀には室町幕府と直接的な繋がりをもっていたことが史料で確認されており、守護以外の在地勢力ながら京の都に知られていた地方有力国人であった。この江馬氏の居館であった下館、および後背地の城山に築かれた高原諏訪城跡を中心に、北に土城跡、西に寺林城跡、政元城跡、南に洞城跡、石神城跡の各支城があり、これらは群として機能していた中世城館の形態をよく示すものとして昭和55年に国史跡「江馬氏城館跡」の指定を受けた。このうち江馬氏の本拠である下館跡は、数次にわたる調査を経て、次第に中世武家館の姿が明らかになってきている。江馬氏が下館の整備に着手した時期は、将軍足利義満が「花の御所（室町殿）」に居を移した時期（1378）からまもなくの頃である。室町幕府と直接強い繋がりをもっていた江馬氏は、京の都の武家文化・儀礼をいち早く取り入れて庭園を伴う館を整備したものと考えられる。「飛驒の花の御所」（小島道裕氏）というべき姿が発掘調査によって明らかになりつつある下館跡は、往時の江馬氏の勢力を雄弁に物語る遺跡である。特に中世武家庭園としては地方における早出の例であり、中央と地方の文化の流れを知る上でも、全国的に貴重な遺跡といえる。また、堀で開まれた武家館の周辺には、馬場などの儀礼施設や堅穴住居などの手工業生産施設を計画的に配置するなど、場の使い分け、身分による住み分けをしており、周辺には神社・寺院といった宗教施設を要所に配するなど、下館関連施設は史跡地以外にも広がるものと推定される。その様子には、のちの戦国城下町への萌芽が認められ、日本の城下町や都市の変遷を考える上でも重要な知見を示すものである。

また、下館跡を守るようにその背後に築かれた高原諏訪城跡やその周囲の要路に配された山城は、中世城館が一城のみでなく相互補完しながら群として機能していたことを今に伝える貴重な遺跡であ

る。

このように、江馬氏城館跡は全国的にみても貴重な遺跡であり、地域の個性を表徴するものとして飛騨市のまちづくりの上からも活用すべき有用な資産である。まちづくりには地域住民の理解と協力が不可欠であるが、まず、地域の人々が自分を育んだ地域の歴史を知り、歴史の証人である遺跡になれ親しむことが、地域に対する愛着心や誇りを育てる重要な契機になると考える。江馬氏城館跡は地域固有の遺跡であるとともに、全国に誇るべき価値の高い文化遺産である。現在、遺跡の中核である下館跡では歴史公園整備を目指して順次公有化が進んでいるというものの、史跡指定から約20年を経過した今も、かつての飛騨地域の先進文化のシンボルである下館の痕跡を辿ることは未だできない状態であり、その早期整備が待たれている。また、山城群は調査等もほとんどなされないまま、放置された状態のものも中にはある（第11図）。

一方、「豊かで美しく輝いた町神岡」（『第3次総合開発計画書』平成3年）を標榜する神岡町は、新しいまちづくりを目指し都市基盤施設としての公園等の整備、新たな観光施設整備等はもとより、町民の「心の豊かさ」を育んでいくことを主要施策としている。

以上のような背景を踏まえ、史跡江馬氏城館跡は、国民共有の文化遺産であるという認識のもと、保護・保存は言うまでもなく、その歴史的価値をさらに追求するための調査研究と共にこれらに基づいた整備を実施し、遺跡の顕在化を図り、遺跡に今日的な価値を付加し、広く一般に公開し、活用することも大切なことであると考える。

よって、史跡江馬氏城館跡の整備は、史跡の公有化及び保護・保存ならびにその整備・活用を目的とし、地域住民の意向を尊重しながら歴史的、文化的な調査研究結果に基づき、歴史公園としての整備を目指すものである。

（2）基本方針

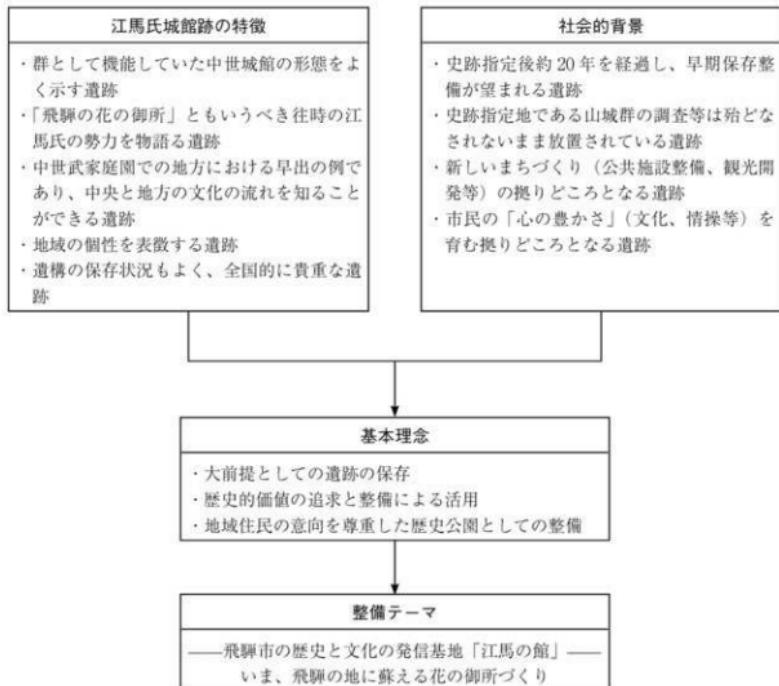
①整備テーマ

基本理念を踏まえ、神岡町民はもとより、広く一般の人達にも江馬氏城館跡の保存整備事業の行先が理解できるよう、整備テーマを以下のように設定する。（整備テーマは事項に掲載。編集者加筆。）

②構想の対象範囲と拠点地区の設定

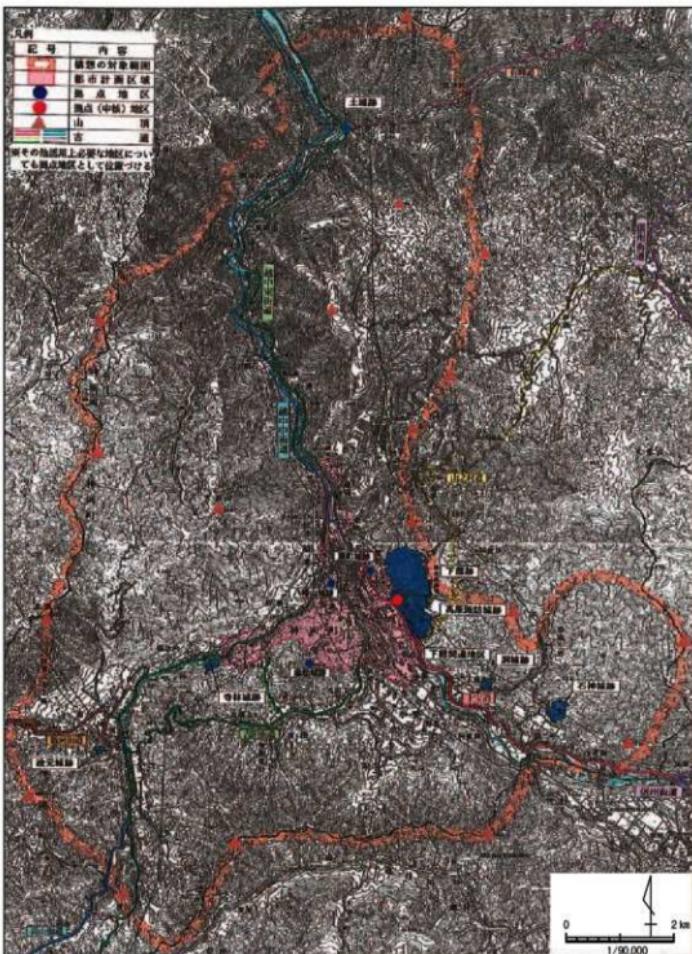
史跡指定地は江馬氏の居館である下館跡と、背後に築かれた本城跡といわれる高原諏訪城跡、及びその周辺に築かれた山城跡の7ヶ所（下館跡と高原諏訪城跡は一体的に指定）からなり、指定面積は合せて100ha以上に及ぶ。

これらは下館跡・高原諏訪城跡を中心に、かつての主要街道沿いの東西約10km、南北約12kmの広い範囲に分布している。城の選地には山の自然の要害性と共に街道及び周辺への眺望、城相互の見通しなど地理、地形が大きな要因となっている。城と城、又は館を結ぶ街道は、現在では拡幅され国道など主要道となっている道が多いが、未だ古道の面影を残している箇所もある。また、これら点在する山城跡等を歴史遺産としてみると、歴史遺産をとりまく周囲の山々の緑は歴史的風土を構成する大きな景観要素となっている。また、まちづくりの面からも神岡のイメージである美しい自然を守り育て潤いを醸すために自然環境の保全や、優れた風致景観の拡大、保全が課題となっている（『第3次総合開発計画書』）。さらに、これまでの調査によって、下館に關係する施設が段丘上全体に広



第22表 拠点地区一覧

位置づけ		指 定 の 別	地 区 名	
拠 点 地 区	史跡地区	国 史 跡	江馬氏城館跡	下館跡地区（中核地区）
				高原源訪城跡地区
				土城跡地区
				寺林城跡地区
				政元城跡地区
				洞城跡地区
				石神城跡地区
周辺地区	周知の埋蔵文化財包蔵地 「江馬氏殿遺跡」		下館関連地区	
	町 史 跡		東町城跡地区	
	県 史 跡		韮松城跡地区	
	町 史 跡		八幡山城跡地区	
			活用上必要と思われる地区	



第11図 構想の対象範囲

がっていた可能性が明らかになっている。この地域は「江馬氏殿遺跡」として周知の埋蔵文化財包蔵地に登録（岐阜県遺跡番号 21217-09242、平成 11 年 3 月 4 日登録）されており、今後、発掘調査等によって遺構が確認されれば史跡指定地の拡大（追加指定）もあり得る重要な地域である。よって構想の直接的対象範囲は 7ヶ所の史跡地とするものの、殿段丘上に広がる下館跡関連地、点的史跡を結ぶ線としての古道、さらにはこれら史跡の背景として歴史的景観を構成する周辺の山々を取り込んだ面的範囲（第 11 図）を周辺地区として捉え、構想の対象範囲とする。また、史跡地区及び面的範囲（周辺地区）の中に分布する文化財や活用上必要と思われる地区を拠点地区として位置づけ、各々の整備のあり方を述べるものとする。

なお、拠点地区の中でも江馬氏の本拠である下館跡は中核地区として捉え、他の拠点地区の保存整備に対する先導的役割を果たす地区として位置づけ、具体的事業内容についても述べるものとする。

（3）整備方針

本基本構想の対象地は、地域やわが国の歴史を知る上で欠くことのできない貴重な歴史的文化遺産とそれをとりまく自然豊かな山地等で構成されている。これらは地域の個性を表徴するものであり、地域住民にとって地域の歴史と文化を実感をもって知らしめてくれ、生活に潤いや快適さを与えてくれるものである。しかし、江馬氏城館跡の遺跡は、下館跡を除けばほとんど未調査、未整備の状態であり、その存在も内容も地域住民に十分理解されているとはいえない。地域住民がこの地に生活する誇りと郷土愛を育む場を提供するためにも、まず遺跡の存在を顕在化する必要がある。よって史跡江馬氏城館跡という貴重な歴史的文化遺産とそれをとりまく環境を、地域住民が歴史を自分のものとして体験し、また地域固有の財産として捉え、神岡町の歴史と文化の発信基地ともなり得るよう、保存を大前提として学術的調査、研究の成果を踏まえながら、遺跡等の整備を行い、神岡町の新しいまちづくりにも活用していくものとする。

そこで、本基本構想の整備方針を以下のように設定する。

● 遺跡の保存と自然環境の保全

整備にあたっては遺跡の保存を大前提とする。また同時に遺跡をとりまく良好な自然環境も遺跡と一体的に保全するものとする。

● 繙続的調査と研究の推進と成果の公開

貴重な文化財やそれをとりまく環境を保存・保全し、後世に伝え、また活用に向けての整備を図るため、今後も遺跡等の調査・研究を継続的に進めていくとともに、これらの成果を公開するものとする。

● 地域の個性を表徴する遺跡等の顕在化

各種調査、研究の成果を踏まえ、遺跡等の持つ価値を顕在化するため、遺跡等の特徴（庭園をもつ武家館、居館と本城・支城が群として残る。周辺は豊かな自然に囲まれる等）を明らかにし、各遺跡等の内容、性格に応じた適切な整備手法を検討し、往時の景観の復元を含め、地域の個性が具現化できるよう環境整備を図るものとする。

●神岡町の歴史と文化の発信基地の形成

遺跡を有する屋外の整備空間に加え、適所にガイダンス施設的建物（仮称「江馬の館」）を整備し、江馬氏城館跡の発掘調査や研究の成果はもとより、飛騨市に関する歴史や文化を知り、学習・研究の成果を発信し、また新たな文化の創造の場となるような場の整備を図るものとする。

なお、平成6年7月15日付の国の「文化財保護企画特別委員会」の「文化財保護審議会」の報告にあるように、史跡等の文化財の活用については、教育委員会（文化財担当部局）が主導的立場を担うことが求められており、神岡町においても、今後の事業推進においては、教育委員会が先導的役割を担い、その調整にあたるものとする。

●集いといこいの場の形成

史跡指定地等を中心に、各種イベントの開催や歴史体験が可能な場を整備し、地域住民が身近に文化財に触れ、学習し、また楽しく集い、親しみ、憩えるような場の整備を図るものとする。

●歴史的文化的環境にふさわしい地域景観の形成

遺跡をとりまく良好な風土景観は遺跡の価値を高めるものであり、ひいてはまちを魅力づけるものである。そのため地域住民や地権者等の理解を得ながら、遺跡周辺の山々の自然景観はもとより、市街地にあっても建物等の高さ、形態、色彩等における誘導を行い、歴史的文化的環境にふさわしい地域景観の形成に努めるものとする。

●拠点づくりとネットワーク化

史跡江馬氏城館跡は広範囲に点的に分布しており、また史跡指定地を含め周辺は大半が民有地であるため、これらを面的に一体的に整備することは現実的でない。そのため、点在する遺跡等を中心と拠点づくりを行い、歴史的道路等を有効に利用し、これら拠点のネットワーク化を図り、一体的に活用できるものとする。ネットワーク化に際しては歴史的資源ばかりでなく、活用上必要な施設や他の観光施設も有機的に取り込むものとする。

●地域住民参加の整備

江馬氏城館跡は、史跡指定地においても支城等大半が民有地であり、整備に際しては地権者等の協力が不可欠である。また歴史的文化的景観の形成や将来の利用、運営、管理等においても地域住民の理解、協力が必要である。そのため、地域住民に親しまれ、愛される場となるよう、整備に対する住民の理解や意向の反映等、住民参加による整備を図るものとする。

第23表 整備事業内容の見直し

年 度		1999 (平成11年度)	2001 (平成13年度)	2002 (平成14年度)	2003 (平成15年度)	2006 (平成18年度)
見直し年月		2000年3月	2001年12月	2002年9月	2003年12月	2006年12月
見直し回数		当 初	1回目	2回目	3回目	4回目
期間・事業費	全体事業期間		10ヶ月年度	10ヶ月年度	11ヶ月年度	11ヶ月年度
	2000～2008 (平成12～20)		2000～2008 (平成12～20)	2000～2008 (平成12～20)	2000～2008 (平成12～20)	2000～2009 (平成12～21)
	特別事業期間		3ヶ月年度	4ヶ月年度	5ヶ月年度	5ヶ月年度
	2002～2003 (平成14～16)		2002～2004 (平成14～17)	2002～2004 (平成14～17)	2002～2005 (平成14～18)	2002～2005 (平成14～18)
	総事業費		—	—	—	—
	庭園		庭園	庭園	庭園	庭園
	北堀		北堀	北堀	北堀	北堀
	西堀		西堀	西堀	西堀	西堀
	南堀（新堀）		南堀（新堀）	南堀（新堀）	南堀（新堀）	—
	—		礎石建物 SB 46 (会所)	礎石建物 SB 46 (会所)	礎石建物 SB 46 (会所)	礎石建物 SB 46 (会所)
復元	境内地区	主門	主門	主門	主門	主門
		脇門	脇門	—	—	—
		土塙	土塙	土塙	土塙	土塙
		庭園北側板塀 SA 47	庭園北側板塀 SA 47	庭園北側板塀 SA 47	庭園北側板塀 SA 47	庭園北側板塀 SA 47
		掘立柱建物 SB 02（宿直屋）	掘立柱建物 SB 02（宿直屋）	掘立柱建物 SB 02（宿直屋）	掘立柱建物 SB 02（宿直屋）	掘立柱建物 SB 02（宿直屋）
	境外地区	掘立柱建物 SB 05（馬屋）	掘立柱建物 SB 05（馬屋）	掘立柱建物 SB 05（馬屋）	掘立柱建物 SB 05（馬屋）	掘立柱建物 SB 05（馬屋）
		掘立柱建物 SB 15	—	—	—	—
		堅穴住居 SI 01	—	—	—	—
		礎石建物 SB 46 (会所)	—	—	—	—
		礎石建物 SB 42 (対屋)	礎石建物 SB 42 (対屋)	礎石建物 SB 42 (対屋)	礎石建物 SB 42 (対屋)	礎石建物 SB 42 (対屋)
表示	立体的表示	—	—	礎石建物 SB 41 (台所)	礎石建物 SB 41 (台所)	礎石建物 SB 41 (台所)
		—	—	礎石建物 SB 44 (常御殿)	礎石建物 SB 44 (常御殿)	礎石建物 SB 44 (常御殿)
		—	—	脇門	脇門	脇門
		掘立柱建物 SB 15	掘立柱建物	掘立柱建物	掘立柱建物	—
		—	横列	横列	横列	—
	平面表示	礎石建物 SB 41 (台所)	礎石建物 SB 41 (台所)	—	—	—
		礎石建物 SB 44 (常御殿)	礎石建物 SB 44 (常御殿)	—	—	—
		礎石建物 SB 43 (常御殿の付帯的建物)	礎石建物 SB 43 (常御殿の付帯的建物)	—	—	—
		—	—	—	—	南堀（新堀）
		—	—	掘立柱建物	掘立柱建物	掘立柱建物
見直し内容概要	見直し内容概要	特別事業期間延長。 全体事業費増額。 礎石建物 SB 46 立体的表示取りやめ。 復元に変更。 工房地区的建物復元取りやめ。	SB43 整備取りやめ。 脇門復元取りやめ。 柱位置表示に変更。 土塙（北、西、南側の一部）の復元取りやめ。 生垣表示に変更。	全体事業期間延長。 特別事業期間延長。 南堀（新堀）後元取 りやめ。 平面表示に変更。 境外地区整備進捗す べてを平面表示に変 更。	—	—
		—	—	—	—	—

第2節 『史跡江馬氏城館跡下館跡地区整備基本計画』に基づいた整備計画

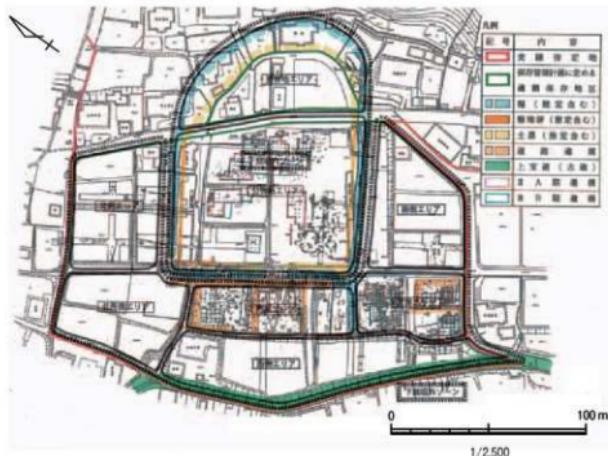
1999年度（平成11）、「基本構想」の策定を受け、当面事業計画となる下館跡地区的整備事業を具体化するための「史跡江馬氏城館跡下館跡地区整備基本計画」（以下、「基本計画」という）を策定した（神岡町・神岡町教育委員会2000）。「基本計画」は、整備事業に伴う発掘調査知見の増加や事業費の調整等により見直しを行った（第23表）。最終的には「江馬氏下館跡最大の特徴である庭園が、館において館を更正する建物とともに客人をもてなす生活空間であった」ことを見学者がよりわかりやすく体験的に理解できる整備を目指すこととした。

1. 地区別整備方針

下館跡地区は、遺構の分布状況や土地所有関係現況土地利用により大きくふたつにゾーン区分し、さらに各ゾーンをいくつかのエリアに区分し、それぞれの地区別整備構想を以下のように定め、当面整備事業として、下館掘内ゾーンの公有地エリアの整備を実施した（第12図、第24表）。

第24表 地区別整備方針

ゾーン エリア	整備方針
下館掘内ゾーン	史跡江馬氏城館跡の下館跡地区のなかでも中心的役割を果たした地区と考えられるため、未発掘調査地区においても、今後、系統的な発掘調査を行い、遺跡の解明に努める。また、発掘調査等の成果をもとに遺構の復元整備や表示整備を行って、遺構の顕在化を図り、往時の下館の姿が体感できる空間とする。
公有地エリア	発掘調査等の成果をもとに庭園の復元整備を行うとともに、礎石建物、廻、墓地等の復元・表示等整備を行なう。併せて、下館の往時の姿が理解できるよう解説板等の整備を行う。また、整備は他の地区に先立ち行なうものとする。なお、北側の民有地については、地権者の理解を得て早期の用地の公有化に努める。
民有地エリア	今後、現状変更等に対しては今までなく、地権者等の理解を得ながら可能地において発掘調査を行い、遺跡の解明に努める。また、条件が整えば用地の公有化を図り、公有地エリアと一体となった整備を図る。特に下館を取り囲む堀や土墻については、表示等整備に努める。
下館掘外ゾーン	下館掘内ゾーンを取り囲む地区に当たり、下館に関連する遺構が確認されており、今後未発掘調査地区においても順次系統的な調査を行い、遺跡の解明に努める。また、発掘調査の成果をもとに遺構の復元・表示等整備を行う。
北側エリア	当面は野外での学習や集いのための広場として利用するが、発掘調査等の成果により確認された遺構については適宜保存並びに活用整備を図る。なお、当エリアは、下館跡地区への北側の入口部に当たるため、案内板等を設置し、入口空間としてふさわしい整備を図る。また、休憩施設としてのアスマヤ等の整備を図る。
北西側エリア	今後、順次系統的な発掘調査を行い、遺跡の解明に努め、発掘調査等の成果をもとに遺構の表示等整備を図る。また、一部かつての上宝造から下館への道路の存在が想定されるため、確認されれば道路遺構の表示整備を行い、園路として活用する。なお、当エリアは、下館跡地区への国道471号方面からの入口空間となるため、案内板等を設置するなど入口空間としてふさわしい整備を図る。
門前エリア	発掘調査の成果をもとに建物、樹列、道路等遺構の復元・表示整備を行い、下館門前の往時の姿が理解できるよう整備する。また、適宜解説板等を設置する。
工房エリア	発掘調査の成果をもとに、かつての工房の状況が理解できるよう、樹立柱建物や櫓等の表示等整備を行う。また、道路遺構は、表示整備し、園路として活用する。
西側エリア	当面は野外での学習や集いのための広場として利用するが、発掘調査等の成果により確認された遺構については適宜保存並びに活用整備を図る。
北西側エリア	今後、順次系統的な発掘調査を行い、遺跡の解明に努め、発掘調査等の成果をもとに遺構の表示等整備を図る。民有地についても今後地権者等の理解を得て、用地の公有化に努めるとともに発掘調査を行い、遺跡の解明に努める。特に、かつての上宝造部分については、早期の用地の公有化を図り、道路遺構の表示等整備を行い、園路として活用する。



第12図 下館跡地区整備地区区分図

なお、当面の整備としては用地の公有化がなされていない民有地エリアは整備の対象から除外して整備を行った。

2. 遺構整備計画

整備を実施した遺構は、当遺跡の代表的特徴である室町期の庭園を有する武家館に焦点をあて、庭園に面して礎石建物 SB 46 等を計画的に配置し、館としての姿が整ったと考えられる時期（江馬氏下館ⅡB期、15世紀末～16世紀前葉）に併存していた遺構である。整備遺構は発掘調査等の成果により決定し（第13図、第14図、第25表）、他の遺構は盛土保存するものとした。

3. 遺構保存整備計画

遺構の整備については、当遺跡の最大の特徴である室町期の庭園を有する武家館跡の理解と活用を行うため、「庭園が館を構成する建物とともに客人をもてなす生活空間であった」とことを見学者によりわかりやすく体験的に理解してもらうことができる整備を行うこととし、その最大の特徴である庭園及び4つの建物等（①庭園を鑑賞するための会所（礎石建物 SB 46）、②客人を迎えた主門、③庭園を開む土堀、④庭園北側の板塀）の復元を中心に整備を行うこととした（第26表）。

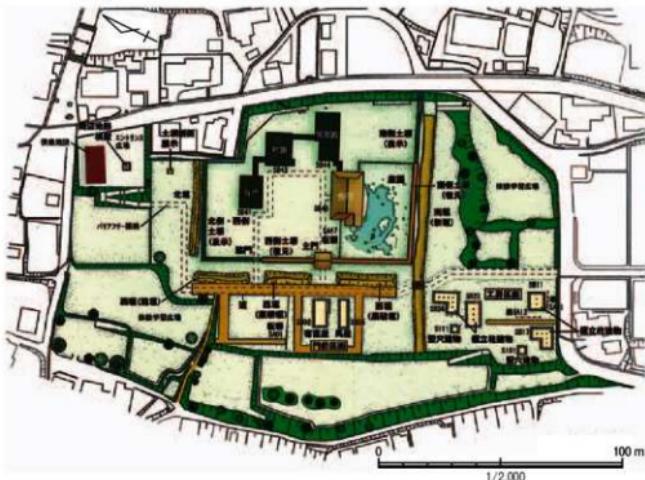
4. その他整備計画

(1) その他施設設計画等

下館跡地区における遺構整備施設以外に第27表のような施設等を活用上必要な施設として整備を実施した。

第25表 整備遺構の概要

ゾーン	エリア	遺構	遺構の概要
下館堀内ゾーン	公有地エリア	園池跡	下館堀内ゾーンの南隅にある東西約 28 m、南北約 14 m の園池跡。中島を有し、水際部には石敷きめぐり、所々に景石を配置している。面積約 700 m ² 。
		礎石建物跡 SB 41	東西 6 間 (6.5 尺 × 2 間、8 尺 × 2 間、6.5 尺)、南北 4 間 (9 尺、10 尺、9 尺、6.5 尺) 純石建物。台所と推定。礎石建物 SB 42 と渡り廊下で繋がっていたと考えられる。
		礎石建物跡 SB 42	東西 6 間 (9 尺、5 尺、7 尺 × 3 間、9 尺)、南北 5 間 (7 尺等間)、南辺の西から 1 間分に 1 間幅 4 尺の縁を付す礎石建物跡。対屋と推定。礎石建物跡 SB 41、SB 44 と渡り廊下で繋がっていたと考えられる。
		礎石建物跡 SB 43	東西 7 間 (6.5 尺 × 2 間、8 尺 × 2 間、6.5 尺、8 尺、4 尺)、南北 4 間 (9 尺、7 尺 × 3 間) で南側に一部縁を有すると推定される礎石建物跡。礎石建物跡 SB 44 (常御殿の付属的施設または女房衆のための建物) と推定。遺構の遺存状況が悪く、平面規模は推定である。
		礎石建物跡 SB 44	東西 10 間 (6.5 尺 × 10 間)、南北 4 間 (6.5 尺 × 4 間)、ハロ行きの北辺の東から 6 間分に幅 1 間 6.5 尺の円を持つ礎石建物跡。常御殿と推定。礎石建物跡 SB 42、SB 46 と渡り廊下で繋がっていたと考えられる。
		礎石建物跡 SB 46	東西 7 間 (10 尺、6.5 尺 × 5 間、10 尺)、南北 4 間 (6.5 尺 × 3 間、10 尺) で南西隅部に桁行 東西 8 尺、梁行南北 10 尺の張り出し部 (月見台) を北側に 1 間 (6.5 尺) の縁を有する礎石建物跡。会所と推定。礎石建物跡 SB 44 と渡り廊下で繋がっていたと考えられる。
		柵列跡 SA 45	礎石建物跡 SB 44 と SB 46 の間の柵跡。仕切跡と推定。
		柵列跡 SA 47	礎石建物跡 SB 46 から西へ延びる柵跡。庭園と主門前を区切る板塀とを考えられる。
		北堀跡	上端幅約 3.0 ~ 6.5 m、底部幅約 1.0 ~ 1.5 m、深さ約 0.6 ~ 1.0 m の箱堀跡。長さ約 56 m。
		南堀跡 (新堀)	上端幅約 3.8 ~ 6.3 m、底部幅約 2.0 ~ 5.1 m、深さ約 0.5 ~ 0.9 m の箱堀跡。長さ約 100 m。
下館堀外ゾーン	工房エリア	西堀跡	箱堀 (上端幅約 4.5 m、底部幅約 2.0 m、深さ約 1.2 ~ 1.5 m) と廻研堀跡 (上端幅約 4.0 m、深さ約 2.5 m) 箱堀跡の延長は約 25 m、廻研堀跡の延長は 2 ケ所計約 50 m。
		土堀跡	北堀跡、南堀跡。西堀跡沿いの堀跡の内側。延長計約 180 m。基底部幅約 1.5 m。
		主門跡	四脚門跡と考えられる。間口幅 12.7 尺と推定。
		脇門跡	棟門跡と考えられる。間口幅 9 尺。南側に 4 尺の通用口が付く。
		地鎮遺構	脇門跡近くで、墨書きかわらけ出土。
		掘立柱建物跡 SB 02	東西 6 間 (桁行約 10.4 m)、南北 3 間 (梁行約 4.8 m)、南側東部に庇の付く掘立柱建物跡。柱穴径は約 30 cm。宿直屋と推定。
		掘立柱建物跡 SB 05	東西 7 間 (桁行約 10.9 m)、南北 2 間 (梁行約 3.0 m) の掘立柱建物跡。柱穴径は約 30 cm。馬屋と推定。
		柵跡 SA 01	柱間約 20 m、延長約 20 m の柵列跡。柱穴径は約 27 ~ 66 cm。
		遺跡	西堀沿い、柵跡 SA 01 沿い等に分布。延長計約 160 m、幅 3 ~ 4 m。
		掘立柱建物跡 SB 11	東西 3 間 (約 6.6 m)、南北 2 間 (約 4.2 m) の掘立柱建物跡。柱穴径は 28 ~ 42 cm。
西側エリア		掘立柱建物跡 SB 17	東西 5 間 (約 9.8 m)、南北 2 間 (約 4.0 m) の掘立柱建物跡。北辺東側に 2 間 × 2 間の張り出しがある。柱穴径は 26 ~ 70 cm。
		掘立柱建物跡 SB 23	東西 4 間 (約 9.2 m)、南北 2 間 (約 4.7 m) の掘立柱建物跡。柱穴径は 24 ~ 48 cm。
		掘立柱建物跡 SB 26	東西 2 間 (約 3.8 m)、南北 5 間 (約 9.5 m) で西辺南側に 2 間 (約 1.9 m) × 2 間 (約 1.9 m) の張り出しがある。柱穴径は 27 ~ 53 cm。
		柵跡 SA 11	掘立柱建物跡 SB 11 の南側の東西方向の柵列跡。延長約 8.2 m。柱穴径は 30 ~ 60 cm。
		柵跡 SA 12	掘立柱建物跡 SB 11 の西側の南北方向の柵列跡。延長約 9.5 m。柱穴径は 33 ~ 59 cm。
		堅穴建物跡 SI 01	1 迂 32 m の堅穴建物跡。北辺西寄りの部分を除き、裏面に沿って溝を有する。ほぼ中央に炉を持つ。
		堅穴建物跡 SI 11	1 迂 43 m の堅穴建物跡。柱穴径は長径 33 ~ 50 cm、深さは 64 ~ 73 cm と深く大型。中央に炉を持つ。
西側エリア		道路	柵跡 SA 12 に並行する道路。延長約 52 m。幅 3 ~ 4 m。
		上宝道	計画地西側の古道。延長約 200 m。



第13図 下館跡地区整備計画図



第14図 下館跡地区整備イメージ図

第26表 整備施設の概要

ゾーン エリア	整備遺構	規模等	整備手法	整備の概要
下館城内ゾーン 公有地エリア	庭園（園池）	東西約28m 南北約14m	復元露出示	遺構石材の保存処理。残存する石材の再利用。類似した補足石材利用。
	礎石建物SB41	約106m ²	立体的表示	建物規模、配置を表現。床まで半立体的に表現。礎石は設置表現。
	礎石建物SB42	約141m ²	立体的表示	建物規模、配置を表現。床まで半立体的に表現。礎石は設置表現。
	礎石建物SB44	約178m ²	立体的表示	建物規模、配置を表現。床まで半立体的に表現。礎石は設置表現。
	礎石建物SB46	約147m ²	復元	往時の会所の姿を復元。庭園の鑑賞場所。園池の移築建物、四阿（東屋）、イベント用施設としても利用。
	渡り廊下	約110m ² , 3ヶ所	立体的表示	位置、規模を表現。床まで半立体的に表現。
	櫻列SA47	約20m	復元	往時の板塀の姿を復元。くぐり戸を1ヶ所設ける。
	北堀	約56m	復元	往時の箱堀の姿を復元。
	南堀（新堀）	約100m	平面表示	平面規模を表示。
	西堀	約75m 北側約28m 中央約20m 南側約27m	復元	薬研堀（2ヶ所）、箱堀を往時の姿に復元。
門前エリア 下館城外ゾーン 工房エリア	土塁	約180m 西側約85m 南側約59m 北側約36m	復元及び立体的表示	監門から庭園部にかけて西側、南側土塁を往時の姿に復元。北側と西側、南側土塁の一部は位置、形態を立体的に表示。
	主門（四脚門）	約34m ²	復元	往時の姿に復元。
	監門	約8m ²	立体的表示	柱位置を立体的に表現。
	地蔵遺構	約1m ²	平面表示	位置、形態等を平面的に表示。
	掘立柱建物SB02	約50m ²	平面表示	建物位置、規模を平面的に表現。
西側エリア	掘立柱建物SB05	約32m ²	平面表示	建物位置、規模を平面的に表現。
	橋SA01	約20m	平面表示	櫻列位置を表現。
	道	約560m ²	平面表示	道位置、幅員を平面的に表現。
	掘立柱建物SB11	約28m ²	平面表示	建物位置、規模を平面的に表現。
	掘立柱建物SB17	約55m ²	平面表示	建物位置、規模を平面的に表現。
	掘立柱建物SB23	約43m ²	平面表示	建物位置、規模を平面的に表現。
	掘立柱建物SB26	約40m ²	平面表示	建物位置、規模を平面的に表現。
	橋SA11	約8m ²	平面表示	櫻列位置を表現。
	橋SA12	約10m	平面表示	櫻列位置を表現。
	壁穴住居SI01	約10m ²	平面表示	建物位置、規模を平面的に表現。
	壁穴住居SI11	約18m ²	平面表示	建物位置、規模を平面的に表現。
	道	約180m ²	平面表示	道位置、幅員を平面的に表現。南堀部は木橋。
上宝道整備未定	約200m	平面表示	道位置、幅員を平面的に表現。園路として利用。	

(2) 周辺地区

下館跡地区周辺においては第28表のような整備を随時行っていく予定であり、一部サインインフォメーションについては道の駅スカイドーム神岡からの道標設置等を実施した(第15図)。

第27表 その他整備施設の概要

区分	施設名称	規模等	整備の概要
学習施設	周辺地形模型	1基 3m × 28m	下館跡を中心に支城等が含まれる周辺地形の縮小模型。縮尺1/5,000、金属製。下館堀外ゾーンの北側エリアに設置。
	案内板	2基	江馬氏城館跡についての案内板。下館堀外ゾーンの北側エントランス広場、南側エリアに各1基設置。
	解説板	(大) 2基 (小) 2基	門前区画・工房区画に各1基設置。 南堀・西堀解説板を各1基設置。
	指示標	8基	公園名称板2基、利用案内板2基、園内案内板4基を設置。
	体験学習広場	約10,800 m ²	下館堀外ゾーンの北側エリア、北西エリア、南側エリア、西側エリア等を体験学習が可能な広場として整備。
	エントランス広場	約340 m ²	下館堀外ゾーンの北側エリアをエントランス広場として整備。
	便益施設	便益施設	下館堀外ゾーンの北側エントランス広場に便所管理用倉庫等を兼ねた便益施設を設置。木造平屋建て。
	休養施設	ベンチ、縁台等	見学者のためのベンチ、縁台等を適宜適所に配置。本整備事業においては整備対象外とする。
	安全管理施設	車止め 照明灯	適宜配置。 適宜配置。本整備事業においては整備対象外とする。
その他施設	植栽	1棟	修景木、遮蔽植栽、景観木、緑陰樹、結界植栽等を適宜施す。
	市道西側擁壁盛土綠化	約100 m	下館跡地区を南北に走る道路西側のコンクリート擁壁修景のための盛土。法面に擁り付ける。
	雨水排水施設	1式	地区内を流れる用水路の付替を含め、個溝、沢等の雨水排水施設を整備する。雨水等による土砂の流失防止のための土堤を整備する。

第28表 周辺地区整備施設の概要

施設名称	規模等	整備の概要
古道、登山道	1式	下館跡に至る上宝道や高原源訪城跡への登山道を解明し、説板等を設置するなど整備する。
サイン・インフォメーション	1式	下館跡地区に至る動線上に道標等を適宜設置するとともに宙(SKY)ドーム神岡等に案内所、情報コーナーを設定する。
周辺の修景	1式	下館跡地区周辺において造構解明に努めるとともに、歴史的文化的環境にふさわしい緑化等修景を行う。

第3節 整備工事の概要

1. 造成工・雨水排水計画（第16図、第17図）

本整備工事の造成工事の目的は、後世の耕作等により改変された地形を往時の下館跡生活面に地形復元を行うことが目的である。

本整備においては、遺構保護のため遺構面より約40cmの保護盛土を確保するが、庭園整備部分では庭園遺構の復元露出を行うため、庭園以外の遺構保護盛土部分とのスリ付けに注意し不自然な勾配等にならないように造成を実施した。

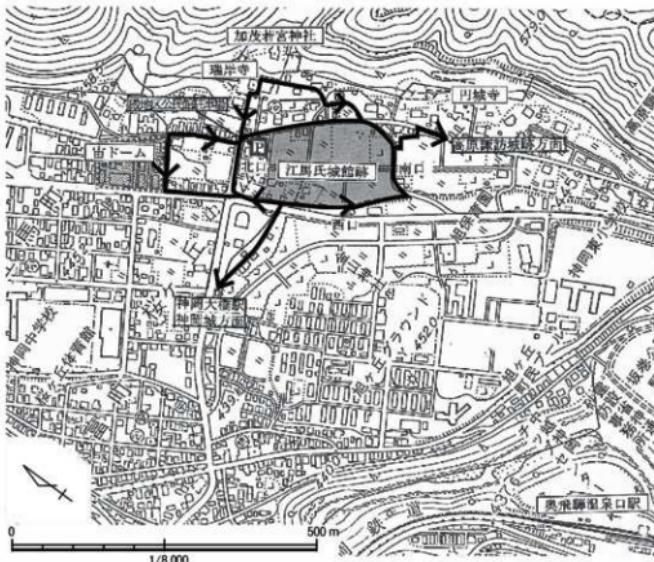
造成方法は、整備前は地表面が耕土で降雨時はぬかるむため、表土10cmスキ取りを行った上で良質な購入土で敷き均しを実施した。

雨水排水は、整備地内は原則自然排水として計画を実施し、敷地下流部で場外へ排水を行う計画で整備を進めたが、庭園部分への雨水の流入を防ぐため庭園東側に砂利敷きベンチフリュームを設けた。

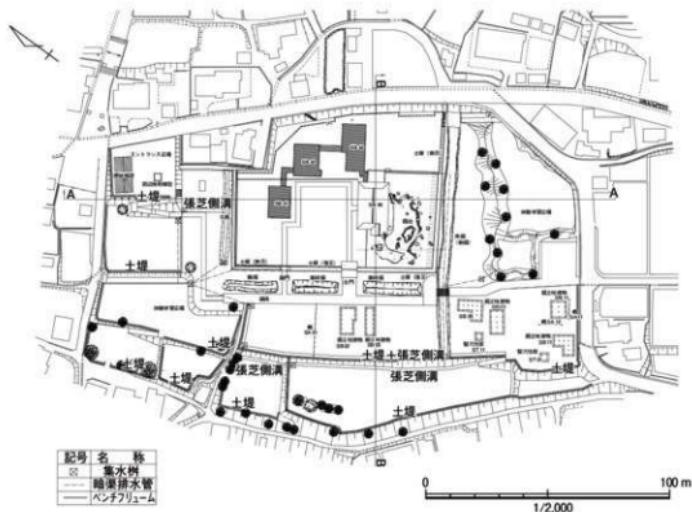
建物復元施設では屋根の雨だれが地盤を洗掘するため、砂利敷きの雨落ち溝を設けて排水を実施した。

堀復元部では北堀の底部保護盛土内暗渠管を設けると共に、下流に集水マスを設け暗渠排水にて場外へ排水を行った。西堀部分は堀が深く暗渠排水管を設けることが出来なかったため保護盛土内に碎石層を設け透水舗装により地下自然浸透による排水とした。

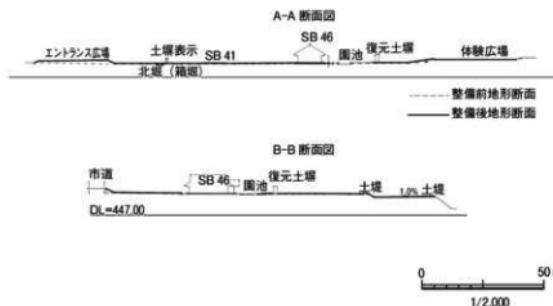
整備外下流排水施設は、整備地からの近年の集中豪雨的な雨や春先の融雪時の雪解け水に対応でき



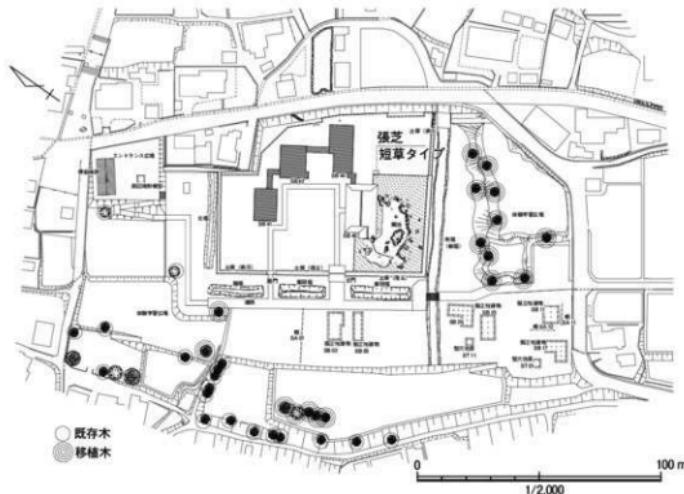
第15図 敷地外を含む動線計画図



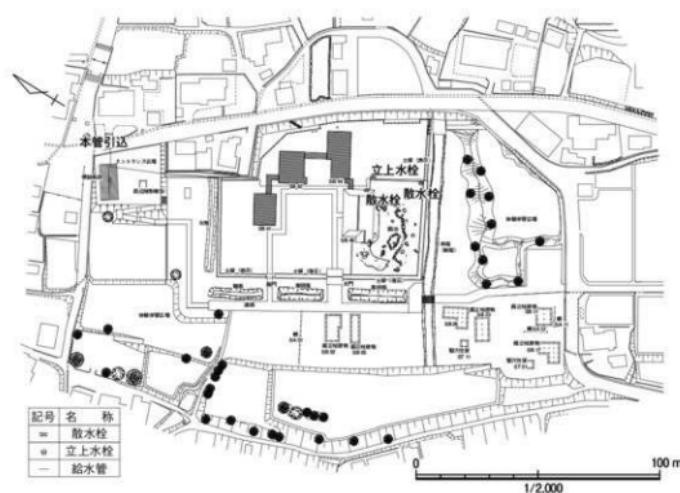
第16図 雨水排水計画図



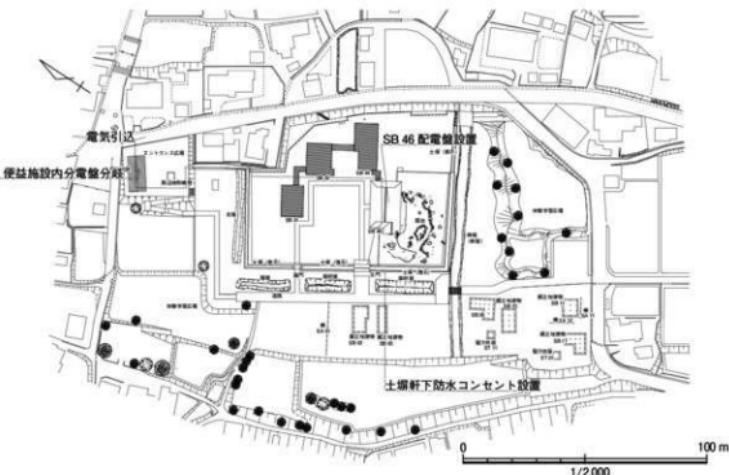
第17図 敷地断面図



第18図 植栽平面図



第19図 給水施設配置図



第20図 給電施設配置図

ていないため雑壇状の旧地形を利用して各段毎に土手を設け、一時的に雨水を溜め遊水池的に利用し下流の排水施設の負担を軽減した。

2. 植栽工計画（第18図）

本整備工事に際して、園池底の花粉分析を実施し、庭園に植えられていた可能性にある樹木の検証を実施したが、分析結果は大半がクリ属で、次いでトチノキ属が確認された。これらの樹木は庭園周辺の当時の自然植生と考えられ、庭園の樹木同定を行うことは出来なかった。また、庭園内で樹根等の痕跡も確認されなかった。

このため、庭園部分及び堀内地区には樹木の補植を行わず、庭園部分の土砂流出防止のため、ノシバの張芝を行うにとどめた。導入したノシバは、環境ホルモン等にも配慮して、改良品種ではなく在来種の栽培選別種で、短草タイプ（ひめの）を用い、芝刈り等の管理の軽減を図った。

整備地全体の地被植栽については、整備地外に土砂の流出のおそれがある部分以外は地被植栽を行わず、飛来する周辺の自然植栽の種子が実生で生えるものを管理していく方針で、造成にて表土スキ取りを実施した耕土を用いて法面は造成を行い、整備を進めた。

計画地内の樹木は、既存の樹木で利用可能なものは縁除樹や遮蔽植栽として保存又は移植し、枯木等の整理伐を実施した。

今回の整備に伴い、地域住民からウズズミザクラ、カミオカザクラの苗木の寄贈を受け、南側の体験広場部分の土堤に補植を行った。

3. 給水・給電工計画

(1) 給水施設工（第19図）

整備地内の給水施設は、便益施設のトイレ・手洗いの給水とSB46礎石建物復元施設のイベント等活用を考え、建物西側に散水栓を設けると共に庭園東側板塀に併設した倉庫に流しを設けた。

また、庭園部分には植栽の灌水等を考慮して、南東隅部分に散水栓を設けた。

(2) 給電施設工（第20図）

整備地内の給電施設は、便益施設の照明等の給電及びSB46礎石建物復元施設の照明及び換気施設への給電並びに排煙機への非常電源を設けるほか、土塀復元部分にイベント活用時のため防水コンセントを適宜設けた。

SB46礎石建物復元施設の非常用電源は、便益施設内に発電機を設けた。

第4節 遺構の復元整備

1. 庭園遺構の復元整備

(1) 発掘調査で確認した庭石の状態（第21図）

発掘調査における園池埋土掘削の過程で、景石の大半が近世以降の耕作土（第Ⅲ層旧耕作土）に含まれることを確認した。発掘調査では、景石を①原位置を保つ景石、②原位置を保つが傾斜している景石、③原位置の近くにあるが転倒している景石、④近世以降の耕地化の際に転倒して原位置が分からぬ景石、に分類して②～④に該当する景石を掘り上げた。ほとんどの景石が③④に該当し、掘り上げた景石は長径が1.5～2m近くある大きなものが多く、園池は大きな石組みを持つ力強いものであったと想定された。

(2) 庭園庭石の据え直しの状況（第22図～第24図）

整備に際して使用した石は、基本的には、元々庭園の景石であったと考えられ、発掘調査によって庭園から出土した石である。遺構石については、劣化が著しく復元に使用できない石があること、他所に持ち去られた石もあると考えられることから、庭園としての全体の景観を整えるため、それらの替わりとして購入石も使用した。

根本は動いていないと判断される遺構石は、根本は地面に触れたまま、頭部の傾きを本来あったと考えられる位置に直した。

風化の著しい転倒石は、景石の転倒状況を発掘調査で確認した後、一度石を吊り上げ撤去し、庭石は石材強化保存処理を行った。撤去後の現地では庭石を倒した際に崩れた土を除去、根石・かい石の残存状況を確認した。転倒状況の観察から、庭石の天地、池に面する側を推定し、根石・かい石と庭石底部との合わせを考慮しながら、検出時の位置に据え直した。

本来の位置が推定できる遺構石を据え直した後、本来の位置がわからない耕地化の際に池内に放り込まれていた石、調査前の耕地の石組み畦として再利用されていた石・購入石を、根石の残存状況と景石底部との合わせと、庭園全体の収まりを考慮して据え直した。

北東隅の石組みでは、傾いて転倒していた大型の庭石を据え直した。石組みの池側下部は、発掘調

査で拳大から礫を確認したことから、拳大から人頭大の船津花崗岩とホルンフェルスを敷き詰めた礫敷きとした。

南汀線の庭石は、長径 0.8 ~ 1.5 m 程の大型の船津花崗岩が多かったが、ほとんどが転倒しており、これらを上記のように据え直した。隙間には、全体の庭石のバランスを見つつ、庭園内で見つかった転倒石を据え直した。

西汀線は、発掘調査で拳大の船津花崗岩と茶褐色土の化粧敷きを確認したことから、拳大の船津花崗岩と川原玉石を敷き詰めてその隙間を茶褐色土で埋めた礫敷きとした。西汀線の礫敷きは、庭園の景観に変化を付けるため南西部の張り出し部ほど石を小さくした。また北西部は砂利上状の小石を敷き詰めたジャミ敷きとした。

北汀線は、その東端部で青色のホルンフェルスの護岸石 4 石が残存していたことから、調査で検出した汀線のラインにそって、青色のホルンフェルスを一段一列に並べた。

中島と岩島は、地山を掘り残した中島の高まりの東半分は、周辺で検出した大きな石を護岸石とした中島とした。北西部の原位置を保つ大きな庭石は 2 つの独立した岩島とした。

(3) 石材保存処理作業（第 25 図）

庭園で使用されている大型の石材「船津花崗岩」はもろく、表面汚染、石質の劣化、破断、亀裂、欠損が進んでいた。その進行を止めるため、以下の処理を行った。

a) 石質強化処理

シリコン系強化薬剤含浸処理を行う。

b) 破断石の接合及び擬石処理

大きな破断面はステンレスボルト・ピン等埋め込みの上エポキシ樹脂接着剤で接合一体化し、エポキシ樹脂 + 砂 + 石粉等の混合材料で接合部亀裂を補充する。

c) 亀裂処理

亀裂内部にエポキシ樹脂を圧注入。亀裂の接合一体化を行う。

d) 欠損部の復元

エポキシモルタル・ポリマーモルタル等で擬石処理を行い、石の形状を整える。

(4) 池底の版築（第 26 図）

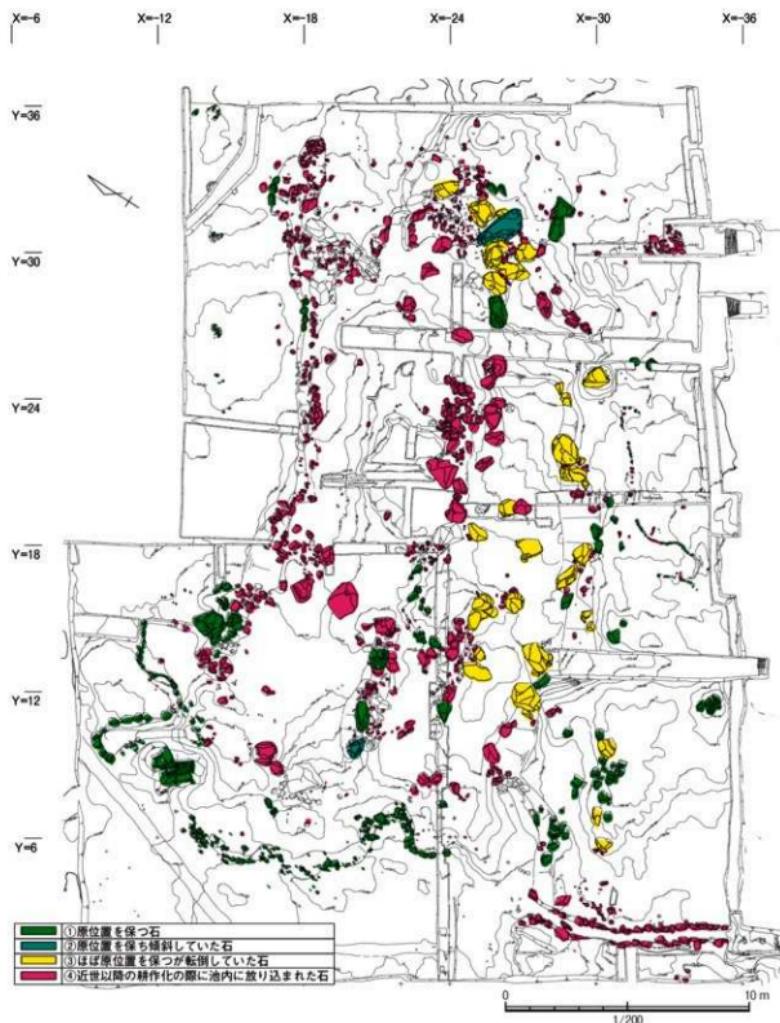
地山池底まで近世の耕地化の際に攪乱を受けていたことから、発掘調査では水を貯めるための池底の粘土張り床等は確認できなかった。

しかし、遺存している不動石等の根本や根石が見えている状況は、庭園としては不自然であることから、地山池底上に何らかの池底の盛土はあったものと判断した。

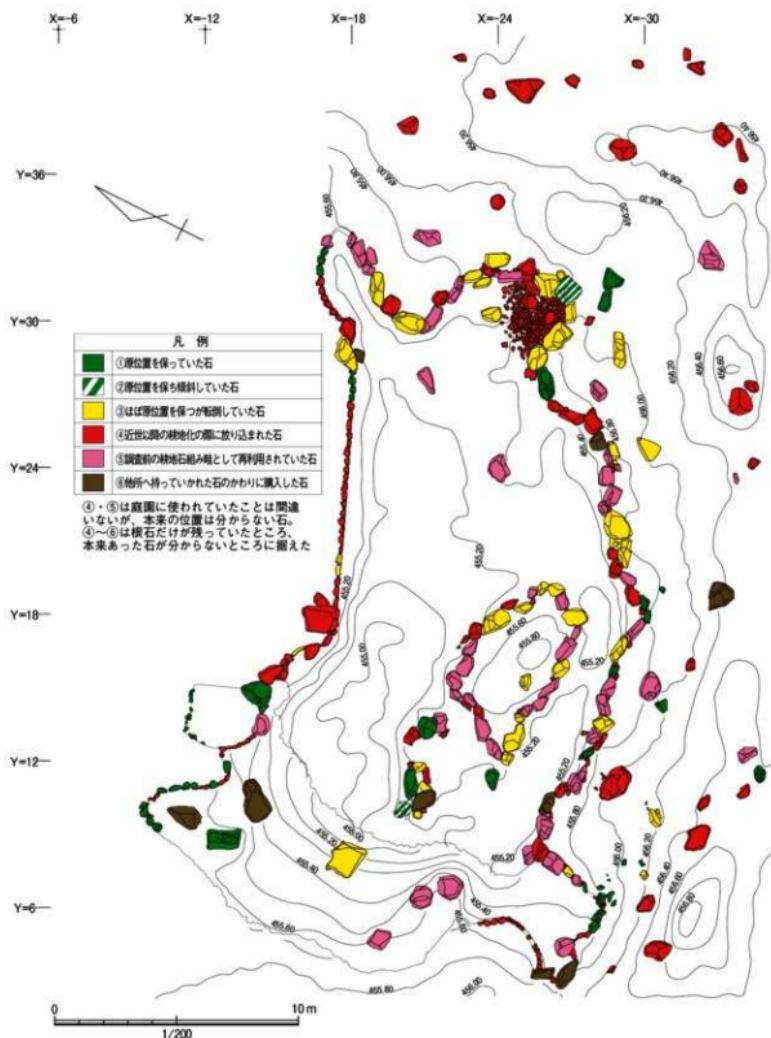
景石の根本とのつながりを考慮しつつ、かつ地山池底の形状をできるだけ表現するよう、以下の盛土、タタキ仕上げを行った。

a) 地山池底上に、現場発生土をふるいにかけ均一にしたふるいわけ土を平均厚さ約 5 cm で敷き詰め、遺構保護土とした。

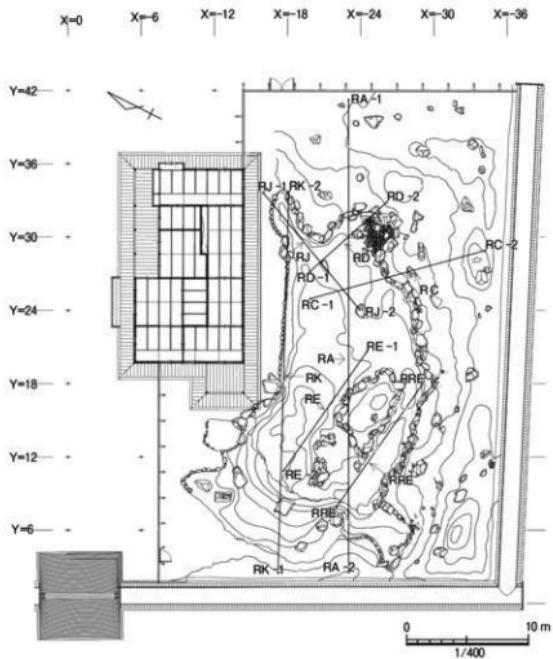
b) 遺構保護土の上層に 5 cm 厚さの自然色土舗装（黒土による土間タタキ仕上げ）を行った。自然色土舗装は、現場発生土（= 旧耕作土 = 黒土）をふるいにかけ、植物の種子を殺すため燐蒸処



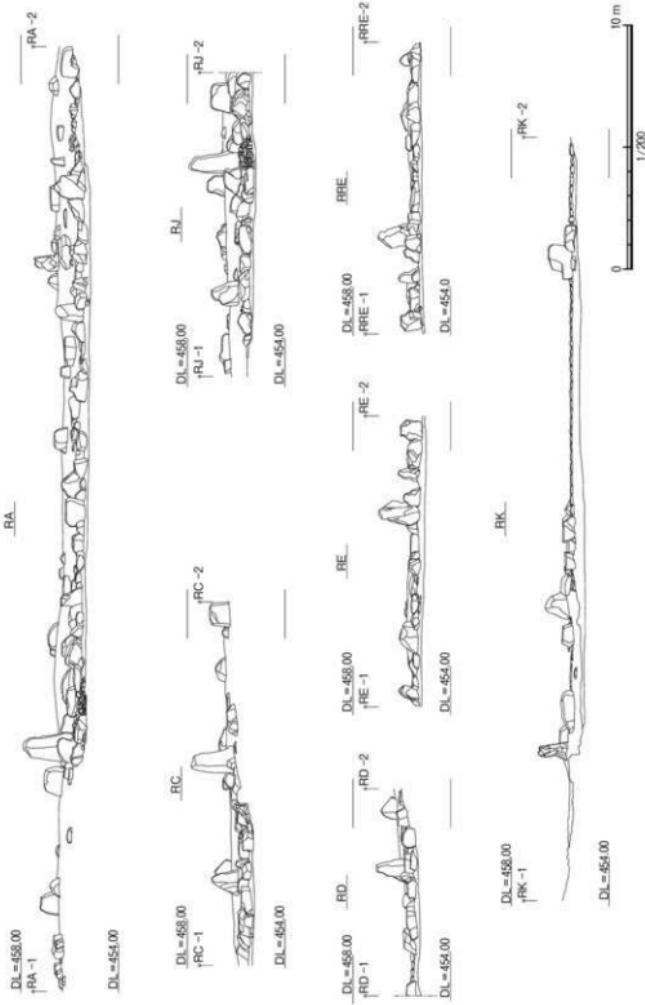
第21図 景石の検出状況と転倒状況



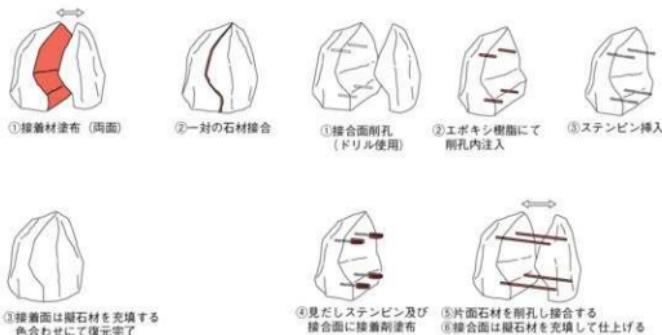
第22図 景石の据え直しの状況



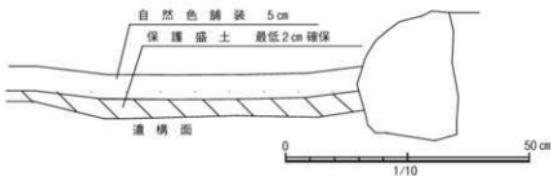
第23図 景石整備完了状況立面図位置図



第24図 獅石塹備完T状況立面図



第25図 石材接合処理標準図



第26図 庭園池底版築処理施工図

理した土+RCパーク（スギの樹皮を発酵させたもの。タタキの水の浸透性を確保するため、混入）+消石灰（土を固めるための凝固剤）を搅拌混合。人力でタタキ締めを行った。配合は、試験施工を実施、乾燥後のひび割れ状況や石灰の白華状況及び透水状態を確認し、黒土60リットルに対し消石灰230g（重量比3～6%）とRCパーク18リットルのものを用いた。

（5）南側陸部築山復元・景石配置の考え方

庭園跡南側陸部の築山については、発掘調査でその痕跡・根柢を得られなかったが、庭園から出土した石材が護岸だけでは使い切れず残ったこと、庭園全体のあり方からみて、南西部には築山があったと考えられることから、築山盛土、庭石の据え付けを行った。この際、以下の点に留意した。

- 築山の高さは、遺存石による復元石組み以下とする。
- 庭石配置は、遺存石材による復元庭園石組みとのバランスに十分配慮し、復元庭園石組みをより引き立たせるものとする（復元石組みより目立たせない）。
- 背後の自然の山並みとの調和にも配慮する。

2. 堀の復元整備

本整備において、北堀（箱堀）及び西堀（箱堀・薬研堀）を発掘調査結果に基づき透水性土舗装により復元整備を実施した。

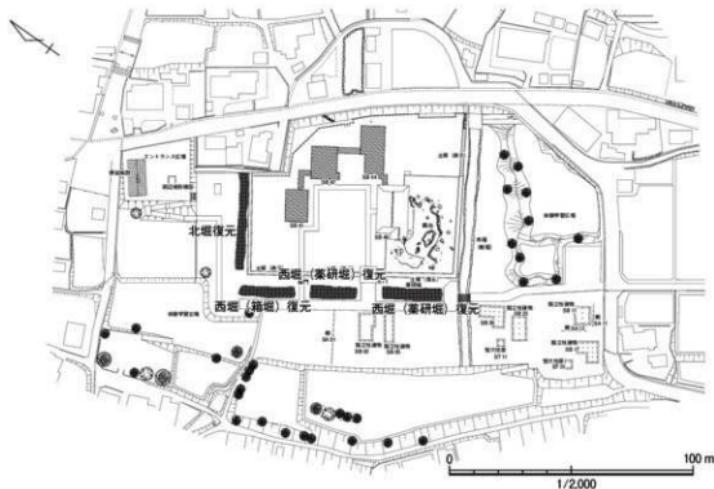
(1) 北堀（第27図～第29図）

北堀は、堀方が比較的浅く、法勾配も緩やかなため透水性土舗装はかたまる土を使用し標準施工の混合材料敷き均し後の散水により固化させた。舗装の割れ防止のためネットを舗装の中間に設けた。また舗装の碎石路盤の流れ止めとして樹脂軽量法枠を用いた。

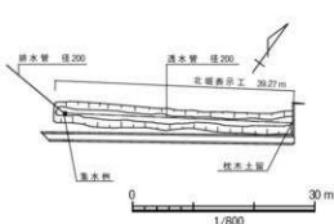
雨水排水処理として堀底に暗渠管を布設すると共に北堀下流に集水マスを設けた。

(2) 西堀（薬研堀、箱堀）（第30図、第31図）

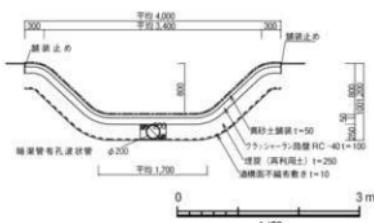
西堀は、箱堀と薬研堀の2種類が確認され、北堀に比べ堀片が深く法勾配も急なため、かたまる土



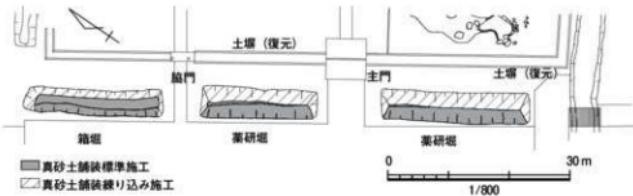
第27図 北堀・西堀整備位置図



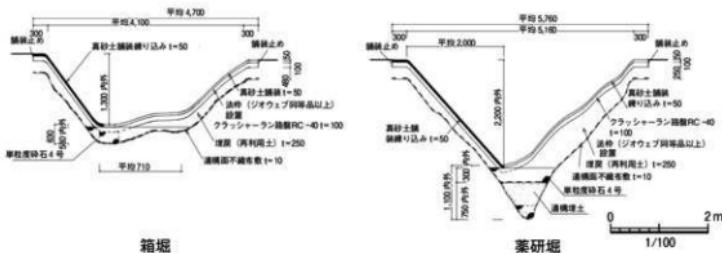
第29図 北堀標準断面図



第28図 北堀平面図



第30図 西堀平面図



第31図 西堀標準断面図

の標準施工では、敷き均しが出来ないためあらかじめ製品に水を混合し、コテ押さえで施工を実施した。その他の仕様は北堀と同仕様で施工を実施した。

雨水排水処理は堀底が深いため暗渠管が設けられないため自然浸透としたが、透水層として碎石層を深くして排水機能を高めた。

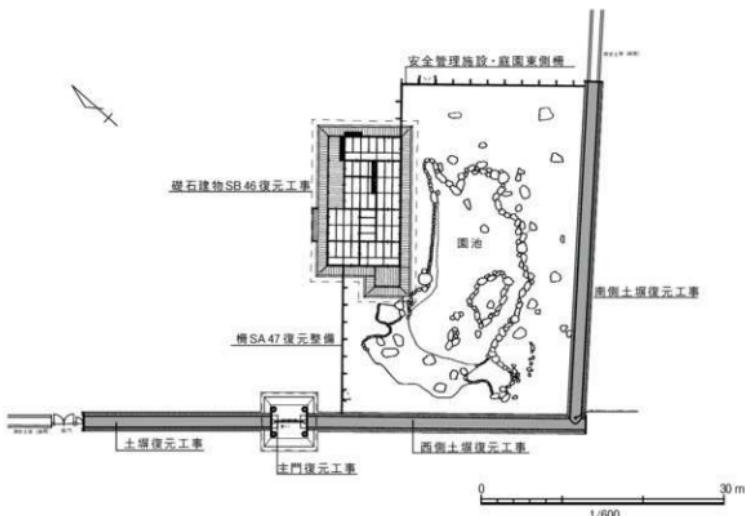
第5節 歴史的建造物の復元建築

1. 復元整備の対象となる建物と検討の経緯

(1) 復元整備の対象となる建物と検討の経過（第32図、第29表）

復元対象とした建物 遺跡の最大の特徴である「庭園を持つ館」を見学者にわかりやすく示すことが本事業の大きな目的である。良好に残る庭園遺構を補修・露出展示するとともに庭園を取り囲む建物群を再現することによって往時の庭園を廻る空間を示すこととした。館の正門であり客人等を迎えた主門とその両脇の西側土塀の一部、庭園に臨み鑑賞の場となる礎石建物SB 46（会所）、庭園の背景ともなる南側土塀の一部、庭園北側の目隠しとなる板塀SA 47を復元の対象とした建物群である。

検討の経緯 復元を行った歴史的建造物の基本設計は、2002年（平成14）2月以降、川上賀氏の特別指導を受けつつ原案を作成し、文化庁・県教委担当者の指導及び江馬氏下館跡整備検討部会、江馬氏城館跡調査整備委員会における協議・検討・承認を受けた。最終的な基本設計は、2002年（平成14）2月以降、文化庁の「史跡等の歴史的建造物等の復元の取り扱いに関する専門委員会」（以下、「復元検討委員会」という）における4回の審議を経て決定した（第30～34表）。また、復元根拠や基本設計等は、復元検討委員会に建議した『江馬氏城館跡建物復元概要』第1～4案までの建



第32図 復元建物配置図

第29表 復元建物一覧

名 称	規 模・概 要 等
土 塀	下館跡の堀跡内側の土塀で北堀沿い(約56m)、南堀沿い(約100m)、西堀沿い(約70m)を整備的对象とする。
主 門	西堀のほぼ正門にある門口約3.6mの門。四脚門と考えられる。
礎石建物 SB 46	会所と考えられる。落ち縁、泉殿を持つ。
橋 SA 47	礎石建物 SB 46 から西へ伸びる橋。くぐり戸と一体的に整備。

議・決定案及びそれに基づき施工した竣工図を掲載している。

(2) 基準寸法・使用木材等

発掘調査結果より建物の柱間等を検討した結果、1尺 ≈ 30.3 cm を基準寸法とした。

使用木材は、発掘調査では木材等の出土がなかったため、近隣の事例を参考にした。飛騨市神岡町に所在する国指定重要文化財・薬師堂（第33図、第34図）に使われている部材に倣った。構造材ではヒノキ、マツ、クリ等、板材等ではヒノキ、スギ、マツ等である。

薬師堂は、鎌倉時代建立の前身堂の部材を一部利用し、室町時代初期に野首地区からの移築により再建されたと考えられている。現存の堂宇は、昭和49年11月から工期11ヶ月を要した大修理によるものであり、平成21年に屋根の葺替修理が行われている。

2. 主門の復元（第37図～第41図）

発掘調査の結果から西側薬研堀が途切れる土橋2前では土塀柱穴列も途切れており、その開口幅

第30表 復元建物等の基本設計検討経過

年度	年	月日	検討事項等
2001 (平成13)	2002 (平成14)	2月15日	平成13年度第4回江馬氏下館跡整備検討部会 川上貢氏（京都市埋蔵文化財研究所長）復元建物等基本設計指導 ・礎石建物 SB-46（会所）の間取り、外観意匠等について指導
2002 (平成14)	2002 (平成14)	5月14日	川上貢氏、吉岡泰美氏（調査整備委員）指導 ・礎石建物 SB-46（会所）の細部意匠について指導 ・主門基本設計について指導
		5月28日	第13回江馬氏城跡調査整備委員会 ・文化庁・復元検討委員会に建議予定の復元建物等基本設計について協議・検討
		6月21日	文化庁協議・指導 ・復元建物等基本設計・整備後の活用計画について協議、検討、細部指導 ・資料修正指示
		7月16日	川上貢氏、吉岡泰美氏指導 ・本中主任調査官との協議により修正した復元建物等基本設計について指導 ・礎石建物 SB-46（会所）の往時の部屋機能等について指導
		7月22日	文化庁協議・指導 ・礎石建物 SB-46（会所）について、堀内地区の他の建物との関係における SB-46 の位置づけ、建物内における主人と客との動線について検討、資料の整理を指導
		9月2日	川上貢氏、吉岡泰美氏指導 ・堀内地区礎石建物の性格付け、動線復元について指導 ・礎石建物 SB-46（会所）内の主人・客との動線について指導
		9月4日 5日	平成14年度第1回江馬氏下館跡整備検討部会 ・文化庁・復元検討委員会に建議予定の復元建物等基本設計について協議・検討
		9月6日	文化庁協議・指導 ・文化庁・復元検討委員会に建議予定の復元建物等基本設計について協議・検討
		10月11日	第14回江馬氏城跡調査整備委員会 ・事業計画見直し ・復元建物等は、礎石建物 SB-46（会所）、主門、西側・南側土塀の一部とするることを決定 ・文化庁・復元検討委員会に建議予定の復元建物等基本設計について協議・検討
		10月30日	平成14年度第2回江馬氏下館跡整備検討部会 ・文化庁・復元検討委員会に建議予定の復元建物等基本設計について協議・検討
		11月21日	文化庁協議・指導 ・文化庁・復元検討委員会に建議予定の復元建物等基本設計について最終協議 ・建議資料の細部修正の指示
		12月20日	平成14年度第3回復元検討委員会（文化庁） ・第1回建議「江馬氏城館跡建物復元概要」提出　※審議結果は第32表のとおり
	2003 (平成15)	1月22日	川上貢氏、吉岡泰美氏指導 ・12月20日復元検討委員会指摘事項について指導 ・礎石建物 SB-46（会所）の平面間取りについて再検討 ・検討案経過の整理
		2月25日	文化庁協議・指導 ・次回の文化庁・復元検討委員会に建議予定の「江馬氏城館跡建物復元概要」再検討案について最終協議 ・基本設計、資料内容について細部修正の指導
		3月30日	平成14年度第4回復元検討委員会（文化庁） ・第2回建議「江馬氏城館跡建物復元概要」再検討案提出 ※審議結果は第33表のとおり
		4月16日	第15回江馬氏城跡調査整備委員会 ・3月30日の復元検討委員会指摘事項について協議・検討
2003 (平成15)	2003 (平成15)	5月1日	文化庁協議・指導 ・次回の文化庁・復元検討委員会に建議予定の「江馬氏城館跡建物復元概要」再々検討案について協議・検討
		6月16日	平成15年度第1回復元検討委員会（文化庁） ・第3回建議「江馬氏城館跡建物復元概要」再々検討案提出 ※審議結果は第34表のとおり ・主門及び土塀の基本設計については了承
		7月4日	平成15年度第1回江馬氏下館跡整備検討部会 ・6月16日の復元検討委員会指摘事項について協議・検討 ・次回審議会議資料、再々々検討案について了承
		8月25日	文化庁協議・指導 ・次回の文化庁・復元検討委員会に建議予定の「江馬氏城館跡建物復元概要」再々々検討案（礎石建物 SB-46（会所）復元基本設計）について協議・検討
		9月16日	平成15年度第2回復元検討委員会（文化庁） ・第4回建議「江馬氏城館跡建物復元概要」再々々検討案提出 ※審議結果は第35表のとおり ・礎石建物 SB-46 基本設計について了承、建議終了

第31表 復元検討委員会検討経過（1）

第1回建議 平成14年12月20日 文化庁・平成14年度第3回復元検討委員会	
提 示 内 容	指 導 内 容
①SB 46 を会所として復元を計画した史料を提示。 ②主門を四脚門として復元した案を提示。	①SB 46 復元の意味について 史跡浜馬氏城跡の整備事業においてSB 46 を復元することの積極的意義については十分尊重されるべきであり、今後とも本件を本専門委員会において審議することとする。 ②SB 46 復元の意匠等について SB 46 については5×3間の母屋に10尺の庇（板敷）が三面に取り付く平面形も想定されることから、復元の意匠及び構造について慎重な検討が必要である。 ③SB 46 復元の根拠について SB 46 を会所に比定するのであれば、史料等から判明する会所の平面プランの変遷や、内部の使われ方から判断されるしつらい在り方などについて、参考資料を整理し、復元の根拠とする論理の再整理が必要である。 ④復元の過程の情報開示について 仮説に基づく復元の過程を、来訪者に適切に情報提示するための方法について考慮せよ。また、他の復元案についても公平に情報提示することが必要である。 ⑤図面の整合性について 「堀内地区の建物遺構状況図」のSB 46 の平面形と、「遺構平面図」の平面形が異なるので、整合させよ。

第32表 復元検討委員会検討経過（2）

第2回建議 平成15年3月31日 文化庁・平成14年度第4回復元検討委員会	
提 示 内 容	指 導 内 容
①SB 46 の平面プラン比較検討案を提示。 ②史料等から判明する会所平面プランの変遷等の参考資料を整理し提示。 ③「堀内地区の建物遺構状況図」のSB 46 の平面形と、「遺構平面図」の平面形を整合させる。	①SB 46 について 会所として断定し、各間の呼称を固定してしまうことによる問題が残る。主屋相当として建設された建物が後に会所として機能を併せ持ったとの捉え方の下に、再度復元の論理を整理せよ。特に東南隅の張出部を「京殿」と呼ぶのは妥当か検討せよ。 西南隅部の導入箇所については、圓城寺光淨院にならう。階段を付けることを検討せよ。 基準尺を30.3cmとしているにもかかわらず、1尺 = 30cm の下に設計を行えば、建物の桁行方向など延長が長くなるに従い誤差が累積されるため適切でない。 建物の重量を踏まえ、基礎スラブの厚さが過当であるか検討せよ。もし不足する場合には、庭園との地盤造成面との比較の高の調整手法について示せ。 出土遺物の観点からSB 46 の使われ方を特定する方法について検討せよ。 薪能などのイベントを行う場合に、建物と庭園、主門東側の庭廊の空間の使い方について示せ。 ②その他の遺構の整備 SB 41、SB 42、SB 44、SB 46 を連結する渡廊は遺構として検出されていないことから、建物の表現手法に違いを持たせることが必要である。 遺構図によると、SA 47 の南半部は柱穴が検出されていないと判断できるが、設計図との整合性を示せ。 庭園における購入石が多いようだが、購入して補充する箇所の基準を示せ。また、庭園西部に立てる予定の大ぶりの購入石についてその根拠を示せ。 ③整備後の諸問題について SB 46 を復元するのであれば、夜間等における館全体の閉鎖管理が必要となる。その観点から、開閉の可能な脇門の整備の手法について検討せよ。また、東側の道路沿いには植栽のみならず開闢の設置について検討せよ。 豪雨時の表現に際しては、来訪者の安全性に配慮した手法及び庭内部の適切な排水方法について検討せよ。

第33表 復元検討委員会検討経過(3)

第3回建議 平成15年6月16日 文化庁・平成15年度第1回復元検討委員会復元検討委員会	
提 示 内 容	指 導 内 容
<p>①SB 46について 部屋の呼称は、それぞれ部屋の大きさを示すものとした。 SB 46では南西隅の張出部が最も庭園に接近した位置であり、泉殿（泉屋、泉庭）という呼称に似たる室であらうと思われる。ただし、呼称は冠しないものとするが活用上からも、設置するものとする。設計は園城寺光淨院客殿に倣った。</p> <p>設計は図面の表記も寸法表にある通り1尺 = 30.3cmで設計を行う。</p> <p>基礎スラブは碎石の厚みも加えて180としていたが、構造計算によって安全性を確かめ、厚みを決定するものとする。荷重のかかる身舎部分の基礎部分で基礎厚みを確保し、外方に對して耐える構造とし、縁の部分で亀甲状に処理を行い、縁の基礎スラブ厚は極力薄いものとし庭園部分との北高差を抑え、自然な形ですり付けを行ふものとした。</p> <p>薪能等の活用方法について提示した。</p> <p>②その他の遺構の整備について 渡り廊下は来訪者による誤解を与えないため、遺構の判明している建物は異なる表現方法を探るものとし、位置も特定できないことから、表示整備するSB 41、SB 42とも異なる平面表示にしておるものとする</p> <p>平成14年度整備工事による庭石の据え直しの状況を提示した。</p> <p>脇には、整備手法は柱跡表示に留める。SB 46には施設を施し、庭園部を含め、復元櫻、土壠により壇内地区の復元施設を管理する案を提示した。</p> <p>壇内地区は、遺構整備施設の土壠の復元及び植栽による表示により区画し、町道東側にも生垣樹種を施す。箇とての景観にも配慮しつつ、門跡以外からの壇内地区内の出入りが遮断可能な生垣樹種選定等の土壠植栽、生垣の整備手法の検討を十分に行ふとともに、柵欄による閉鎖管理の方向性を検討していく方針を提示した。</p> <p>茅研堀は、壇内に貯まる雨水については、自然浸透で排水し壇内地区個敷地内の雨水排水等が、茅研堀内に流れ込まないように敷地全体の雨水排水計画を検討する。</p> <p>茅研堀機能時の形態について提示した。</p>	<p>①主門について 主門及び解のいずれを問わず、1尺 = 30.3cmとして各部分の寸法を割り出すこと。</p> <p>主門の支柱は土壠に接する案が結構解釈上、適切である。門の床部は地ぶくれ程度に盛り上げ、三和土等による伝統的な舗装手法により雨仕舞いを行うこと。また、雨落溝は確認されていないので、外周部に砂利埋め等による暗渠を廻し、排水に留意すること。</p> <p>②壇について 基壇が版塙構造であったことを明確に示す築成土を確認していないのであれば、壇の本体を団子状の土塊で積み上げる手法であったと想定することも可能である。この手法は江戸時代において一般化するが、江馬氏の時に遡ることも不可能ではない。その場合、SA 55b及び56bは、水分を含む築成土塊を積み上げる行程において、外側から支える環板の押さえ杭の痕跡と理解することが可能である。なお、築成土塊は一辺1尺程度の大きさが適當である。</p> <p>寒冷地及び降雪地であることを考慮し、築成土塊に含まれる水分の凍結による弊害を防止するため壇の築成時期は夏季を中心とし、遅くとも10月までには完成させることが望ましい。</p> <p>上土部における土壤の固定手法について、試験的に工法の調査を行うことが望ましい。</p>

第34表 復元検討委員会検討経過(4)

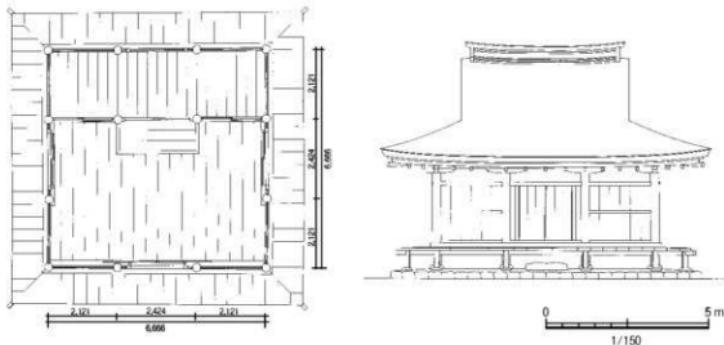
第4回建議 平成15年9月16日 文化庁・平成15年度第2回復元検討委員会	
提 示 内 容	指 導 内 容
①基礎寸法について 主門及び解等の復元整備に際しては1尺 = 30.3cmを標準寸法として採用する。	①復元検討委員会で復元案の承認を得る。
②主門の整備について 主門の整備は土壠と主門支柱は接する案に基づき行う。また床部は地ぶくれ程度に盛り上げ、三和土等による伝統的な舗装手法により雨仕舞いを行うものとする。さらに外周部に砂利埋め等による暗渠を設置し、排水を促すものとする。	
③土壠の整備について 土壠の整備については築成は一辺一尺程度の土塊を用いる。団子積み工法を用いて凍結による弊害を防止するため、遅くとも10月までの完成を予定している。	
また上土部の土壠の固定手法は事前に試験施工を行い、その成果を持って本施工を行うものとする。	

は14尺である（第35図）。柱穴が確認できなかったこと、また、整地土層が削平により失われているものの、下館の時期以降の溝SD22埋土内に川原石円礎が多く入ることから、柱は礎石建とした。門柱間は主柱穴が確認された脇門間口が9尺であること、主門に接する土塀の高さ、張り太さを差し引いた土塀開口部の幅からから約3.85m（12.7尺）とした。

門形式は主門であること、また復元はしないが、脇門の形式が遺構の柱穴から棟門であったことが明らかであることから、四脚門とした。

中世の四脚門の例として教王護国寺灌頂院東門を設計の参考とした（第36図）。部材寸法等については、『匠明』の間口12尺換算値を基本とし、構造上の問題等も考慮し、尺換における数字にまとめた（第35表、第36表）。

屋根は瓦が出土していないこともあり、柿葺きとした。



第33図 薬師堂平面図・立面図



第34図 薬師堂（昭和50年修理後）

3. 土塙の復元（第44図、第45図）

設計は一遍上人絵図等を参考とした。基底部幅は発掘調査の結果から約1.50m（約5尺）とした（第42図）。高さは絵図資料、土塙に挟まれる主門の高さ、接続する板橋の高さ（2.28m）等を考慮し、約3.0m（10尺）とした。塙体は発掘調査の結果から版築とし、屋根は上げ土とした（第43図）。

4. 碓石建物SB46（会所）の復元

（1）遺構の状況

庭園北汀線に隣接し、X座標-4.9～-16.1、Y座標17.0～35.7の範囲で碓石建物跡SB46を検出した。庭園に隣接することから、会所と考えられる建物である。

碓石そのものは遺存しておらず、第IV層B期遺構面構築土層〈IV ii層〉及び〈IV iii層〉において、碓石根石跡を28ヶ所、抜き取り穴跡1ヶ所を確認した。なお、桁行の北から1～2列目及び梁行の西から1～5列目の範囲では、第IV層B期遺構面構築土層〈IV iii層〉が削平されており、碓石根石跡を確認することができなかった。遺存していた碓石根石跡から、桁行7間、約15.78m（52尺）、梁行4間、8.87m（29尺）の建物であったと考えられる。

建物跡の主軸は、任意のY軸に対して傾き0°を測る。

桁行柱間は、東より約3.03m（10尺）、約1.97m（6.5尺）×5間、約3.03m（10尺）であり、梁行柱間は北より約1.97m（6.5尺）×3間、3.03m（10尺）と考えられる。南西隅に桁行約2.42m（8尺）×梁行約3.03m（10尺）の張り出し部を持つ。1978年度（昭和53）調査で確認している桁行南辺西から1間分の縁の束柱の根石と考えられる根石は、2001年度（平成13）調査では確認できなかった。1978年度（昭和53）調査記録によれば、縁の幅は約1.11m（3.6尺）と考えられる。

（2）会所の系譜——文献に見る会所——

室町時代初期から、武家をはじめ、公家や寺家の住宅に会所の存在した事実が日記等に散見される（第37表、第46図、第47図）。このうち、15世紀初頭には、泉殿や常御所などを会所として使用した記述が認められるが、それ以降になると専用施設として建てられた会所を使用していることがわかる。

元来会所は、連歌や花合わせといったハレの場として、使われる度に既存の座敷が調度で飾られる仮設の施設であり、終われば撤去されるものであった。時代が下るにつれ、定期的に用いられるようになつたため、常御殿などとの兼用ではなく、専用施設としての会所を建築するようになったと考えられる。

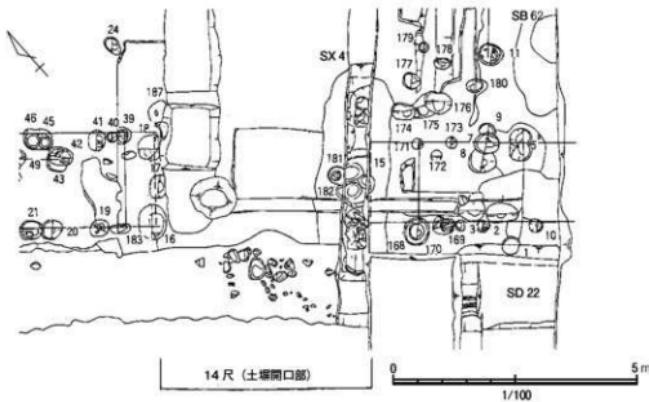
（3）平面プランの検討

発掘調査結果から建物群の年代は16世紀初頭に比定される。この時期には、京（中央）においては縁をめぐらせた会所が出現する。一方、地方では平安時代の寝殿造りの様式を残す会所建物があつたと考えられる。16世紀初頭頃における会所の縁は6.5尺程度である。江戸時代になると1.5間（約10尺）の庇がめぐる事例（大徳寺方丈、妙心寺大方丈）も現れるが、母屋の規模が大きい。

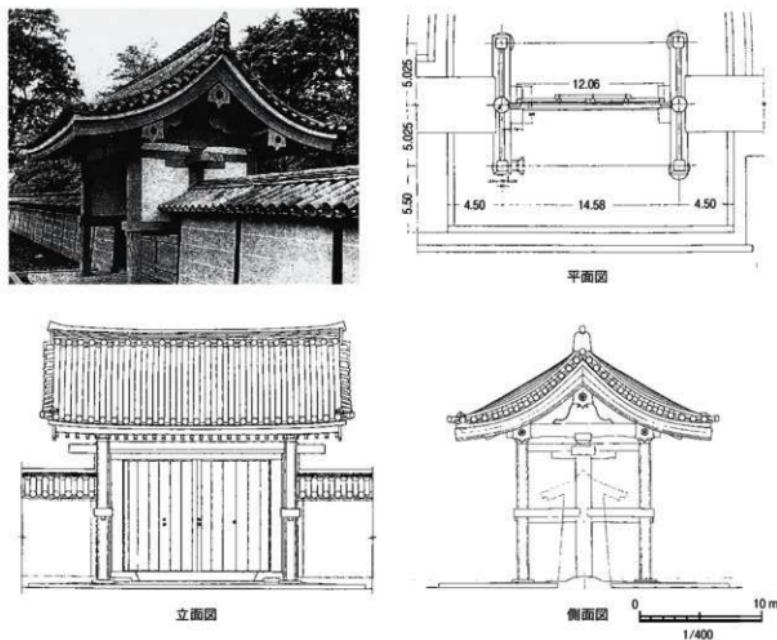
5×3間の母屋に10尺の庇が三面に取り付く間取りは、柱位置の関係から会所建物としては各室が小規模となる。また立面を想定してみたが、客の入口に当たる北面側がやや正面に不向きな意匠とな

第35表 主門部材寸法一覧表

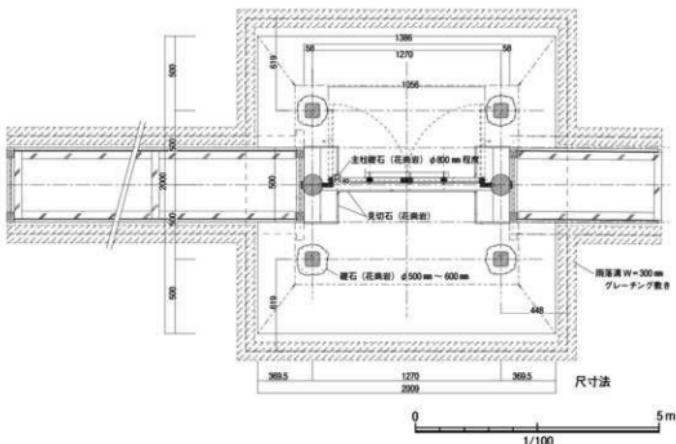
			「匠明」 門記集の比例	「匠明」 柱間 12 尺換算した値	主門
軸部	柱 間	Lx	16 尺	3600	3848
	梁 間	Lx	=0.5*Lx - a + 90 + 0.1*a - 0.4*b)*2 (90 は屋根み)	3845	2850
	柱	a	=0.11*Lx	396	396
	控 柱	b	=0.7*a	277	276
	内法高さ	H	=0.8*Lx (より高く)	2880 より高く	3000
	唐 敷 居	長さ	=0.5*Ly	1423	1425
		厚み	=0.4*a	158	159
	冠 木	せい	=0.5*a	198	198
		幅	$\sqrt{2}a$	560	561
	女 梁	せい	=0.5*a	198	198
		幅	=0.33*a	131	132
頭 貞	せい		=0.6*a	238	198 頭貫と女梁は同寸が一般的。女梁に合わせた。
		幅	0.33*a	131	132
	梁	せい	=0.7*a	277	300 側面図で検討した結果、277 は細いと思われる。
	上幅		=0.4*Aa	158	159
	下幅		=0.35*a	139	138
大 斗	せい		=0.6*a	238	240
		幅	a	396	396
	肘 木	せい	=0.3*a*1.2	143	140
		幅	=0.3*a	119	140
藝 股	幅		=0.5*Ly	1423	1425
		厚み	=0.3*a	119	135
	藝 股 斗	せい	=0.8*a*0.6	190	189
		幅	=0.8*a*	317	291
桁	せい		=0.6*a	238	195 中間値とした。
		幅	=0.4*a	158	158
	棟 木	せい	-	-	195
		幅	-	-	158
軒回り	垂 木	せい	=1/6*a*1.2	79	84
		幅	=1/6*a	66	69
	支 割	24 支	=Lx/24	150	240
			24 支	24 支	15 支
	茅 負	せい	=0.4*a	158	135
		幅	=0.3*a	119	105
	木 負	幅	=0.3*a	119	105
	軒 出		=0.5*Ly	1423	1425
	木 負 出		=0.25*Ly+0.4*a	830	840
	ケラバ出		=7*Lx/24	1050	1080
	屋根勾配		6 寸	6 寸	6 寸
屋回り	方 立	幅	=0.5*a	198	198
		厚み	=0.2*a	79	78
	マグサ	せい	=0.2*a + 少し出る	-	105
		厚み	=0.2*a + 少し出る	-	105
	跳 放 し	せい	=0.6*a	238	240
		厚み	=15*0.2*a	119	120



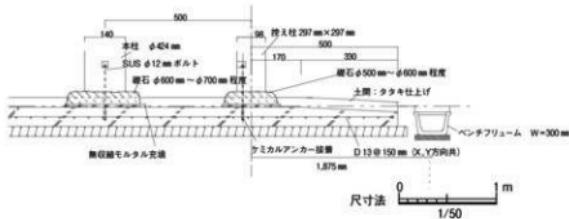
第35図 主門跡周辺造構図



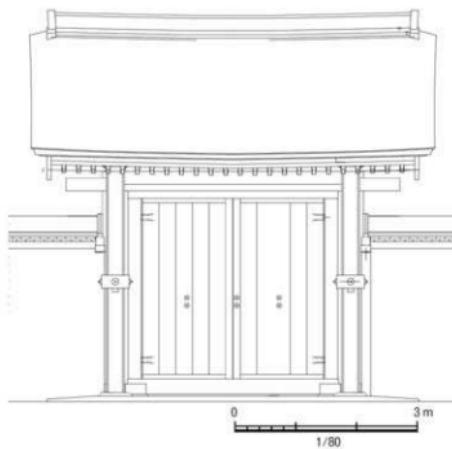
第36図 教王護国寺灌頂院東門（京都府教育庁 1959）



第37図 主門復元平面図



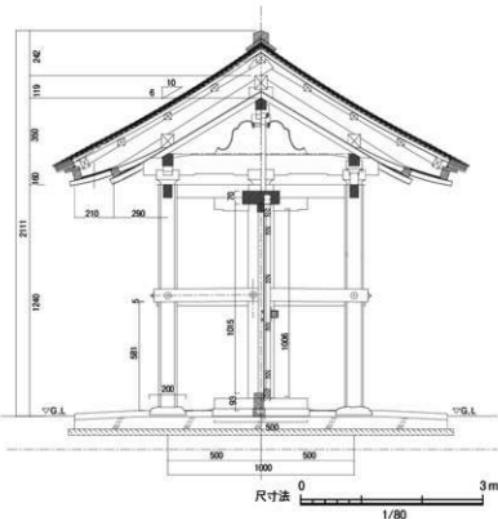
第38図 主門復元基礎詳細図



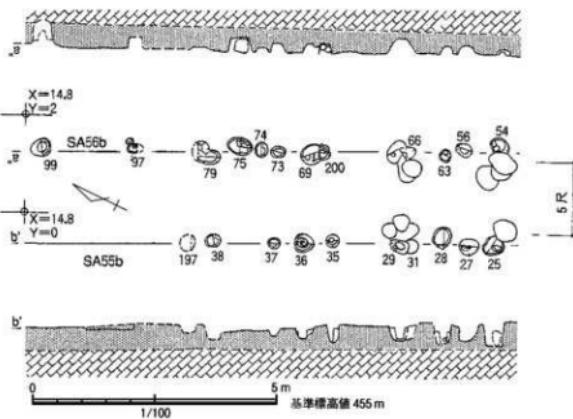
第39図 主門復元正面図



第40図 主門復元側面図



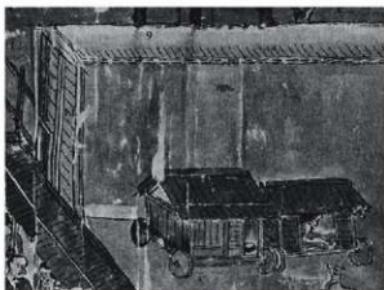
第41図 主門復元矩形図



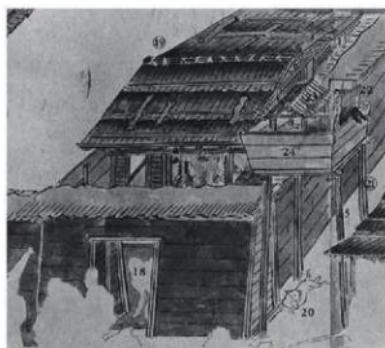
第42図 土堀跡遺構図



第1巻 筑紫清水寺のさま



第2巻 大坂四天王寺境外の風景

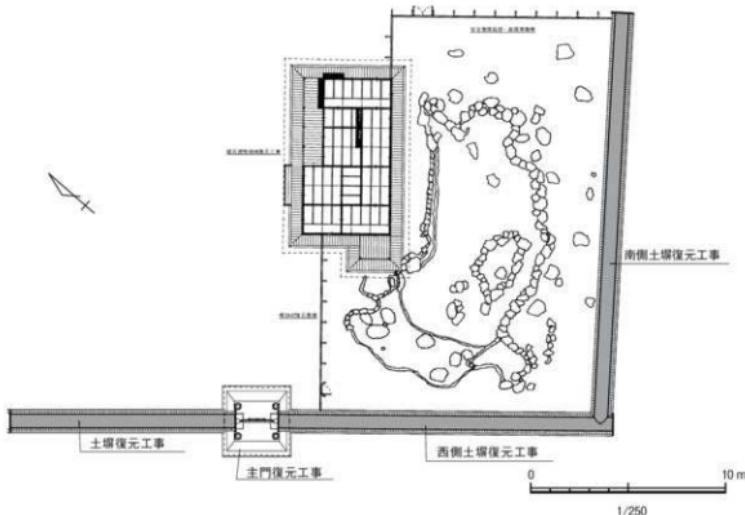


第7巻 四条京極枳遊堂図・権門・土壠

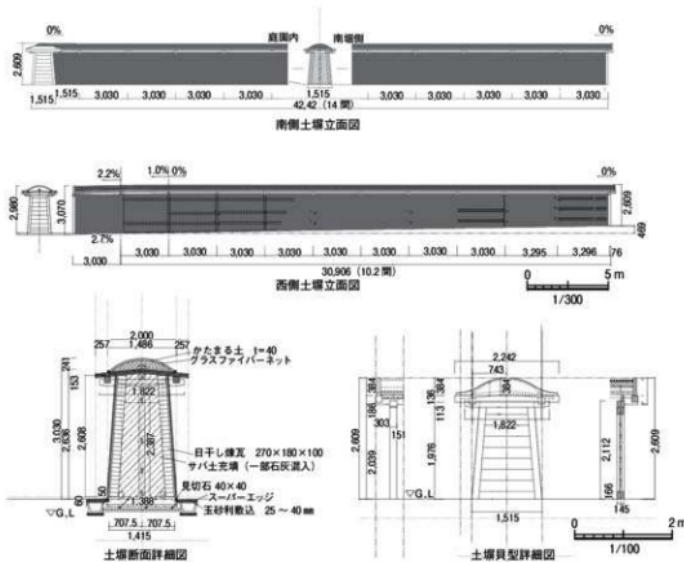
第43図 復元参考資料「一遍聖繪」(滋澤・神奈川大学日本常民文化研究所 1984)

第36表 主門寸法根拠表

	江馬氏下館 主門	教王護国寺東門
門冠木高	10.4 尺	9.7 尺
墀籬高さ	10 尺	8.4 尺
底 幅	5 尺	4.3 尺



第44図 西側土堀・南側土堀屋根伏せ復元平面図



第45図 西側土堀・南側土堀復元詳細図

第37表 文献に見る会所

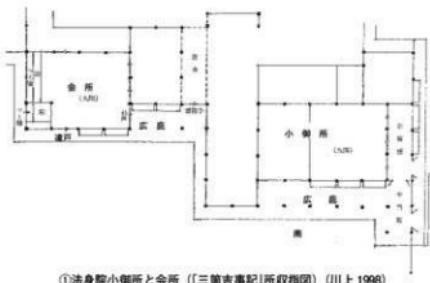
西暦	和暦	項目	文献	備考（会所が兼用か専用か）
1406	応永13.7	内裏泉殿	教言卿記	泉殿=会所（泉殿を兼用）
1409	応永16.3.24	足利義満、北山殿会所二階殿	柳原家記録	舍利殿との間に高庭（不明）
1409	応永16.4.5	裏松日野殿会所	教言卿記	詳細不明（不明）
1410	応永17.3	醍醐寺門跡京里坊、法身院会所	醍醐寺文書	主殿形式の小御所、西奥に造合を介して会所がある（専用会所）
1416	応永23.3.7	貞成親王、伏見殿頃次茶会所室札	看聞日記	常御所=会所（常御所を兼用）
1422	応永29.8.19	一条東洞院仙洞、泉殿会所立柱	康富記	別棟、押板のある六間と十五間の続き座敷から構成（専用会所）
1429	永享元.11.13	足利義持、三条坊門殿奥会所移徒	満斎准后日記	貴人との対面の場（私的な訪問に対する場合）（不明）
1430	永享2.3.17	醍醐寺門跡、金剛輪院常御所兼会所	満斎准后日記	常御所を兼ねた会所（常御所を兼用）
1432	永享4.4.26	足利義教、室町殿南向会所移徒	満斎准后日記	池を挟み会所泉殿と相対、南向会所が主要会所、他はその補助的施設（専用会所）
1433	永享5.8.15	同 会所泉殿	満斎准后日記	
1435	永享7	同 新会所	満斎准后日記	
1436	永享8.7.7	伏見殿、京御所七夕会所	看聞日記	常御所のケに対しハレの座敷（専用会所）
1449	文安6.11.22	足利義政、烏丸殿会所移徒	康富記	常御所の東に位置、会所の出入りに南面を利用、南を正面（専用会所）
1460	長禄4.4.8	足利義政、室町殿会所移徒	藤涼軒日録	南を正面、十二間の主室含む（専用会所）
1468	長禄12.5	足利義政、泉殿移徒	藤涼軒日録	押板が設けられる（不明）
1475	文明7.7.9	奈良興福寺門跡、禪定院七夕会所	大乗院寺社雜事記	常御所が臨時の会所（常御所を兼用）
1477	文明9.12	奈良興福寺門跡、会所予定図	大乗院寺社雜事記	東西七間、南北六間の母屋と東庇三坪（専用会所）
1480	文明12	奈良興福寺、成就院移徒	大乗院寺社雜事記	主殿の一群、山水向会所の一群（専用会所）
1487	長享元11.4	足利義政、東山殿会所移徒	御湯殿上日記	九間と西六間がハレの室（専用会所）
1489	長享3.6.20	仁和寺門跡、當ゆ伽院指図、東御所会所		北ハレの例、池の西側に殿舎（専用会所）
1490	延徳2.7.5	管領細川政元邸、寝殿、会所	延徳二年特軍宣下記	詳細不明（不明）
1521	大永元	三条御所会所、常御所	公広記	詳細不明（不明）
1568	永禄11.5.17	朝倉館寝殿、会所	朝倉亭御成記	庭園を囲み配された接客施設（専用会所）

る。以上のようなことから、復元する会所が、5×3間の母屋に10尺の庇（板敷）が三面に取り付く平面形であった可能性が低いと考えられる（第48図～第50図）。

このことから、5×3間の母屋に10尺の庇（板敷）が取り付くという平面形にこだわらず、史料等にみる会所の平面形を参考にして平面プランを検討した。

史料等によれば、会所の室の配置は、南向き押板をもつ座敷と押板・棚・附書院の設けられた床間を組み合わせが一般的である。この会所主座敷の座敷飾りの構成から、平面プランを3案（A～C案）想定した（第51図）。

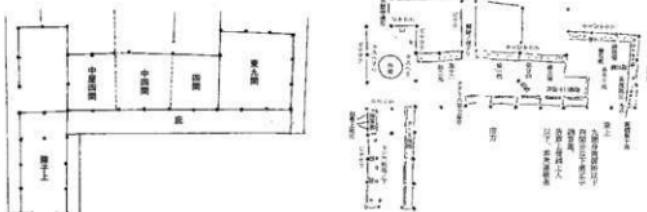
A案は、禅定院常御所等を参考にして想定した平面プランである。しかし、遺構による柱位置の関係から一の間の中央に柱が存在する。このことから、一の間の南面の幅は1間（10尺）とするのが構造的にみて妥当である。この点をふまえて2案（B,C案）を想定した。B案は、一の間中央の柱の問題は解決しているものの、常御殿からの渡り廊下が書院にぶつかる点、主人の居間にあたる一の



①法身院小御所と会所（「三箇吉事記」所収指図）（川上 1996）



②一条東洞院、会所泉殿対面座敷推定図（川上 2002）

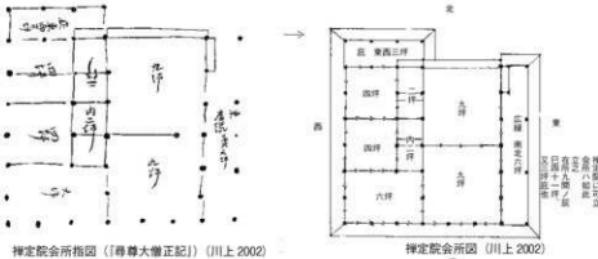


③禅定院常御所南面推定間取り図（川上 2002）

④禅定院七夕会所指図（川上 2002）

④禅定院七夕会所：常御所が臨時に会所として用いられた。会所には常御所の南向き諸間と障子紙があてられており、花瓶、屏風、掛け物等がにぎやかに装飾された。

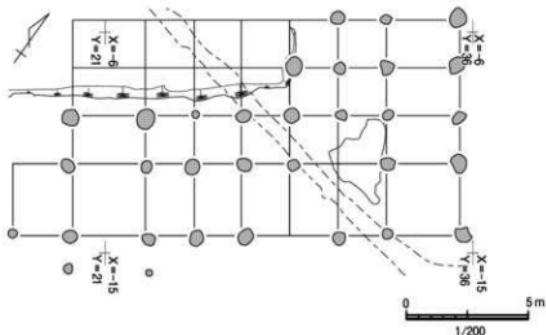
第46図 史料にみる会所（1）



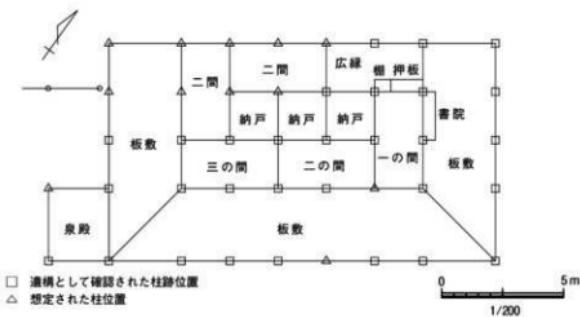
④禅定院予定指図：東西七間、南北六間の母屋と東庇三坪からなる平面構成。東面して六間の広縁があり、その奥に九間の室が二つ南北に並び、その内の北方の室には一間の書院と三間の押板らしきものが描かれている。主要な室が東面していることから東方の園池への眺望の最高の位置に造立しようとしたものと思われる。



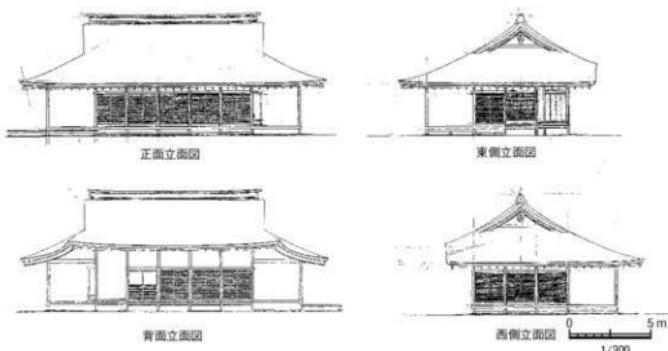
東山殿：九間と西六間が南面するハレの室でかきくしの間と狩りの間が九間の、北五間が西六間の補助室で、東が奥向きの間であったと考えられる。



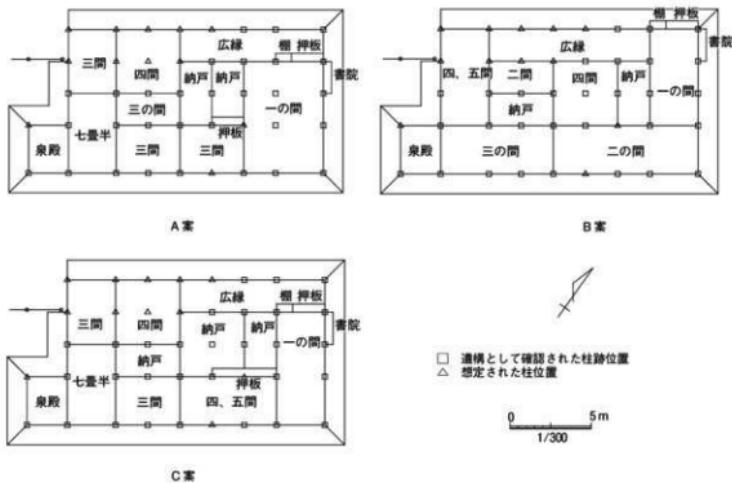
第48図 磚石建物跡 SB 46 造構図



第49図 磚石建物 SB 46 三方底案平面プラン検討図



第50図 磚石建物 SB 46 三方底案立面プラン検討図



第51図 確石建物 SB 46 平面プラン検討図



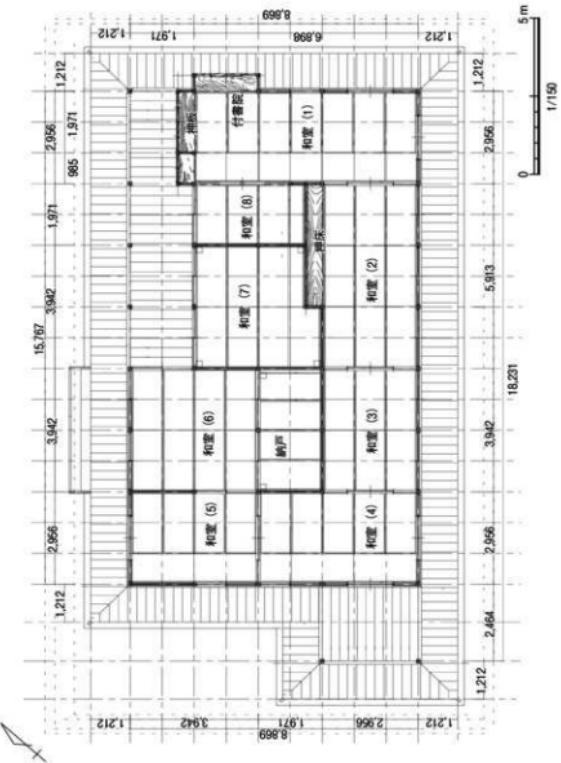
圓城寺光淨院客殿
南東側より



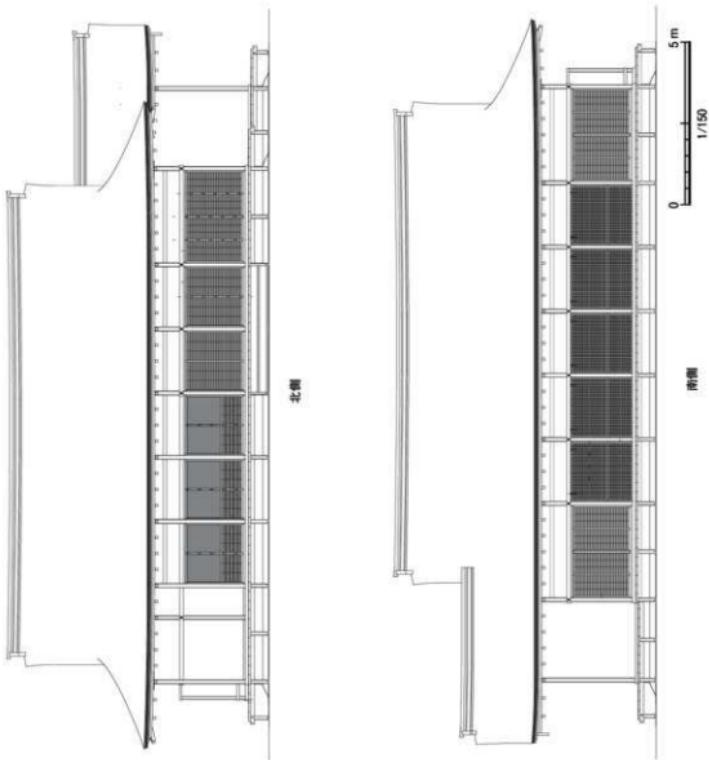
第52図 圓城寺光淨院客殿（吉川需編 1983）

第38表 磁石建物 SB 46(会所) 部材寸法決定表

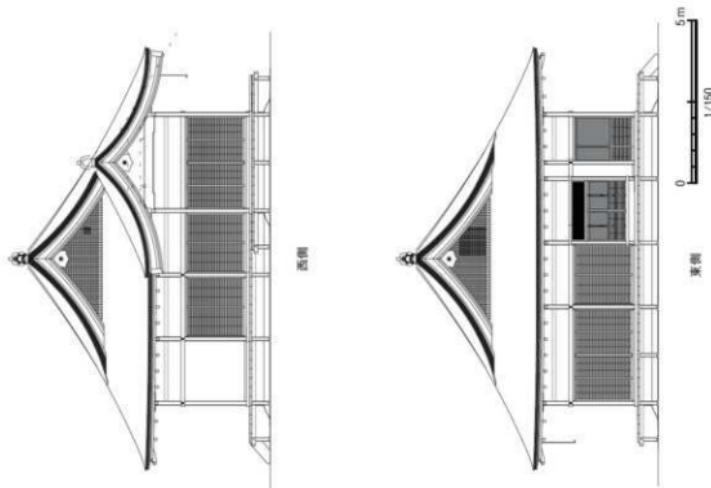
		近明主殿古法	光淨院客殿	江馬氏会所
基 本 寸 法	一間	65 尺	970	1971
	長押間内法	63 尺	909	1909
	縁高さ	18 尺	545	657
	栎高さ	F+c+H+1/2L+1/2c+d	3682	4136 3750 天井高さ 3000 mm を確保する最低寸法
軸 部	主柱	太さ 面	4 寸 2 1/7'A	126 18
		面内 片面落ち	5/7'A 6/7'A	90 108
	垂木	せい 幅	c/2*12 c/2	54 45
				85 70 81 69 光淨院客殿に準じる
	桁	せい 幅	d c	108 90
				151 127 120 105 柱寸法から許される範囲内でできるだけ 大きくしたい
	肘木	せい 幅	d d	108 108
				135 135 114 114 片面落ち
長押内法	長さ	1/2L+1/2c	030	1049
	せい	c	90	127 114 片面落ち
	鶴居	せい	$\sqrt{2}2b$	51
	敷居	せい	3b	54
	長押縁	せい	c	54 90
軒回り	軒出		52 尺	1575 1555 or 1797 両者中间値
	勾配		2 寸 5 分	2 寸 3 分 2 寸 5 分
	茅負	せい 幅	d c	108 90
	裏甲	せい 出	d/3 d	36 108
	軒付け	厚み	d+c/2	153 二重 145+75 150
	室 内	天井高さ	H-3b+0.6H+c+a+c/2	3261.4 3312 3000
	押板	床より高さ	2a	252 242 210 (床の間) 210 (押し板)
		厚み	c	90 91 天井高さが低い分割引く 90 (床の間) 90 (押し板)
落掛け	下端の長押上間	2a	252	260 231 (床の間) 315 (押し板) 天井高さが低い分割引く
	せい	c	90	133 114 81 天井高さが低い分割引く
	天井長押	せい	c	90 121 114
	蟻壁	せい	a	126 121 114 光淨院客殿に準じ、長押寸法 (片面落ち) に合わせる
	竿縁	せい	c/2	45 60 光淨院客殿に準じる
造い棚	下段厚み	a/2	63	80 81 光淨院客殿に準じる
	天袋内法高さ	2a	252	262 231 天井高さが低い分割引く
	納戸構え	内法高さ		1369 1276 1311
	扉込	高さ	d	108 130 114
中敷居	せい	c+b/2	99	127 114
	鶴居	せい	d	108 127 114 光淨院客殿に準じ、長押寸法 (片面落ち) に合わせる
	小壁	せい	a	126 140 126 光淨院客殿に準じ、長押寸法よりも大き めにする
屋根 勾配	障手	せい	c/2	45 48 45
			古法 5 寸 2 分 (当世 6 ~ 7 寸)	6 寸 6 寸



第53図 磯石建物SB 46（会所）復元平面図



第54図 磚石建物SB 46(会所)復元立面図(1)



第55図 磐石建物SB 46（会所）復元立面図（2）

間が庭園に面していない点、二の間、三の間が横長にすぎる点などが復元案として問題であった。C案は、禅定院常御所等の間取りを基本に、A案及びB案の問題点を解決している復元案である。会所の復元にあたっては、C案の平面プランを採用することとした。

（4）実施設計（第53図～第59図）

礎石建物SB 46は、発掘調査結果、文献及び現存する同時期の建物等から検証を行いながら実施設計を行った。

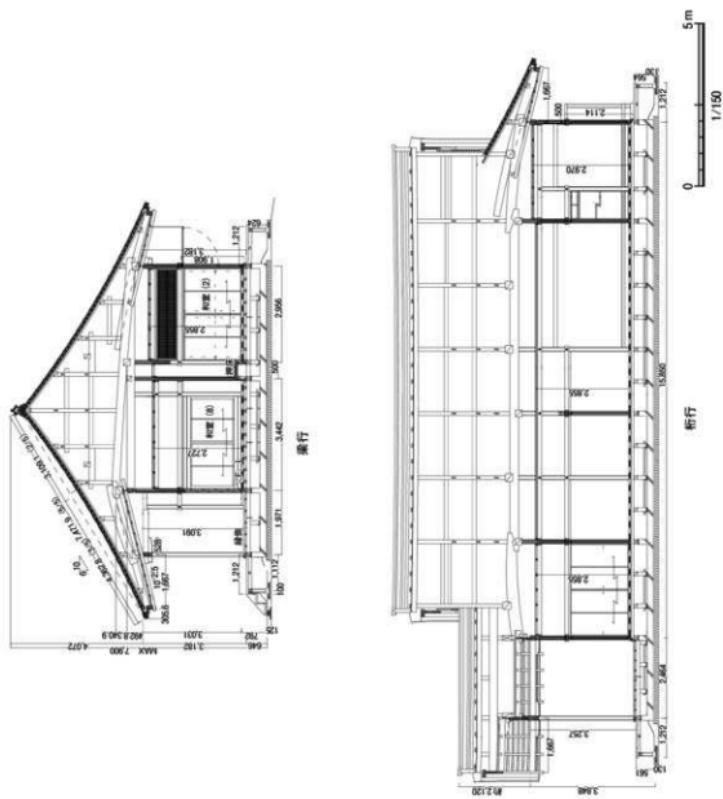
礎石建物SB 46は、庭園の北側に立地する建物であり、庭園側の柱間が10尺と広くなっている。類似する園城寺光浄院客殿を設計の参考とした（第52図）。

部材寸法は『匠明』の主殿建物（伊藤1971、太田1971）や園城寺光浄院客殿（吉川編1983）を参考にした。復元建物は柱寸法を『匠明』に倣い4寸2分としたが、光浄院客殿は柱寸法が5寸と大きいため、他の一部の寸法については割引いた（第38図）。

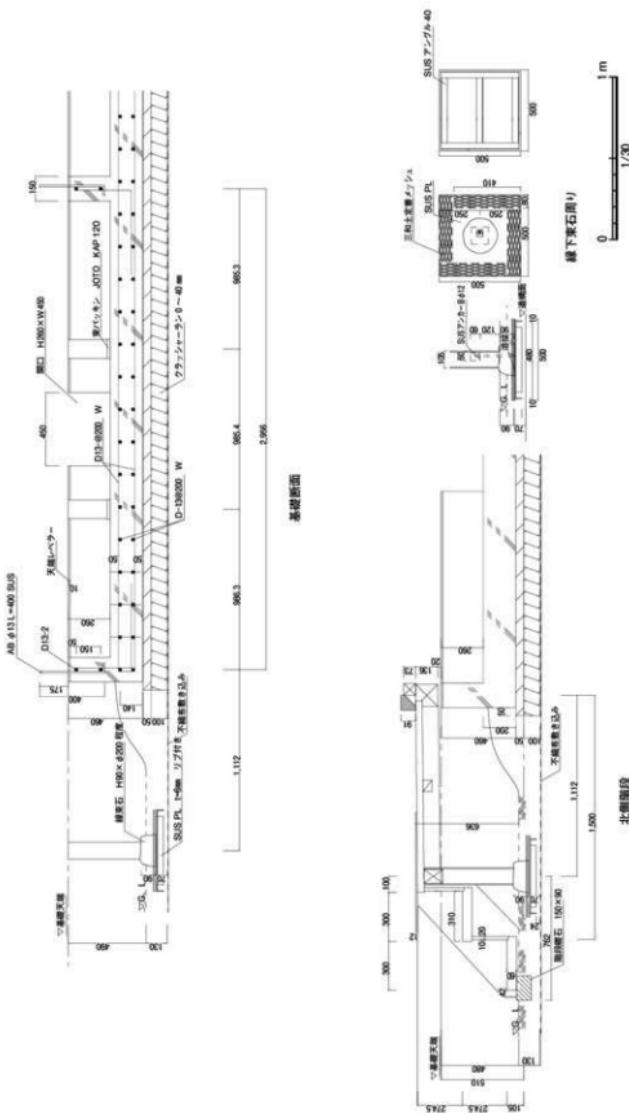
屋根は、瓦が出土していないため柿葺きとした。

間取りについては、主門からの客の動線、主人の常御殿と思われる建物からの動線、また泉殿的空间と想定される建物南西部の礎石遺構の存在、史料等による会所の平面プランの変遷、内部の使われ方から判断されるしつらいの在り方等を考慮して決定した。

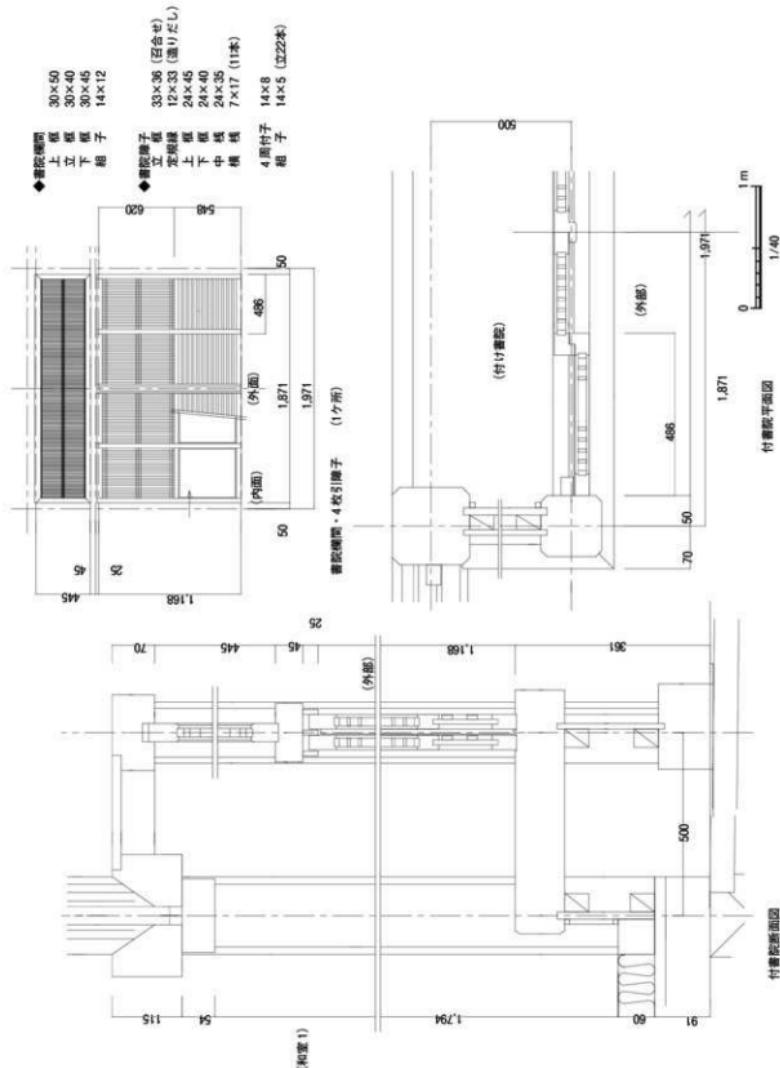
細部意匠については、菱格、欄間、蔀戸等、細部意匠については、部材寸法同様、主として『匠明』と園城寺光浄院客殿を参考とした。飛騨市神岡町・薬師堂（財團法人文化財建造物保存技術協会1975）、慈照寺東求堂等も参考とした。



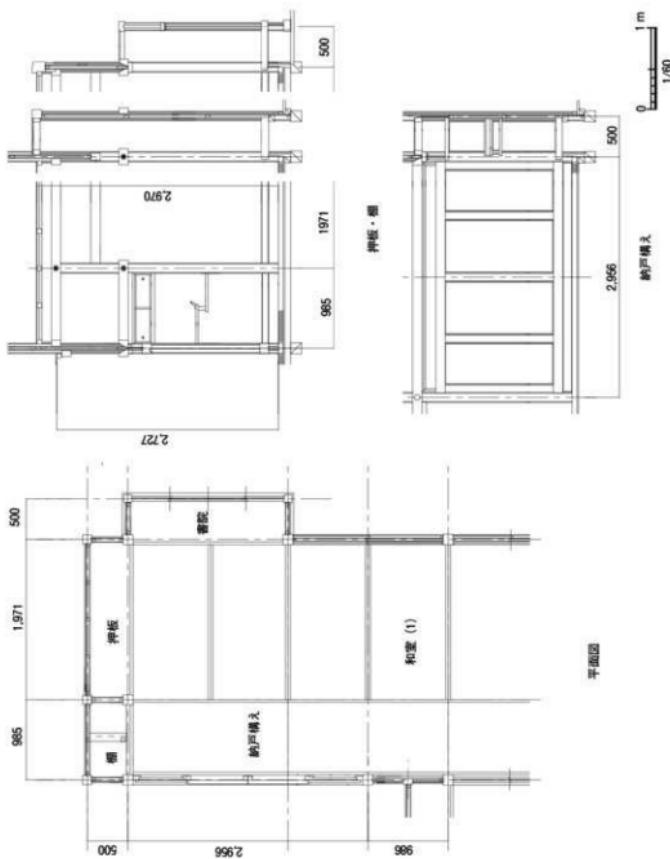
第56図 磚石建物 SB 46 復元矩形図



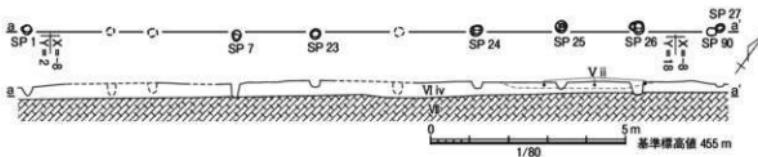
第57図 磯石建物SB 46(会所)復元基礎詳細図



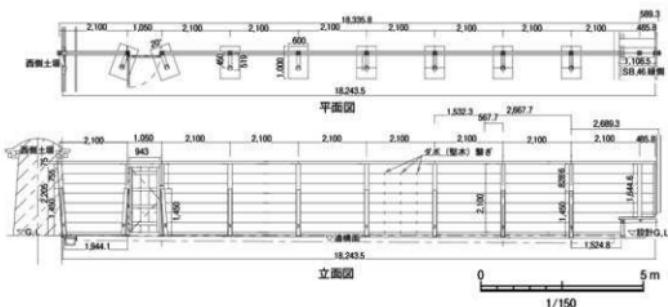
第58図 磐石建物SB 46(会所)付書院復元詳細図



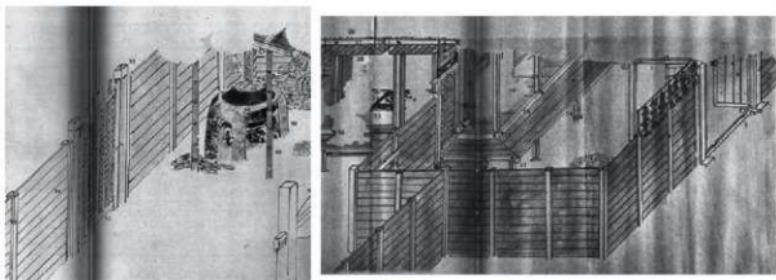
第59図 磨石建物SB 46（会所）和室（1）復元詳細図



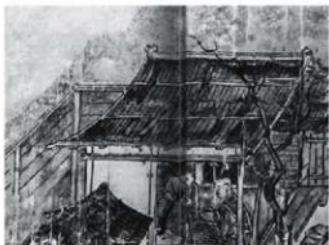
第60図 板塀跡 SA 47 遺構図



第61図 板塀 SA 47 復元詳細図



第62図 「信貴山縁起」長者の家（濱澤敬三・神奈川大学日本常民文化研究所 1984）



第63図 「一遍聖絵」駿河の三河社前の大屋のさま（濱澤敬三・神奈川大学日本常民文化研究所 1984）

5. 板塀 SA 47（板塀とくぐり戸）の復元（第61図）

板塀 SA 47 は、発掘調査の結果から 7 尺間隔で柱を持つ板塀とした（第60図）。南半部については後世の擾乱により柱穴が検出されていないが、土塀までの距離を 7 尺間隔で割り付け、その端数となつた距離をくぐり戸とした。くぐり戸は土塀から 7 尺の位置（土塀のすぐ脇に位置することはあり得ないため）に設けた。

設計は『信貴山縁起』、『一遍聖絵』等の絵図資料（瀧澤敬三・神奈川大学日本常民文化研究所 1984）を参考とした（第62図、第63図）。柵高さは 7 尺 6 寸、柱寸法は 4 寸 2 分、板厚は 1 寸とした。また上部には雨仕舞いを考慮し、笠木を付した。板塀には、構造的な面から控え柱を付した。ただし、遺跡全体に耕作による表土の削平があったため、控え柱の遺構（柱穴等）は確認していない。

第6節 遺構整備工

1. 南堀表示工（第64図～第66図）

南堀は、復元整備した北堀、西堀とは異なり平面表示とした。公園敷地の南側部分は、体験学習等に使用できる広場とすること、間近に土塀を見学できることといった安全面及び教育面の配慮による。

また、南堀にはバリアフリー園路動線上に木橋を設けた（第67図）。発掘調査では、南堀を渡る橋等の遺構は確認されていない。しかし、整備後の活用及び維持管理に対する配慮から、管理車両も通行可能な橋を設けることとした。

2. 堀内地区礎石建物 SB 41・42・44 の立体的表示（第67図～第70図）

礎石建物 SB 41・42・44 は、床張りの建物と想定される。床を板張りにて表現し、床高さの立体的表示とした。平面表示とした堀外地区の掘立柱土間建物とは、格式等の違いを表現した。

3. 堀内地区、土塀表示工事（第71図、第72図）

復元した西側土塀・南側土塀以外の土塀は、イチイ生垣にて表示を行った。生垣の雪隠いの支柱を兼ねた鋼製支柱を設置し、土塀本体の大きさを表現した。

4. 堀内地区、脇門表示工事（第73図）

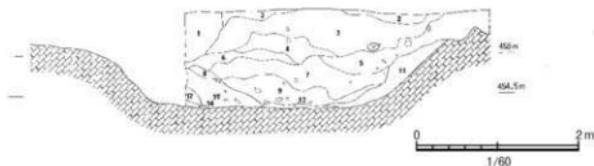
脇門は発掘調査で確認されている。復元土塀と土塀表示工の間に、鋼管丸柱及び板戸を用いて立体的に表現した。堀内地区と堀外地区を区画する管理用の門扉として整備した。

5. 堀外地区、建物跡等の平面表示工（第74図～第80図）

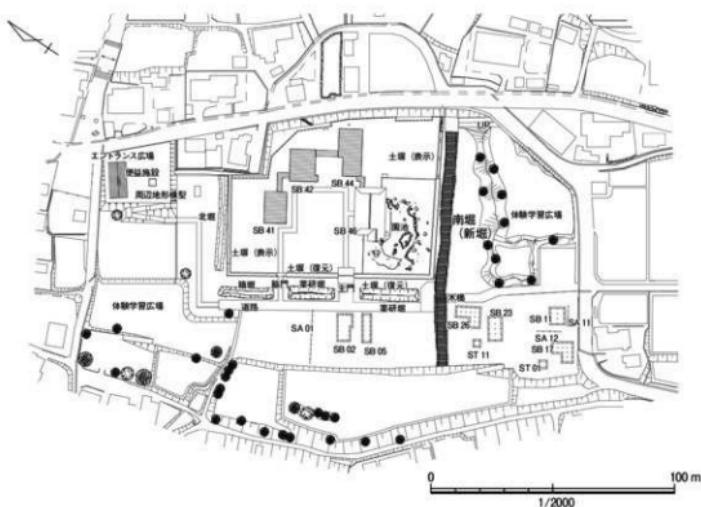
堀外地区的建物跡等については、建物等の位置及び規模を平面的に表示した。堀外地区的公園敷地においてイベント等の活用を配慮したものである。

掘立柱建物跡 6 棟（SB 02・SB 05・SB 11・SB 17・SB 23・SB 26）、棚跡 3 箇所（SA 01・SA 11・SA 12）、堅穴建物跡 2 棟（SI 01・SI 11）を平面表示した。

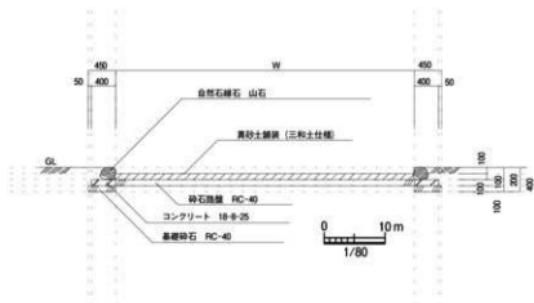
掘立柱建物跡は、土舗装（現場発生の黒土 2 に対し購入真砂土 8 の混合土 10 m³ に、石灰 450 kg 及びパーク堆肥 2000 リットルを配合）を用いて表示した。柱跡及び建物界線は、インターロッキン



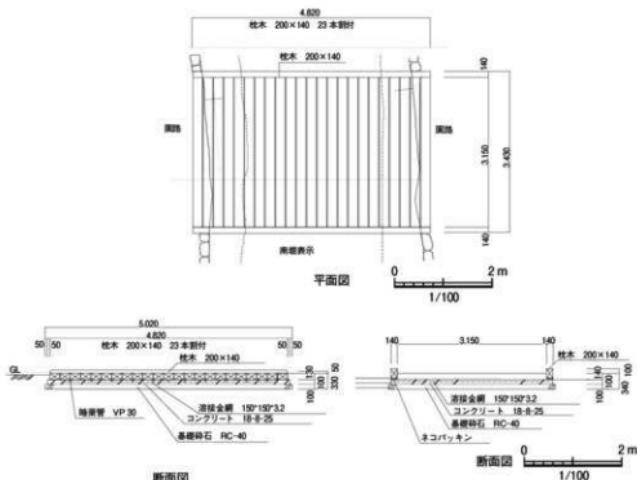
第64図 南堀跡遺構図



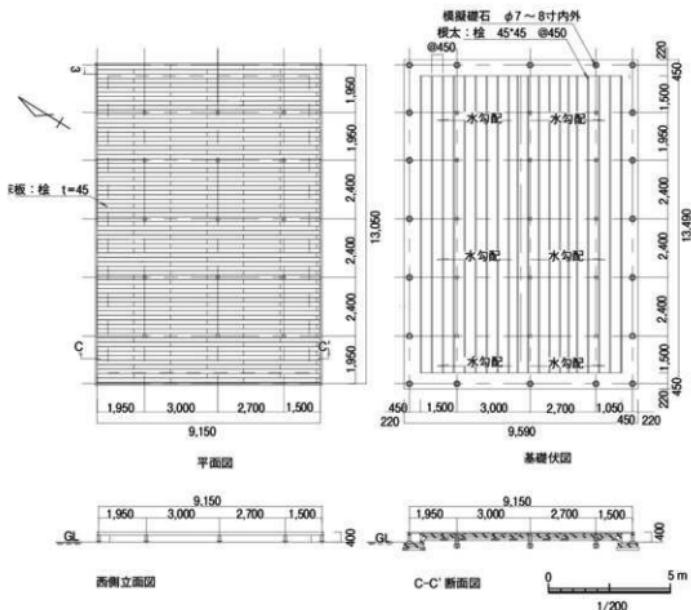
第65図 南堀跡表示平面図



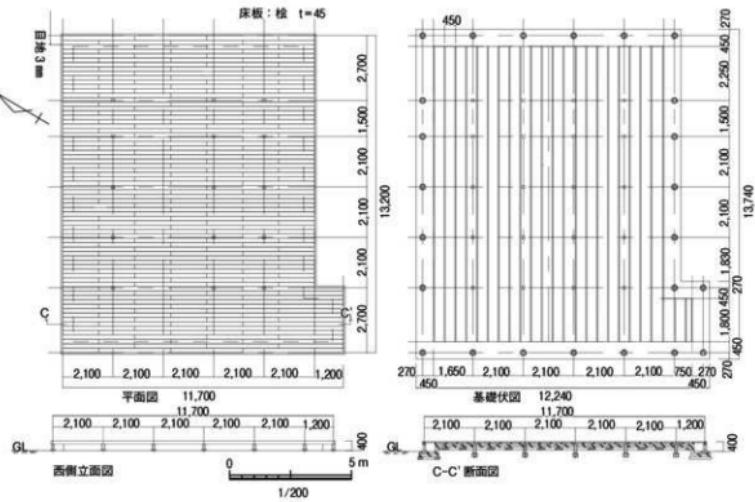
第66図 南堀跡表示標準断面図



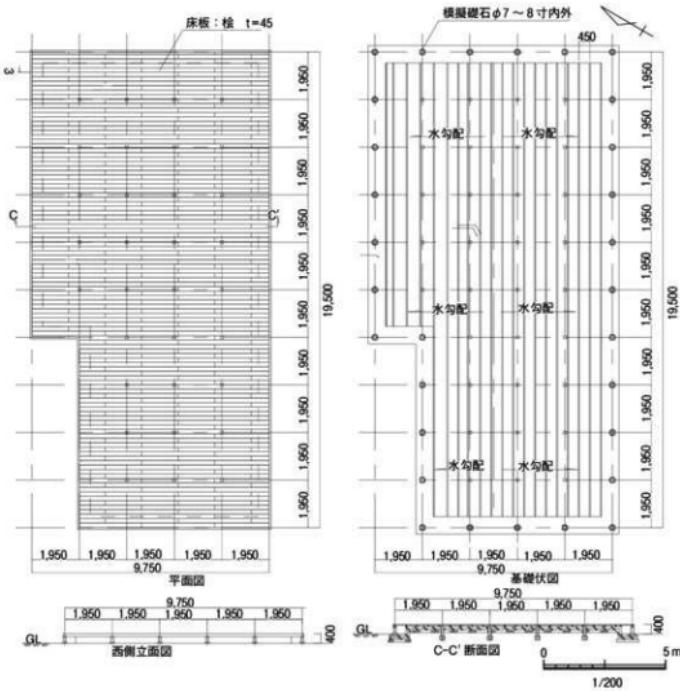
第67図 木橋詳細図



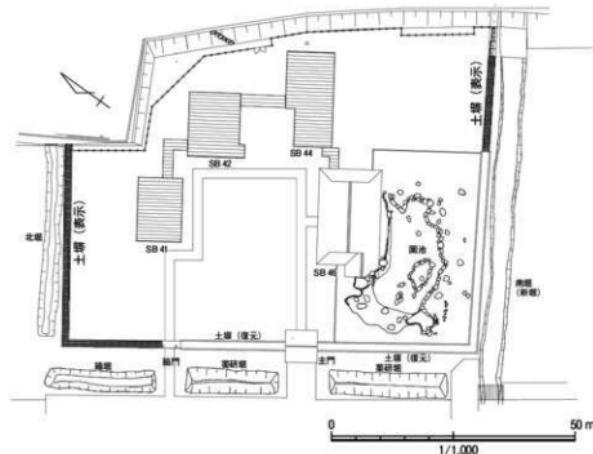
第68図 磚石建物 SB 41 表示詳細図



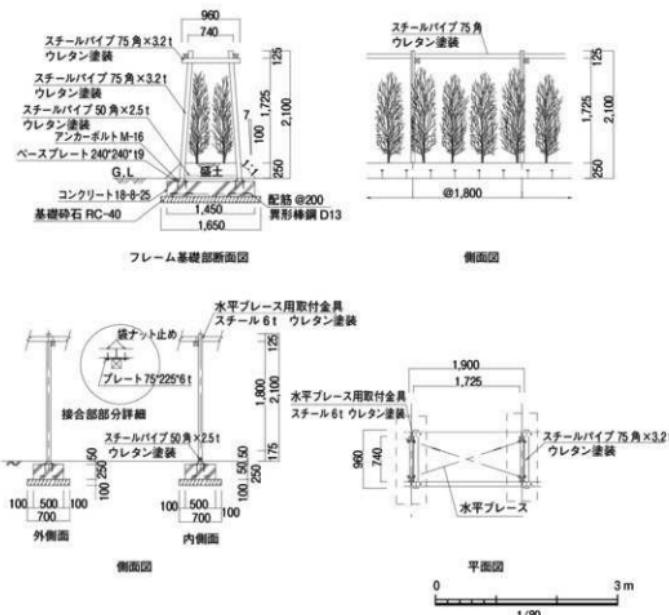
第69図 磚石建物跡 SB 42 表示詳細図



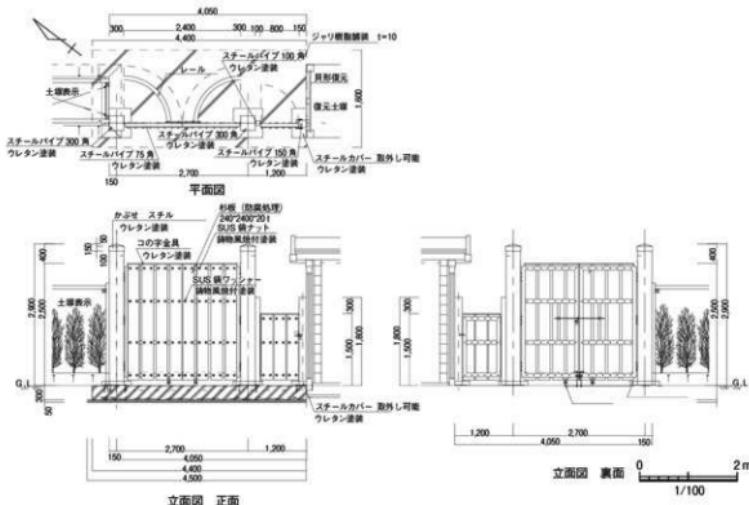
第70図 磚石建物跡 SB 44 表示詳細図



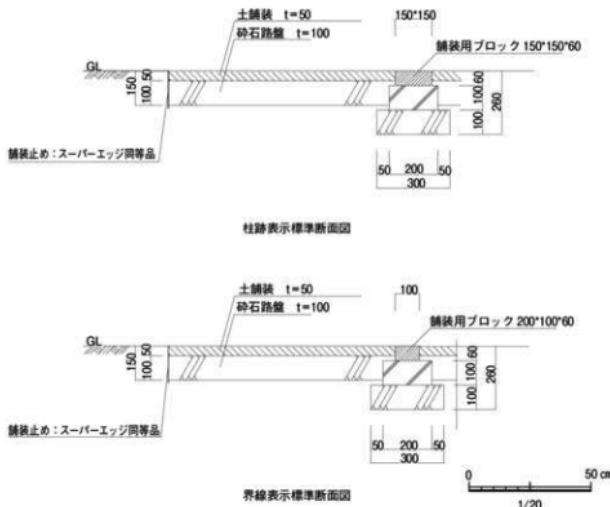
第71図 土壁跡表示配置図



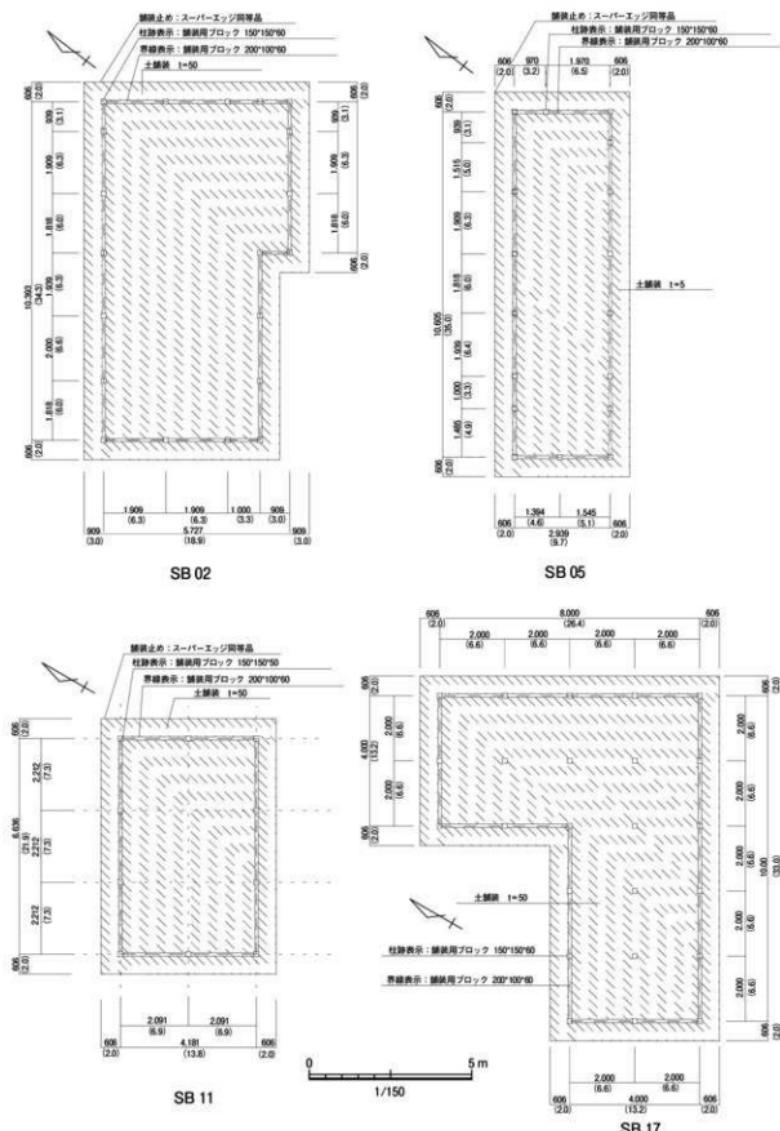
第72図 土壁跡表示詳細図



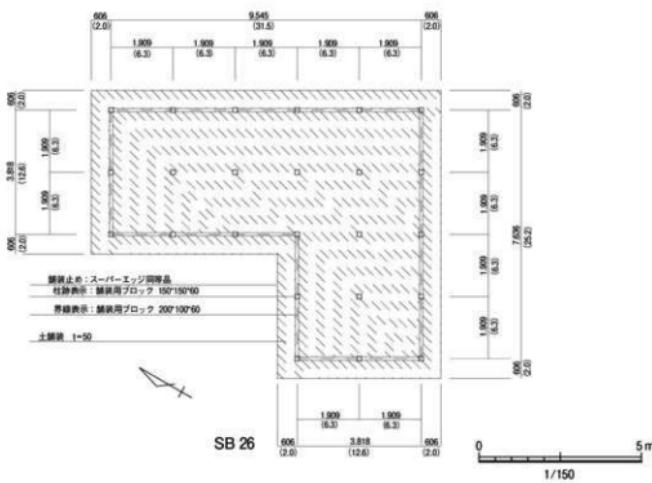
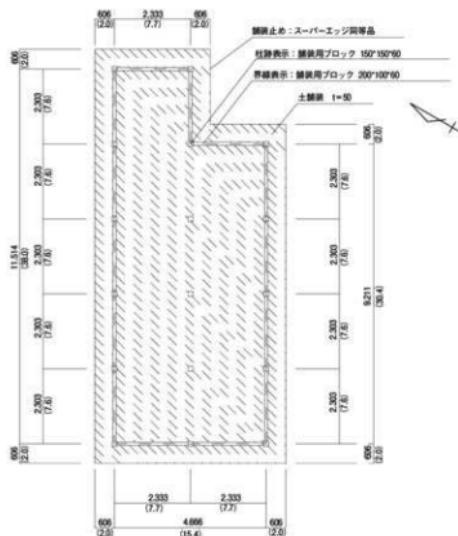
第73図 脇門跡表示詳細図



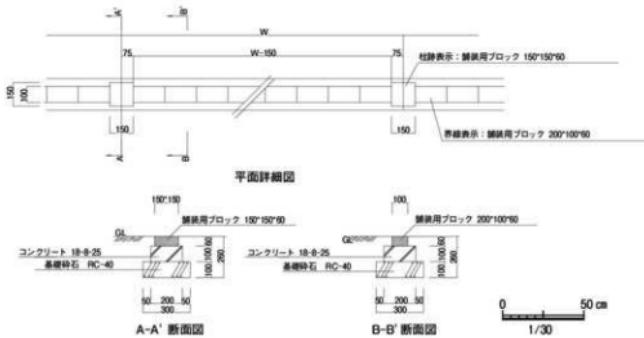
第74図 据立柱建物跡表示断面詳細図



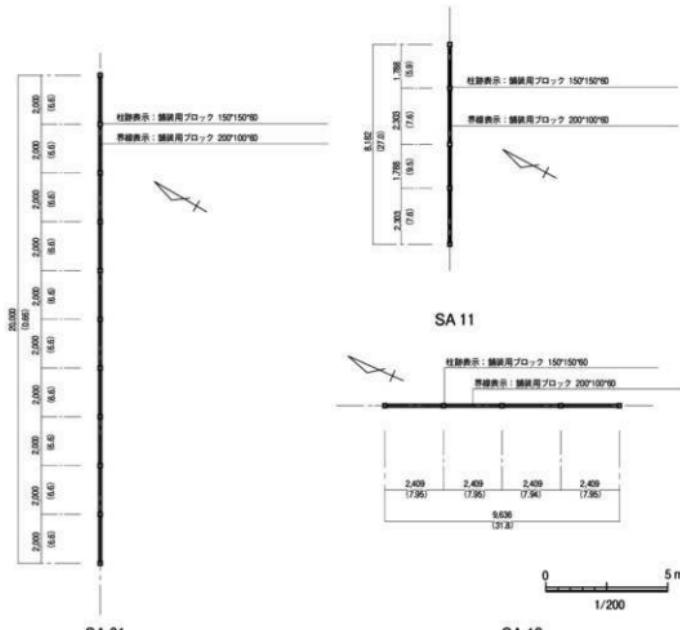
第75図 挖立柱建物跡（SB 02, SB 05, SB 11, SB 17）表示平面図



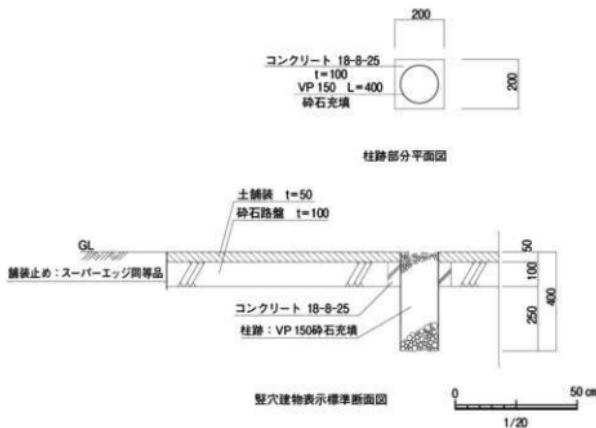
第76図 掘立柱建物跡 (SB 23, SB 26) 表示平面図



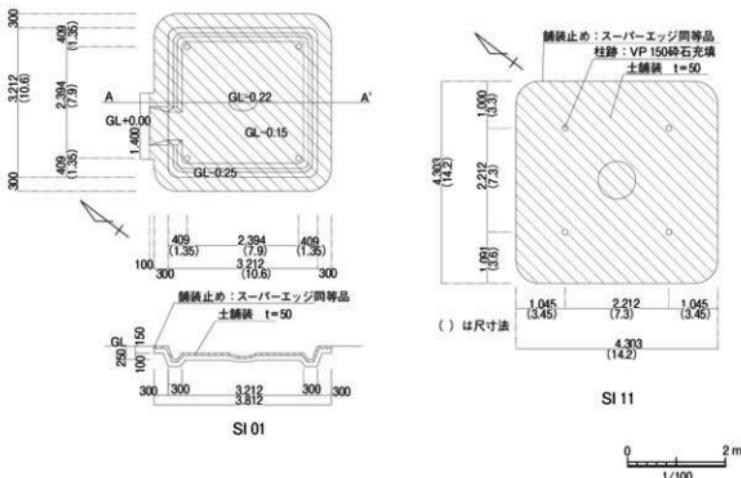
第77図 桅跡表示詳細図



第78図 桅跡 (SA 01, SA 11, SA 12) 表示平面図 ※ () は尺寸法



第 79 図 壁穴建物跡表示詳細図



第 80 図 壁穴建物跡 (SI 01, SI 11) 表示平面図 ※ () は尺寸法

ゲブロックにて表示した。

柵跡は、位置をインターロッキングブロックにて表示した。

堅穴建物跡は、掘立柱建物跡に使用した土舗装を用いて表示した。柱跡は、塩化ビニール管に碎石を充填して表示した。

第7節 利活用上必要な施設の整備

1. 渡り廊下整備工（第81図、第82図）

渡り廊下は、発掘調査で確認された柱穴に基づき整備した。平面表示の礎石建物跡SB41・SB42・SB44と復元した礎石建物跡SB46を木製の渡り廊下で繋ぎ、各々行き来できる整備を行った。

なお、イベント等の活用時に運搬車両が通行できるよう、SB42とSB44の間は可動式とし、床スノコを取り外せる構造とした。

2. 庭園東側管理板塀（第83図、第84図）

庭園東側では、庭園を開く土塀板塀等の痕跡は確認されなかったが、庭園の維持管理及び庭園及び復元建物の有料運営のため庭園東側に管理用の板塀を設けた。

東側の板塀は、景観に配慮して木製とした。ただし、復元した板塀SA47と区別を付けるため縦板張りとした。

3. 便益施設（第85図）

本整備地の便益施設として便所及びアズマヤの機能をもつ木造平屋建の便益施設を整備地北西のエントランス広場部分に建設した。

外観は史跡の景観に配慮して、地域の板倉を参考として建設を行った。

便益施設には、西堀（薬研堀）はぎ取り土層断面の展示を行った。また、管理用の倉庫及び復元した礎石建物跡SB46の排煙設備用非常電源として発電機を設置した。

4. 學習施設工

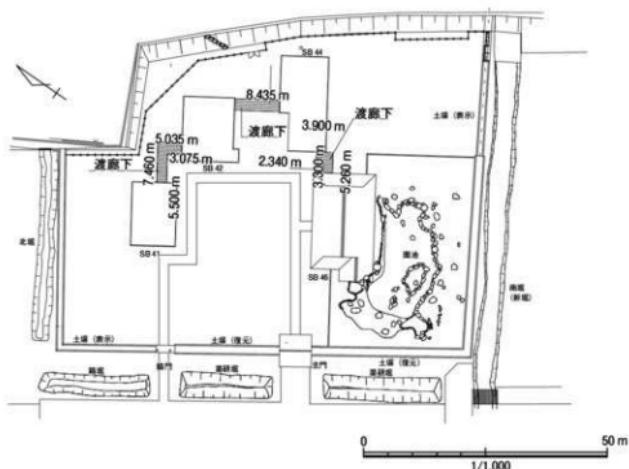
江馬氏城館跡の理解を深め、遺構の復元施設や表示施設を補う学習施設として、周辺地形模型、西堀（薬研堀）はぎ取り土層断面表示、案内板・解説板及び指示標の設置を実施した。

(1) 周辺地形模型（第86図）

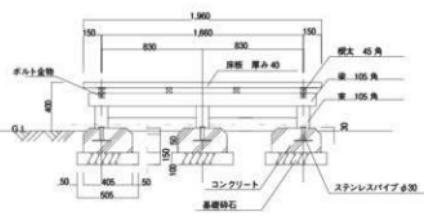
江馬氏に関連する1つの館跡及び6つの山城跡群（国史跡江馬氏城館跡）を俯瞰できる周辺地形模型をアルミ鋳物で製作した。

(2) 西堀（薬研堀）はぎ取り土層断面展示（第87図）

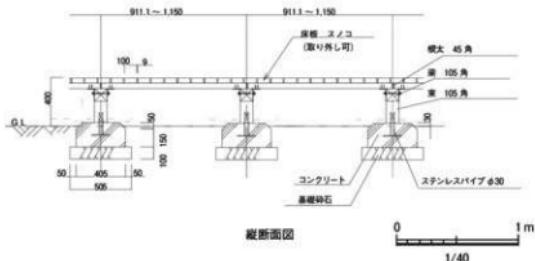
西堀（薬研堀）は復元しているが、地下の遺構を保護するため、実際の深さより浅く復元している。実際の堀の深さを実感できるよう、堀の土葬断面をはぎ取り、便益施設の壁面に展示した。



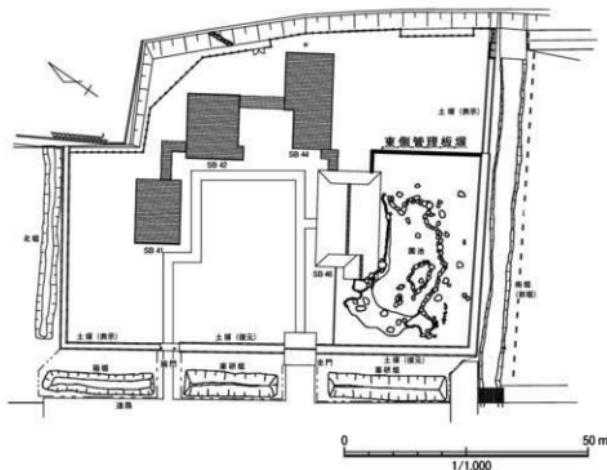
第81図 渡廊下平面図



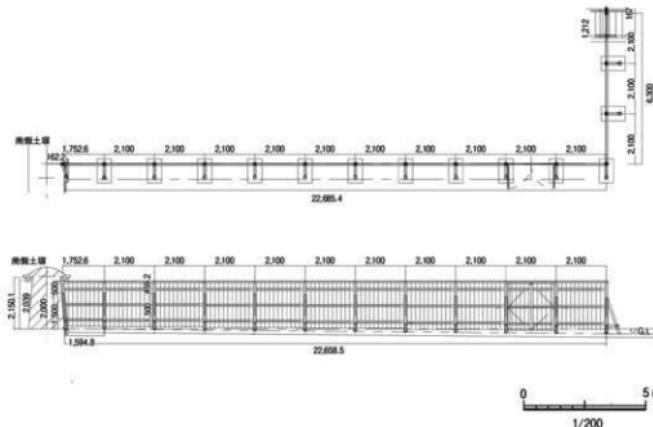
横断面図



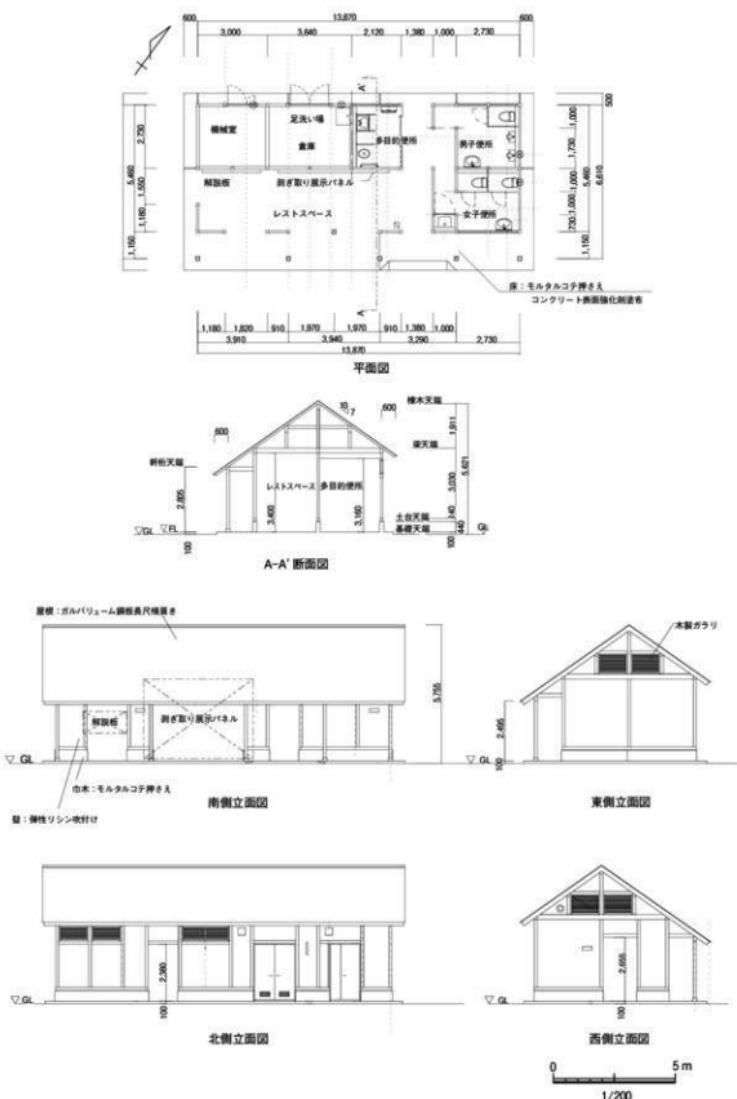
第82図 渡廊下断面詳細図



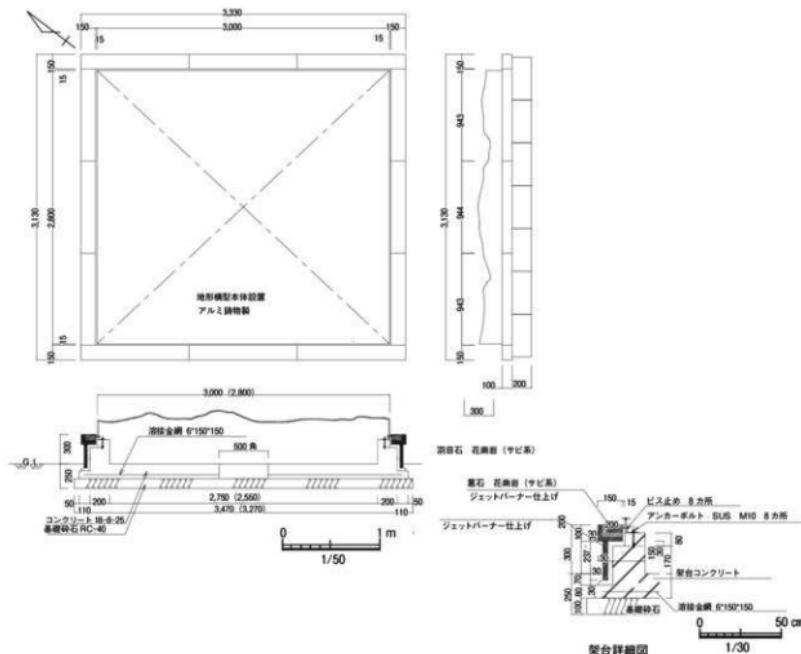
第83図 管理板塀平面図



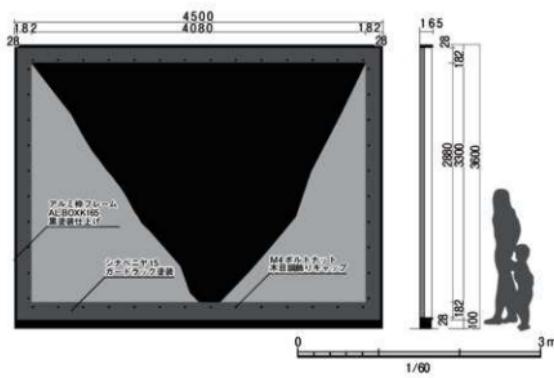
第84図 管理板塀詳細図



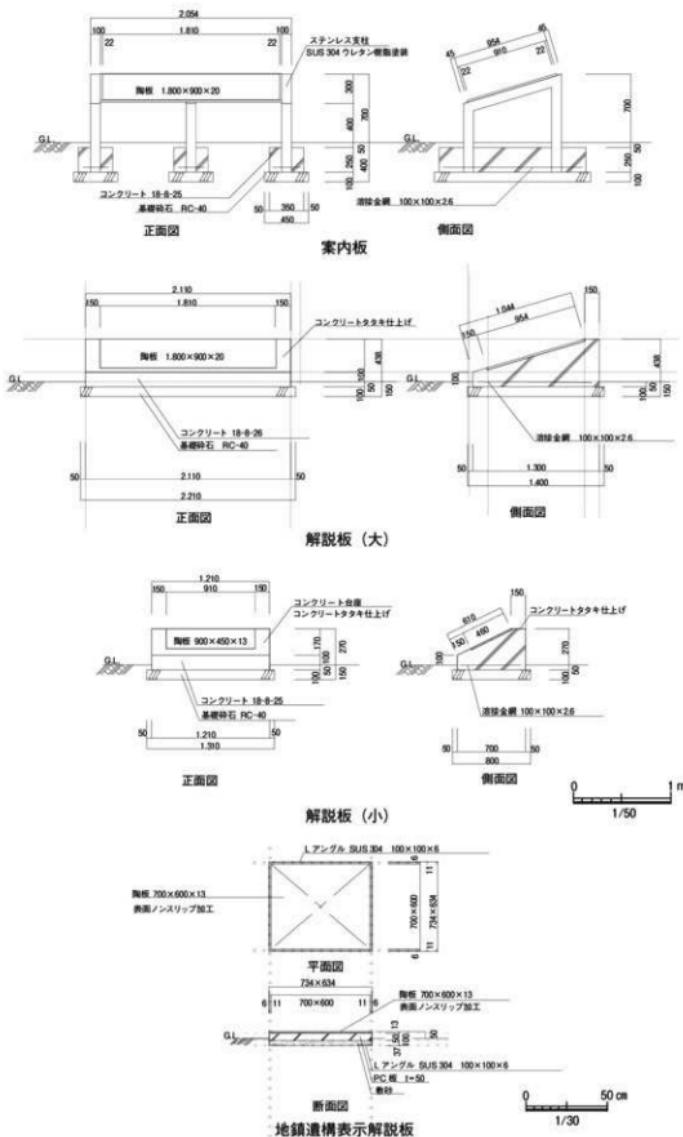
第85図 便益施設詳細図



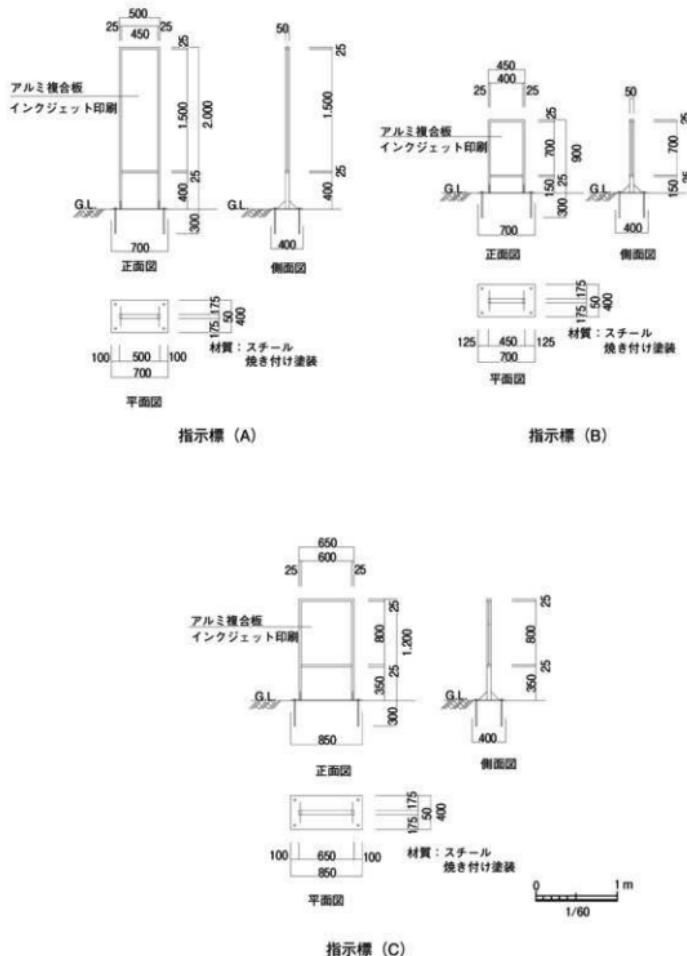
第86図 周辺地形模型詳細図



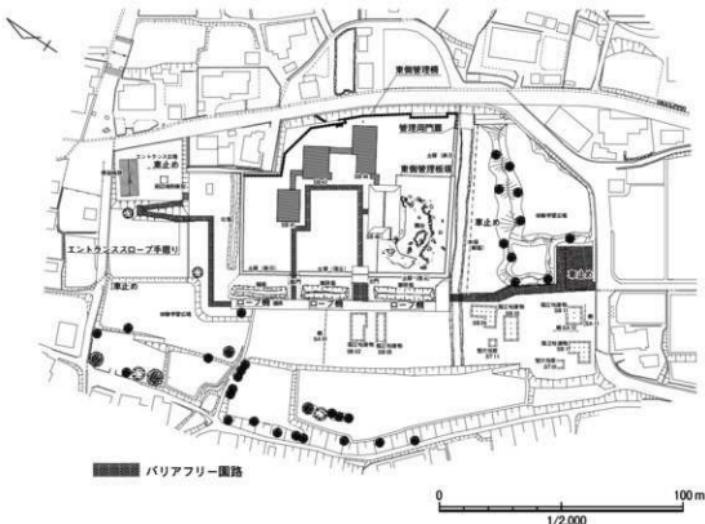
第87図 西堀（薬研堀）土層はぎ取り展示額装



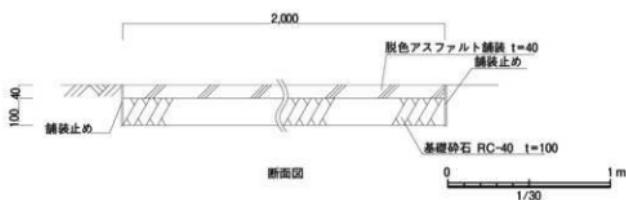
第88図 案内板・解説板詳細図



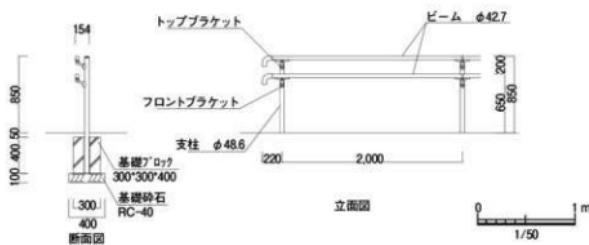
第89図 指示標詳細図



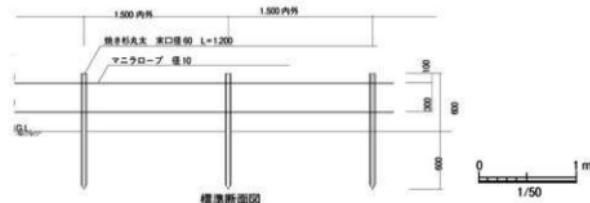
第90図 バリアフリー園路配置図



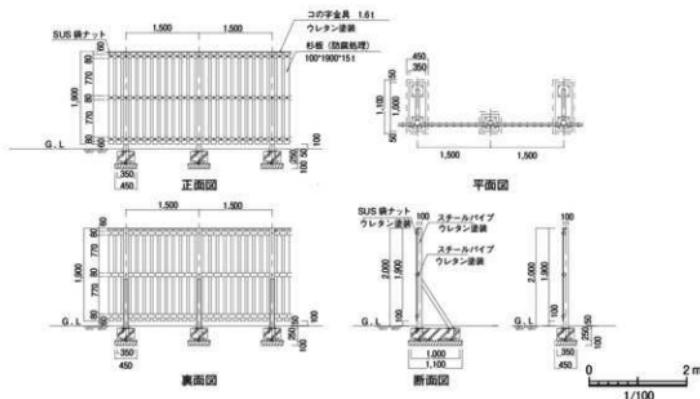
第91図 バリアフリー園路舗装断面詳細図



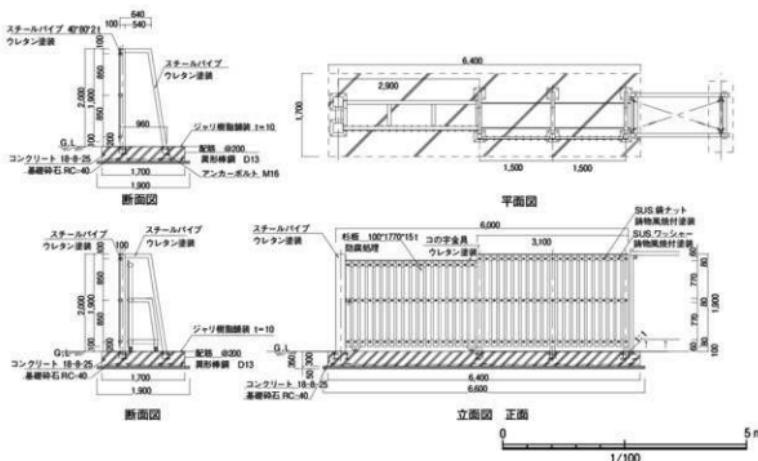
第92図 バリアフリー園路スロープ手摺り詳細図



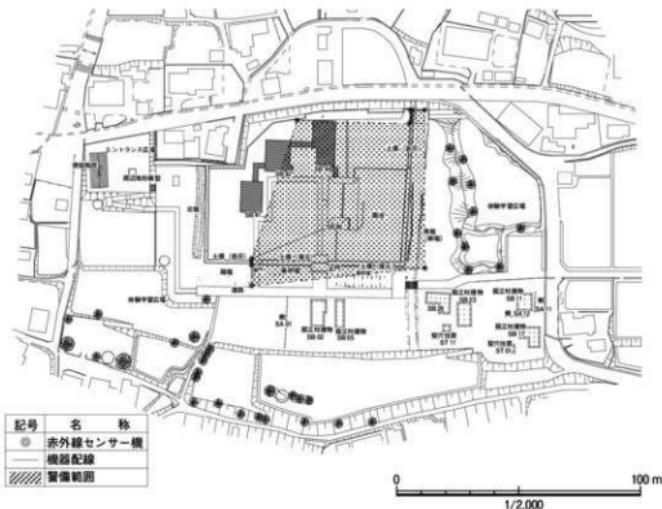
第93図 ロープ柵詳細図



第94図 東側板柵詳細図



第95図 安全管理施設詳細図



第96図 赤外線警備システム機器配置及び警備範囲図

(3) 案内板・解説板（第88図）

史跡の総合案内板は、北西及び南のエントランス部分に1基ずつ設置した。来訪者が史跡全体を理解できるよう配慮した。陶板製の板をスチールの支柱で支える形式とした。

解説板は、解説内容にあわせて大小の2パターンを設けた。陶板をコンクリートつつき仕上げの台座に埋め込む形式とし、出来る限り高さを抑えて見学者の視線を遮らないものとした。堀内地区の地鎮遺構解説板は、堀内地区の景観を考慮して立ち上がりの無い地盤埋込式として地鎮遺構の検出された箇所に設置した。

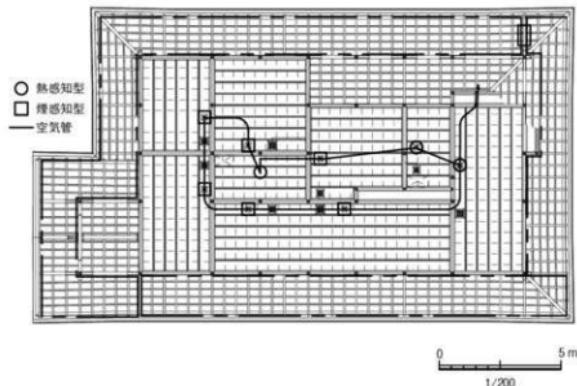
(4) 指示標（第89図）

支持標は、史跡内における使用上の注意等を表示した。指示標は、A、B、Cの3タイプを製作し、表示内容毎に使い分けている。指示標Aは、史跡名称板として北西及び南のエントランス部分に1基ずつ設置した。指示標Bは、整備地の利用案内として開園時間や利用金額、利用上の注意等を表示した。指示標Cは、道標として整備地内に適宜配置した。

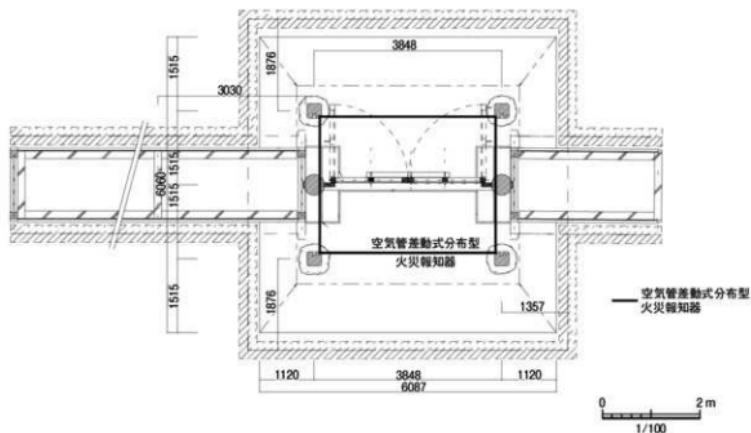
5. 園路整備工・安全管理施設工事

(1) 園路整備工（第90図～第82図）

整備地内は、道遺構の確認された部分以外は自由動線とした。車いす利用者を考慮して、ぬかるみ等に車輪がとらえられないように芝生保護材を園路として設置した。



第97図 磚石建物SB 46(会所)火災感知器配置図



第98図 主門火災感知器配線図

(2) 安全管理施設工事

復元した西堀は、木製ロープ柵で囲むこととした。堀への転落防止及び復元した土堀への立ち入り禁止を目的としている（第93図）。

また、堀内地区東側に板柵及び管理用の門扉を設けた（第94図、第95図）。また、庭園東側には景観を考慮した板塀を設けた。復元建物や庭園の夜間管理等を目的としている。

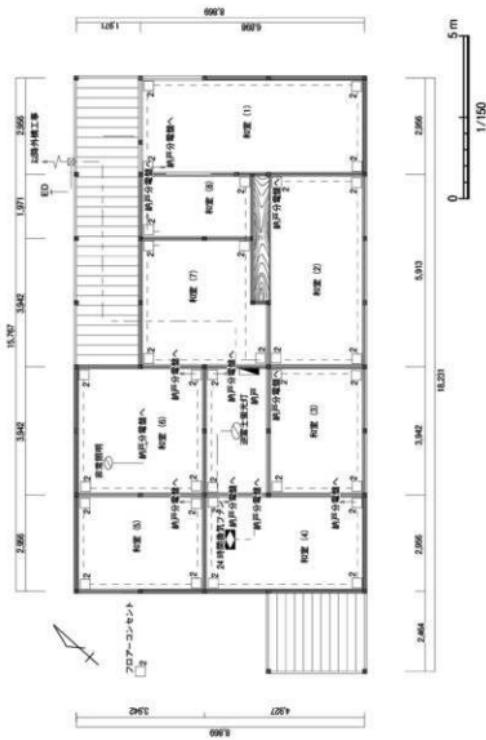
6. 防犯・防災施設工

(1) 防犯施設工

防犯施設は、赤外線センサーを堀外及び東側法縫部分に設置し、堀内地区を監視する夜間警備を実施している（第96図）。

(2) 防災施設工

防災施設は、復元した礎石建物SB46には、熱感知型及び煙感知型の火災感知器、排煙装置を設置した（第97図、第99図～第101図）。また、復元した主門復元には空気管差動式分布型の火災報知器を設置した（第98図）。



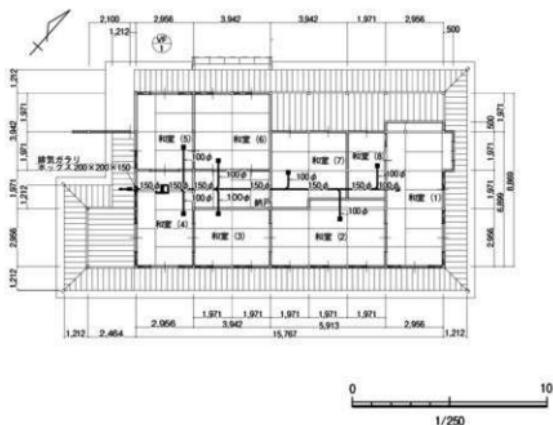
第99図 磐石建物 SB 46（会所）電気設備平面図

機器リスト

記号	名称	機器仕様	電気容量	台数	備考
VF-1	排気ファン	中間取付ダクトファン 24時間換気機能付 150φ×190 mm/h×100 Pa	1φ-100 V	1	
		防振吊り金具・その他付属品一式共	70 W		

換気計算 (24時間換気)

室名	室気積 m³	換気回数 回	必要換気量 m³/h	計面換気量 m³/h	吸込口	備考
和室(1)	66,826	0.5	34	35	HS-100×100	BOX-250×250×350 H
和室(2)	55,526	0.5	28	30	HS-100×100	BOX-250×250×350 H
和室(3)	33,266	0.5	17	20	HS-100×100	BOX-250×250×350 H
和室(4)	41,580	0.5	21	25	HS-100×100	BOX-250×250×350 H
和室(5)	33,266	0.5	17	20	HS-100×100	BOX-250×250×350 H
和室(6)	44,363	0.5	23	25	HS-100×100	BOX-250×250×350 H
和室(7)	41,551	0.5	21	25	HS-100×100	BOX-250×250×350 H
和室(8)	19,468	0.5	10	10	HS-100×100	BOX-250×250×350 H
計			171	190		



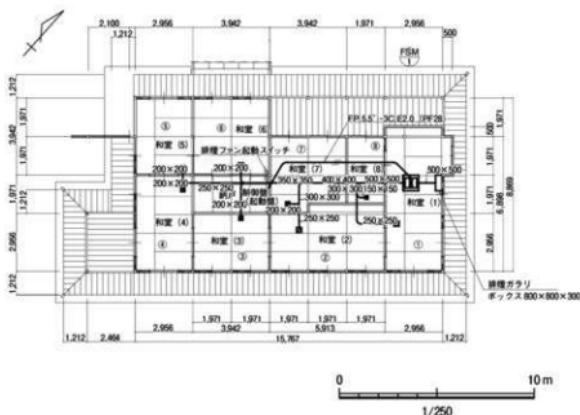
第100図 磐石建物SB 46(会所)換気設備平面図

機器リスト

記号	名称	機器仕様	電気容量	台数	備考
FSM-1	排煙ファン	コンパクト型 軸流排煙ファン 天吊りタイプ 7200 m³/h×300 Pa	3φ-200V 3.7 kW	1	
		防振型・制御盤共			

排煙口リスト

系統	区画番号	室名	防煙区画面積 m²	必要排煙風量 m³/h	計面排煙風量 m³/h	排煙口寸法	備考
FSM-1	①	和室(1)	22.853	1371	1400	HS-250×250	BOX-400×400×350H
	②	和室(2)	19.449	1167	1200	HS-250×250	BOX-400×400×350H
	③	和室(3)	11.652	700	700	HS-200×200	BOX-350×350×350H
	④	和室(4)	14.564	874	900	HS-200×200	BOX-350×350×350H
	⑤	和室(5)	11.652	700	700	HS-200×200	BOX-350×350×350H
	⑥	和室(6)	15.539	933	950	HS-250×250	BOX-400×400×350H
	⑦	和室(7)	14.554	874	900	HS-200×200	BOX-350×350×350H
	⑧	和室(8)	6.784	407	450	HS-150×150	BOX-300×300×350H
	計			7026	7200		



第101図 磐石建物SB 46(会所) 排煙設備平面図

第5章 まとめ

第1節 発掘調査結果からみた史跡の特徴

史跡江馬氏城館跡下館跡（以下下館跡とする。）では、数次にわたる発掘調査を実施してきた。その結果、館の周囲を囲む施設跡（館を囲む堀跡と土塁跡、出入り口となる2つの門跡（主門跡、脇門跡））、館内（堀内地区）における施設跡（礎石建物跡、櫓列跡、庭園跡）及び堀の周辺部（堀外地区）における施設跡（掘立柱建物跡、竪穴建物跡、柵列跡、道路跡）などを確認した。確認した遺構は、遺存状態が非常に良く、規模や配置などの状況や変遷を明らかにすることができた。

堀内地区においては、池を中心とする庭園跡の詳細を明らかにした。さらに庭園跡に隣接し、庭園を鑑賞するための会所跡と考えられる建物跡（礎石建物跡SB46）の柱位置を確認した。その他の建物跡についても礎石等の遺存状態は良好であった。また、堀外地区においても、多くの遺構の存在を明らかにした。

発掘調査で確認した遺構について、館全体としての建物の配置、性格付けを詳細に検討した。これにより、後の整備方針を決定するために必要な下館跡の位置づけを明らかにした。すなわち下館跡は、室町時代（14世紀末～16世紀半ば）の「庭園を持つ中世武家館跡」であり、史料や絵画資料にみる中世武家館の実在を示す全国的に貴重な事例と位置づけた。また、堀外地区的遺構も良好に遺存していることから、館の中心施設と付属施設を一体のものとして復元できることも史跡の重要な特徴である。

第2節 整備事業のまとめ

1. 整備事業のまとめ

神岡町（現飛騨市）では、「史跡江馬氏城館跡は国民共有の財産であるという認識のもと、保護・保存は言うまでもなく、その歴史的価値を究明するための調査研究とともにこれらに基づいた整備を実施し、遺跡の顕在化を図り、遺跡に今日的な価値を付加し、広く一般に公開し、活用することが大切である。」と考え、史跡江馬氏館跡公園（以下江馬氏館とする）の整備工事を計画した。

下館跡の整備にあたり、神岡町では「史跡の公有化及び保護・保存ならびにその整備・活用を目的として地域住民の意向を尊重しながら、歴史的、文化的な調査研究に基づき、歴史公園としての整備」を目指し、整備のテーマを「神岡町の歴史と文化の発信基地「江馬館」——いま、飛騨の地によみがえる花の御所づくり」とした（神岡町・神岡町教育委員会1999）。平成12（2000）年度、下館跡の整備工事に着手した。

整備工事に伴う発掘調査において、数多くの調査成果を得た。これらの成果は整備工事に反映していくこととなった。

2001（平成13）年度、庭園南側陸部において地鎮遺構を確認し、墨書き土師器皿を発見した。この墨書き土師器皿から、庭園の完成年代は16世紀初め頃であることが分かった。また、地鎮遺構が掘り込まれた土層の堆積状況から、庭園と会所（礎石建物跡SB46）は、ほぼ同時期に作られたものと判

明した。

2002（平成14）年度、堀内地区礎石建物跡SB44、49の再調査を行い、遺構検出面の層序を再確認した。堀外地区的建物群も含め、館全体の遺構の時期変遷について再整理、見直しを行った。調査概報において、古い時期（A期）と報告していた建物跡群（神岡町教育委員会1979）は新しい時期の遺構群で、庭園と同時期であることが分かった。また、館の機能時期にあたる江馬氏下館II期は、建物の建て替えによりさらに2時期（江馬氏下館II A期、江馬氏下館跡II B期）に細分できることが分かった。なお、建物跡群の変遷については、発掘調査報告書において再整理し、調査概報における古い時期の建物群（A期）は江馬氏下館跡II B期に比定している。また、新しい時期（B期）の建物群は江馬氏下館II A期に比定している（岐阜県飛騨市教育委員会2010）。

庭園の発掘調査は整備工事と同時に進行で行っている。調査結果から、景石配置はその大半が耕地化の際の攪乱により原形を失っていた。しかし、痕跡の検討から原形に近い復元が可能であることが判明した。また、往時の庭園が借景とした神岡の山並みなどの周辺景観は現在に至るまで大きな改変がない。周辺景観も含めて庭園を良好に復元できることが明らかになった。

整備工事に伴う発掘調査結果をふまえて、神岡町・神岡町教育委員会では2002（平成14）年に『基本計画』の見直しを行った。整備方針は、「江馬氏下館跡最大の特徴である庭園が、館において、館を構成する建物とともに客人をもてなす生活空間であった」ことについて、見学者がわかりやすく体験的に理解できるようにすることとした。

具体的には、下館II B期（15世紀末～16世紀前葉）の遺構を対象とし、庭園を中心とした江馬氏館の復元整備に主眼をおくこととした。庭園、庭園を鑑賞する会所、客人を迎えた主門、館正面（館の西側）及び庭園を開む土塀（一部）、庭園北側の板塀、以上庭園と4つの建築物の復元を中心とした。加えて、館を開む堀のうち北堀及び西堀も復元した。それ以外の遺構については、立体的表示及び平面表示を行うこととした。

2. 整備事業の意図

（1）中世武家館における接客空間の復元

整備事業の意図のひとつは、「庭園と会所による中世武家館の接客空間」を復元することである。

会所の復元は、建物自体の復元にとどまらず、庭園を鑑賞するための視点を復元することである。

また、元来会所と一体につくられた庭園の景観を復元するという側面もある。

会所から庭園を鑑賞する見学者は、周辺景観を借景とした武家館の庭園を往時の雰囲気の中で実体験として味わうことができる。また、復元した会所を訪れることで、当時の建築物の特徴を具体的に知ることができる。

したがって、江馬氏館を訪れる見学者は、ごく自然に500年前の客の行動を追体験することができる。また、無意識のうちに当時の武家館での接客の在り方について、体感するとともに理解することができる。

（2）市民参加、一般公開による整備工事

もうひとつの整備事業の意図としては、積極的に市民との関わりの中で整備工事を進めた点があげられる。

整備工事の段階ごとに、工事現場を積極的に公開した。また、一部の工事においては市民の参加を得て工事を進めた。学校授業や各種団体による工事現場の見学についても可能な限り対応し、整備工事は市民に公開しながら進行したといえる。

整備工事は、当時の材料と工法で行い、当時の工事を再現したものである。工事の過程を広く市民に公開することは、当時の建築技法の再現を発信していくことでもある。このことは、完成した建物の鑑賞では得られない、工事中の公開においてのみ確認することができる部分が多いといえる。

市民に、整備工事過程を公開し、参加を得たことにより、市民の手で史跡整備を成し遂げ、完成後も市民の手で史跡公園を守り、育てていくことができると考えられる。このことが、江馬氏館にとどまらず、広く史跡への愛着や関心を高め、文化財保護思想の普及啓発につながると考えられる。

第3節 総括

史跡江馬氏城館跡下館跡では、学術的な調査成果に基づく整備工事を実施してきた。当時の武家館における接客空間を復元し、体験できる江馬氏館は、飛驒市民のみならず広く国民にとって貴重な学習施設であるといえる。

江馬氏という北飛驒の豪族について、史料等からその詳細について解きほぐすことは、残存史料の少なさからかなり困難な状況であった。しかし、発掘調査により庭園及び会所の造構についての詳細が判明したことから、花の御所や管領の屋敷等との共通性が指摘された。このことから江馬氏は史料から読み取れる以上に、室町幕府と深く結びついていたことが明らかになった。

整備工事では、発掘調査結果に基づいて、室町時代の江馬氏館を現代によみがえらせた。このことにより、中世の武家館を訪れる実体験が可能となり、これまで以上に深い理解を得ることができるようになったといえる。

江馬氏館では、今後復元諸施設の維持管理を行って行かなければならない。整備工事同様、市民参加によって適切に維持管理及び活用を図っていきたいと考えている。

江馬氏館を維持管理していくためには、日常的な補修のほか、5～10年に1回程度の中長期的な補修（庭園石材及び土塀壁面の撥水処理、主門・礎石建物跡表示・渡り廊下表示の防腐剤塗布）、20～30年に1回程度の長期的大規模修理（主門・会所の屋根の葺き替え等）も必要となる。ただし、日常管理の中で劣化状況を把握し、こまめな補修を行うことにより、大規模修理においても、修理までの期間を長くし、修理費用等も少額ですむと考えられる。また、復元庭園における景石は、造構の露出展示である。景石の状態について日常的に観察し、状況を把握して、適当な時期に保存処理を行う必要がある。

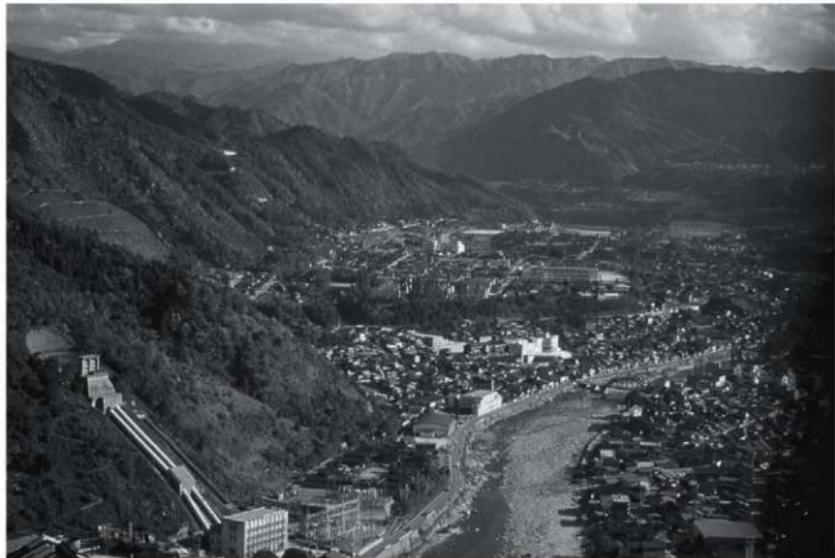
今後、飛驒市教育委員会では復元整備した江馬氏館跡の名勝指定へむけて、新たな取り組みを始めている。名勝として指定されれば、江馬氏館跡公園は考古学的な価値だけでなく、市民の憩いの場としての価値がさらに増し、末永く愛される公園になるものと期待している。

本事業は、史跡復元整備事業のモデルケースになり得るものと自負している。そして、江馬氏館の復元により、貴重な文化遺産を市民及び国民の共有財産として活用する道を拓くことができると考えている。

引用・参考文献

- 葛谷聰彦 1970 「中世江馬氏の研究」
- 伊藤要太郎 1971 「匠明五巻考」 鹿島出版会
- 白井信義ほか 1970 「教言御記」第一 統群書類從完成会
- 白井信義ほか 1972 「教言御記」第二 統群書類從完成会
- 太田藤四郎 1932 「御湯殿の上の日記」—『統群書類從』補遺 統群書類從完成会
- 太田博太郎 1971 「匠明」 鹿島出版会
- 大平愛子 2002 「江馬氏下館跡」「考古学ジャーナル」 ニューサイエンス社
- 岡村利平編 1909 「飛州志」(長谷川忠崇編「飛州志」(享保年間))
- 神岡町教育委員会 1979 「江馬氏城館跡発掘調査概報」
- 神岡町教育委員会 1981 「江馬氏城館跡 保存管理計画策定報告書」
- 神岡町 1991 「第3次総合開発計画書」
- 神岡町教育委員会・富山大学人文学部考古学研究室 1995 「江馬氏城館跡」
- 神岡町教育委員会・富山大学人文学部考古学研究室 1996 「江馬氏城館跡Ⅱ」
- 神岡町教育委員会・富山大学人文学部考古学研究室 1997 「江馬氏城館跡Ⅲ」
- 神岡町教育委員会 1998 「江馬氏城館跡Ⅳ」
- 神岡町・神岡町教育委員会 1999 「史跡江馬氏城館跡整備基本構想」
- 神岡町・神岡町教育委員会 1999 「史跡江馬氏城館跡整備基本構想概要書」
- 神岡町・神岡町教育委員会 2000 「史跡江馬氏城館跡下館跡地区整備基本計画」
- 神岡町教育委員会 2001 「江馬氏城館跡Ⅴ」
- 京都府教育庁 1959 「教王護国寺灌頂院北門、東門修理報告書」
- 川上賛 1998 「日本建築史論考」 中央公論美術出版
- 川上賛 2002 新訂 「日本中世住宅の研究」 中央公論美術出版
- 岐阜県 1969 「岐阜県史」通史編中世
- 岐阜県 1968 「岐阜県史」通史編近世
- 小島道裕 1996 「江馬氏下館と江馬氏—文献資料による考察—」『江馬氏城館跡Ⅱ』 神岡町教育委員会・富山大学人文学部考古学研究室
- 小島道裕 1998 「文献資料による考察(補足)」『江馬氏城館跡Ⅳ』 神岡町教育委員会
- 小島道裕 2003 「江馬氏館と江馬氏—室町期国人領主と館—」『国立歴民俗博物館研究報告』第104集 国立歴史民俗博物館
- 財団法人文化財建造物保存技術協会 1975 「重要文化財 葉師堂修理工事報告書」 重要文化財葉師堂修理委員会
- 佐川種郎 1938 「康富記」3 「史料大成」31 内外書籍
- 瀧澤敬三・神奈川大学日本常民文化研究所 1984 新版 「絵巻物による日本常民生活絵引」 第二卷 平凡社
- 竹内理三 1978 「藤涼軒日録」『統史料大成』第二十一卷 臨川書店

- 竹内理三 1978 「藤涼軒日録」『続史料大成』第二十三巻 臨川書店
- 辻善之助 1964 「尋尊大僧正記」1～9『大乘院寺社雜事記』1 角川書店
- 辻善之助 1964 「尋尊大僧正記」72～87『大乘院寺社雜事記』6 角川書店
- 辻善之助 1964 「尋尊大僧正記」88～105『大乘院寺社雜事記』7 角川書店
- 辻善之助 1964 「尋尊大僧正記」106～125『大乘院寺社雜事記』8 角川書店
- 辻善之助 1964 「尋尊大僧正記」144～162『大乘院寺社雜事記』10 角川書店
- 塙保己一 1978 「満済准后日記」下『続群書類從』補遺1-[2] 続群書類從完成会
- 塙保己一 1980 「満済准后日記」上『続群書類從』補遺1-[1] 続群書類從完成会
- 塙保己一 1980 「看聞御記」上『続群書類從』補遺2-[1] 続群書類從完成会
- 塙保己一 1980 「看聞御記」下『続群書類從』補遺2-[2] 続群書類從完成会
- 塙保己一 1983 「群書類從」第19輯 続群書類從完成会
- 飛驒市教育委員会 2001 「江馬氏城館跡VI」
- 村田正志 1973 「史料纂集」「兼宣卿記」 続群書類從完成会
- 吉川需編 1983 「日本の名勝」 庭園I 講談社
- 『烏丸家文書』
- 『北野社家日記』
- 『天龍寺造営記』
- 『梅花無尽藏』
- 『山科家文書』
- 『山科家礼記』



飛騨市神岡町遠景（北から、1978 年度）



史跡江馬氏館跡公園全景（西から、2009 年 11 月）

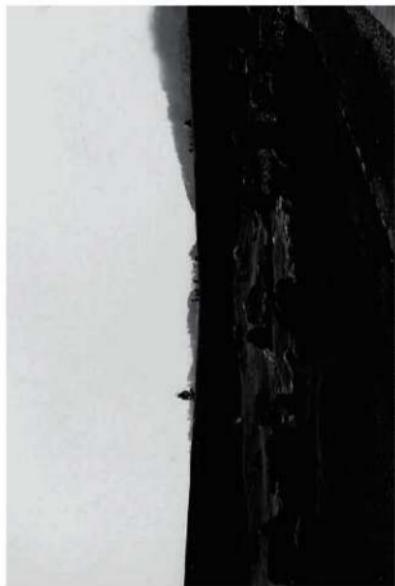
図版2 庭園(1)



庭園発掘調査状況（西から、1978年度）



庭園完成状況（西から、2009年11月）



図版 4 庭園 (3)



景石発掘調査状況（北西から、2001 年度）



景石据え直し状況（北西から、2007 年度）



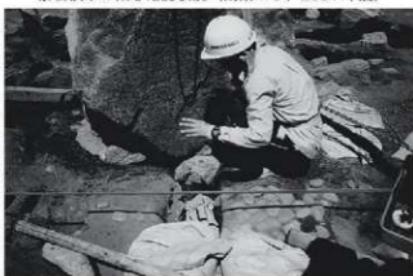
景石根本の傾き確認状況（南西から、2001 年度）



景石根本の傾き確認状況（南東から、2001 年度）



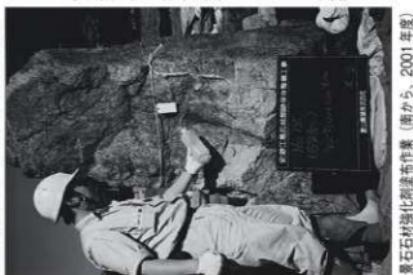
景石据え直し作業（北東から、2001 年度）



景石据え直し作業（南から、2001 年度）



景石洗浄作業（南から、2001 年度）



景石表面処理塗布作業（南から、2001 年度）



景石発掘調査状況（西から、2000年度）



景石修復後据え直し状況（西から、2000年度）



景石解体作業（南から、2000年度）



景石接合作業（南から、2000年度）



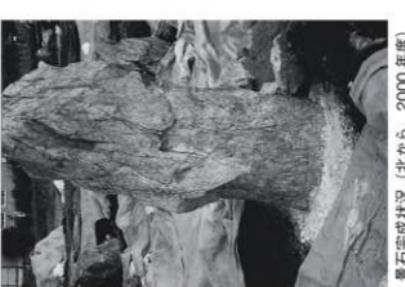
景石据え直し作業（南東から、2001年度）



景石完成状況（東から、2000年度）



景石修復作業状況（北から、2000年度）



景石完成状況（北から、2000年度）

図版 6 庭園 (6)



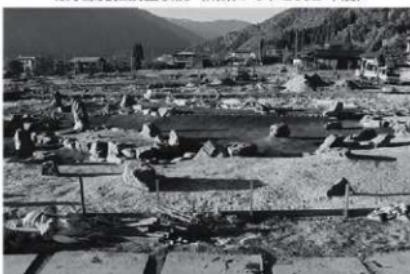
景石据え直し作業（クレーン）（北から、2001 年度）



北汀線発掘調査状況（南東から、2002 年度）



北汀線景石据え直し作業（南西から、2002 年度）



北汀線完成状況（南から、2002 年度）



西汀線発掘調査状況（南西から、2000 年度）



西汀線礫敷き作業（南西から、2002 年度）



西汀線礫敷完成状況（南西から、2002 年度）



石材保存処理作業（どぶ付け）（2000 年度）



石材保存処理作業（亀裂樹脂充填）（2000 年度）



池底版築作業（黒土材料攪拌）（西から、2002 年度）



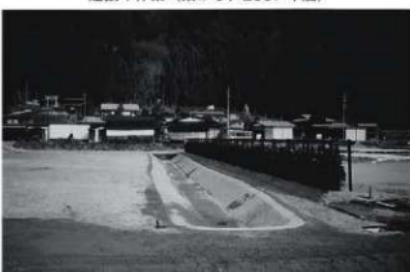
池底版築作業（黒土版築）（西から、2002 年度）



芝張り作業（東から、2007 年度）



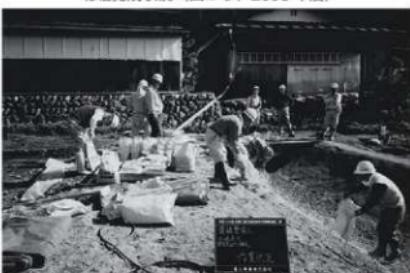
北堀発掘調査状況（西から、1994 年度）



北堀完成状況（西から、2003 年度）



北堀ジオウェーブの碎石入れ作業（西から、2003 年度）



北堀固まる土施工状況（西から、2003 年度）

図版 8 西堀



西堀発掘調査状況（西から、1994 年度）



西堀完成状況（北から、2004 年度）



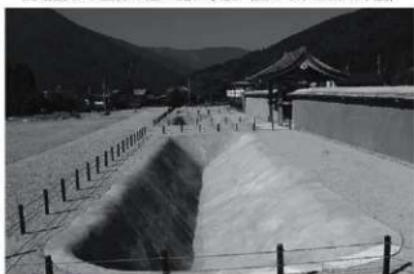
西堀固まる土練り込み施工状況（西から、2004 年度）



西堀固まる土練り込み施工状況（西から、2004 年度）



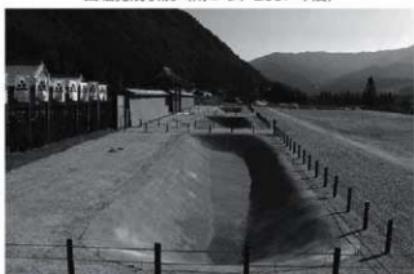
西堀埋土掘削状況（南から、2007 年度）



西堀完成状況（南から、2007 年度）



西堀埋土掘削状況（北から、2007 年度）



西堀完成状況（北から、2007 年度）



主門・土槽 2、西側土槽柱穴列発掘調査状況（北東から、1999 年度）



北側土槽、西側土槽角部発掘調査状況（北西から、1999 年度）



西側土槽柱穴列発掘調査状況（北から、2002 年度）



西側柱穴列、脇門主柱穴発掘調査状況（南東から、1999 年度）

図版 10 主門（1）・土塀（2）



主門完成状況（西から、2003 年度）



西側土塀、北端貝型完成状況（北西から、2003 年度）



西側土塀、南端貝型完成状況（南西から、2006 年度）



西側土塀、南側土塀完成状況（南西から、2006 年度）



南側土塀、東側貝型完成状況（南東から、2006 年度）



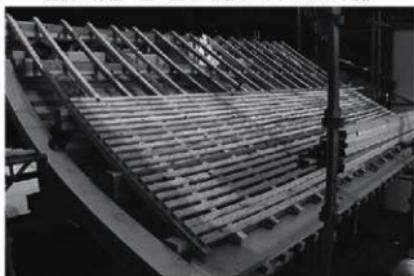
主柱・控え柱・屏外枠取り付け（南西から、2003年度）



屋根の骨組み組み立て（南西から、2003年度）



屋根垂木の取り付け（南西から、2003年度）



屋根小舞の取り付け（北西から、2003年度）



上棟式、棟札（西から、2003年度）



屋根板葺き（北西から、2003年度）



屋根板葺き完成状況（北西から、2003年度）



土間たたき（北西から、2003年度）

図版 12 土塀 (3)



日干しレンガ作り（神岡小6年生体験学習、東から、2005年度）



日干しレンガ積み上げ（南西から、2005年度）



小学生作成レンガ（体験学習、北から、2005年度）



日干しレンガ積み上げ後、乾燥土版塗（東から、2005年度）



脚木・桁取り付け（東から、2005年度）



屋根板張り（南から、2005年度）



固まる土屋根上げ（北東から、2006年度）



壁塗り（粗壁塗り、2005年度）



壁塗り（粗壁塗り、北西から、2005 年度）



壁塗り（仕上げ塗り、北西から、2006 年度）



撥水材塗布（2006 年度）



主門～脇門、コンクリートブロック積み（北東から、2003 年度）



主門～脇門、モルタル下地塗り（2003 年度）



主門・脇門、壁塗り（2003 年度）



土壌断面表示施設（試験施工体、北東から、2008 年度）



土壌断面表示施設（試験施工体、北西から、2008 年度）

図版 14 磨石建物 SB 46（会所）（1）



磨石建物跡 SB 46、板塀、SA 47 発掘調査状況（南から、2001 年度）



磨石建物 SB 46（会所）完成状況（南西から、2006 年度）

図版 15 磐石建物 SB 46（会所）(2)



完成状況（東面全景）（東から、2006 年度）



完成状況（北・西面全景）（北西から、2006 年度）



完成状況（南面部戸を開けたところ）（南西から、2006 年度）



完成状況（北面全景）（北から、2006 年度）

図版 16 磐石建物 SB 46（会所）(3)



北側縁側（北東から、2006 年度）



母屋、月見台の表甲、懸魚、六葉
(南西から、2007 年度)



主人の居間（達板、押板、付書院）（南西から、2006 年度）



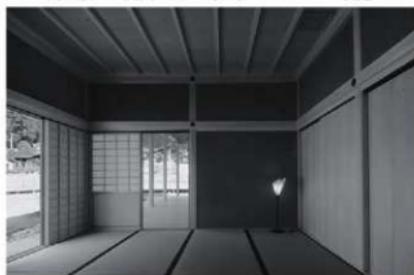
接客の間（南主座敷、次の間）（西から、2006 年度）



南座敷から庭園を望む（北東から、2006 年度）



接客の間（西座敷）（北から、2006 年度）



控えの間（西から、2006 年度）



納戸（武者龜）（北西から、2006 年度）



板塀跡 SA47 発掘調査状況（西から、2001 年度）



板塀跡 SA47 完成状況（北面）（北西から、2006 年度）



板塀跡 SA47 完成状況（南面）（南西から、2006 年度）



堀内地区礎石建物跡表示完成状況（北西から、2009 年 11 月）



礎石建物跡 SB41 表示完成状況（北西から、2003 年度）



礎石建物跡 SB42 表示完成状況（南東から、2002 年度）



礎石建物跡 SB44 表示完成状況（北西から、2002 年度）

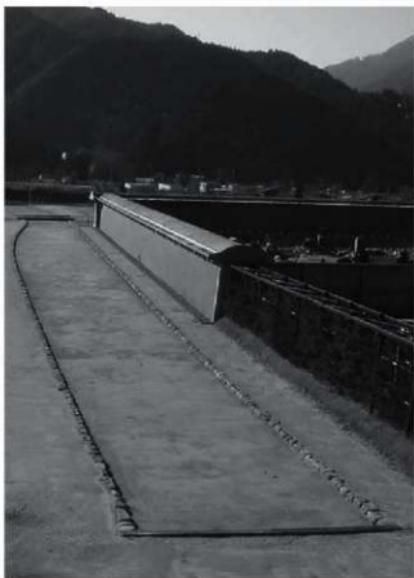


礎石建物跡 SB41 表示完成状況（南西から、2003 年度）

図版 18 遺構表示（2）



南堀跡（旧堀・新堀）発掘調査状況（西から、1994 年度）



南堀表示工完成状況（東から、2008 年度）



南堀跡延長部発掘調査状況（東から、2003 年度）



木橋（南堀）完成状況（南から、2008 年度）



南側土堀表示・管理用門扉完成状況（南西から、2006 年度）



脇門表示完成状況（西から、2006 年度）



門前区画掘立柱建物跡 SB 02-05 発掘調査状況（北東から、1995 年度）



門前区画掘立柱建物跡 SB 02-05 発掘調査状況（東から、2009 年 11 月）



工房区画掘立柱建物跡 SB 11 発掘調査状況（南から、1996 年度）



工房区画遺構表示完成状況（西から、2009 年 11 月）



工房区画掘立柱建物跡 SB 26 完成状況（西から、2009 年 11 月）



工房区画掘立柱建物跡 SB 23 完成状況（西から、2009 年 11 月）



工房区画掘立柱建物跡 SB 17 完成状況（西から、2009 年 11 月）



工房区画掘立柱建物跡 SA 11 完成状況（西から、2009 年 11 月）

図版 20 遺構表示（4）



工房区画堅穴建物跡 SI 01 発掘調査状況（東から、1996 年度）



工房区画堅穴建物跡 SI 01 完成状況（西から、2009 年 11 月）



工房区画堅穴建物跡 SI 11 発掘調査状況（東から、1997 年度）



工房区画堅穴建物跡 SI 11 完成状況（西から、2009 年 11 月）



渡り廊下（SB 41-SB 42 間）完成状況（北西から、2008 年度）



渡り廊下（SB 42-SB 44 間）完成状況（北から、2008 年度）



渡り廊下（SB 44-SB 46 間）完成状況（北東から、2008 年度）



庭園東側管理板塀（南から、2006 年度）



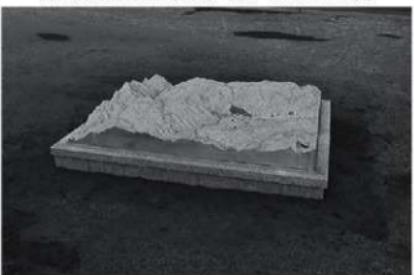
便益施設完成状況（南東面）（南東から、2006 年度）



便益施設完成状況（北面）（北から、2006 年度）



周辺地形模型、型製作状況（2002 年度）



周辺地形模型完成状況（東から、2003 年度）



土層はぎ取り作業（北西から、2004 年度）



西堀土層はぎ取り展示完成状況（南東から、2008 年度）



案内板（エントランス広場）完成状況（北から、2008 年度）



説明版（大）門前区画完成状況（北から、2009 年 11 月）

図版 22 学習施設工 (2)・安全施設工



説明版（大、工房区画）完成状況（東から、2009年11月）



説明版（小、南堀）完成状況（西から、2008年度）



説明版（小、西堀）完成状況（西から、2009年11月）



遺構解説板（地鎮遺構）完成状況（南から、2008年度）



説明板 A（エントランス広場）完成状況（南西から、2008年度）



説明板 B（西堀北端）完成状況（東から、2008年度）



説明板 C（エントランス広場）完成状況（北から、2008年度）



バリアフリー園路・エントランスロープ・手すり完成状況（北から、2007年度）

飛驒市文化財調査報告書 第2集

史跡江馬氏城館跡
下館跡地区
整備工事報告書

発行日 2010年3月12日

編集・発行 飛驒市教育委員会
〒509-4292 岐阜県飛驒市古川町本町2番22号 TEL 0577(73)7496

印 刷 有限会社 村坂印刷